

同 (裏 面)

NOTICE

(1) This card must be presented to the sending Telegraph office when press telegrams are filed.

(2) If the holder of this card wishes to continue to send press telegrams after (C 年 月 日) , an application for the renewal of the card must be presented before the expiration of the term.

樣式第四號

料金受信人拂外國電報發信證票 (表面)

R. T. P. TELEGRAM CARD

有效期間満了ノ
(This card is good only for one year ending (年 月 日))

(發行通信局名)
No. (發行番號)

This is to certify that
(發信人住所氏名)

Mr. _____
is authorized to send R. T. P. Telegrams
(指定發信局名)

through _____
(電報ニ用ナル名宛及著信局名)

to _____
(經過線路名)

via _____
(年 月 日)

The Department of Communications.

同 (裏 面)

NOTICE

- (1) This card must be presented to the sending Telegraph Office when R. T. P. telegrams are filed.
- (2) If the holder of this card wishes to continue to send telegrams (C 年 月 H) an application for the renewal of the card after..... must be presented before the expiration of the term.

附 則

第五百二十三條 本公達ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治四十三年十一月十一日公達第八百二十三號外國電報取扱規程ハ之ヲ廢止ス
 本公達施行前ニ受付ケタル外國電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依リ之ヲ取扱フベシ
 本公達ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本公達施行前ニ受付ケタル外國電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依リ之ヲ取扱フベシ

官 報 減 額 料 金 表 (省略)

國際放送電報規則

第五編 國際放送電報規則

◎國際放送電報規則

昭和十年十二月二十九日
逓信省令第五十一號

第一條 國際放送電報ハ左ノ二種トス

- 一 對外放送電報
- 二 外國放送電報

第二條 對外放送電報トハ逓信大臣ノ許可ヲ受ケ設立シタル社團法人タル通信社ヨリ外國ニ情報ヲ頒布スル目的ヲ以テ特定ノ者ニ宛ツルコトナク無線電信ニ依リ放送セララルル爲一年ヲ通ジテ毎日發スル電報ヲ謂フ

第三條 外國放送電報トハ外國無線電信局ノ放送スル情報電報ニシテ官廳又ハ逓信大臣ノ許可ヲ受ケ設立シタル社團法人タル通信社ニ於テ別ニ告示スル電信官署ヨリ受領スルモノヲ謂フ

第四條 對外放送電報ヲ發信セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出シテ逓信大臣ノ許可ヲ受クベシ各號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一 情報ヲ頒布セントスル地方
- 二 情報ノ種類
- 三 電報ノ用語
- 四 電報ノ語數

五 放送ヲ希望スル時刻

第五條 前條ノ申請ヲ許可シタルトキハ對外放送電報ノ發信電信官署、放送電信官署、賴信時刻、放送時刻、發射ノ型式及周波數ヲ指定シ其ノ旨申請者ニ通知ス

第六條 遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第四條ノ規定ニ依ル電報ノ語數ヲ制限シ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定シタル事項ヲ變更スルコトアルベシ

第七條 電報賴信時刻ヲ經過シタル後ニ賴信シタル對外放送電報ハ之ガ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

第八條 廣告又ハ私信ト認ムル事項ヲ記載シタル電報ニ付テハ對外放送電報ノ取扱ヲ爲サズ

第九條 對外放送電報ノ實際語數ハ發信電信官署ニ於テ特ニ承認シタル場合ヲ除クノ外許可語數ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十條 對外放送電報ノ料金ハ一月分毎ニ之ヲ計算シ發信電信官署ヨリ翌月ノ十日迄ニ之ヲ發信人ニ通知ス

發信人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ月二十五日迄ニ其ノ料金ヲ發信電信官署ニ通貨ヲ以テ納付スベシ

第十一條 對外放送電報ノ料金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

一 一月ノ中途ニ於テ取扱ヲ開始若ハ廢止シ又ハ許可ヲ取消シタル場合

二 一月ノ中途ニ於テ電報ノ語數ヲ第四條ノ規定ニ依リ變更シ若ハ第六條ノ規定ニ依リ制限シ又ハ電報ノ取扱ヲ第十二條若ハ第十九條ノ規定ニ依リ停止シタル場合

三 第二十條ノ規定ニ依リ對外放送電報ノ放送ヲ爲サザルコト引續キ三日以上ニ及ビタル場合

第十二條 對外放送電報ノ料金ヲ納付セザルトキハ滯納ノ期間之ガ取扱ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ取扱停止期間三十日以上ニ及ビ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ビタルトキハ對外放送電報取扱ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十三條 前條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ取消シ又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ發信ヲ廢止シタル場合ニ於テ許可後一年ニ滿タ

ザルトキハ其ノ一年ニ滿ツル迄ノ期間ノ許可語數ニ對スル料金ヲ一時ニ徵收ス

第十四條 外國放送電報ヲ受領セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出シテ遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 電報ヲ放送スル外國無線電信局ノ名稱、經營者名、呼出符號、發射ノ型式、周波數及放送時刻「ゲリニッチ」標準時

二 電報ノ語數

外國放送電報ノ受領ニ關シ關係通信社ト特約ヲ要スルセノニ在リテハ前項ノ申請書ニ其ノ契約書ノ寫又ハ該契約ヲ證明スル書類ヲ添付スベシ

第一項ノ許可ヲ受ケタル後其ノ各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨遞信大臣ニ届出ヅベシ

第十五條 外國放送電報ニ對シテハ交付スル電報ノ語數ニ應ジ受信人ヨリ料金ヲ徵收ス

第十六條 第六條及第十條ノ規定ハ外國放送電報ニ之ヲ準用ス

第十七條 國際放送電報ニ對シテハ別ニ告示スル料金ヲ課ス

第十八條 國際放送電報ハ傳送上ノ誤謬ニ依リ目的ヲ達スルコトヲ得ザリシ場合ト雖モ其ノ電報料ヲ免除セズ

第十九條 遞信大臣ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ業務上支障アルトキハ國際放送電報ノ取扱ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第二十條 國際放送電報ハ無線電信局ノ設備上已ムヲ得ズト認ムルトキハ其ノ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

第二十一條 對外放送電報ノ發信ヲ廢止シ又ハ外國放送電報ノ受領ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨遞信大臣ニ届出ヅベシ

第二十二條 國際放送電報ノ取扱ニ關シ本令ニ規定ナキ事項ニ付テハ一般外國新聞電報ニ關スル規定ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則

第六編 國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則

目次

第一條 定 義	四〇九
第二條 無線通信ノ秘密	四二二
第三條 許可書	四二二
第四條 機械ノ選擇	四二三
第五條 發射ノ種別	四二三
第六條 發射ノ質	四二四
第七條 周波數(波長)及發射型式ノ分配及使用	四二五
第八條 素人局及私設實驗局	四二七
第九條 移動局ノ具備スベキ條件	四二八
第十條 通信士ノ證明書	四二九
第十一條 指揮者ノ權限	四三五
第十二條 局ノ檢査	四三五
第十三條 違反ノ通告	四三六
第十四條 呼出符號	四三六

第十五條 業務書類.....	四〇四
第十六條 周波數ノ通告及公表.....	四〇六
第十七條 移動業務ニ於ケル無線電信ノ一般手續.....	四〇九
第十八條 「各局宛」一般呼出.....	四一五
第十九條 應答ヲ求メザル數局宛呼出.....	四一六
第二十條 呼 出.....	四一七
第二十一條 移動業務ニ於ケル電波ノ使用.....	四一八
第二十二條 混 信.....	四一四
第二十三條 補助設備.....	四一五
第二十四條 遭難ノ信號及通信、緊急信號、緊急信號及安全信號.....	四一六
第二十五條 移動業務ノ局ノ執務時間.....	四一五
第二十六條 移動業務ニ於ケル通信ノ先順位ノ順位.....	四一八
第二十七條 無線電報ノ發信局 表示.....	四一八
第二十八條 無線電報ヲ傳送スベキ方向.....	四一九
第二十九條 無線電報ノ計算.....	四一九
第三十條 公衆通信ノ航空業務.....	四〇四
第三十一條 小電力ノ移動無線電話局ノ業務.....	四〇四
第三十二條 特別業務.....	四〇六

第三十三條 國際無線通信諮問委員會(C. C. I. R.).....	五一
第三十四條 聯合事務局ノ費用.....	五二
第三十五條 主官廳會議ノ招請.....	五三
三十六條 一般規則ノ施行.....	五三
附錄第一號 周波數許容偏差表.....	五八
附錄第二號 固定局、陸上局及無線放送局ノ高調波強度ニ對スル許容偏差表.....	五二
附錄第三號 發射ニ依リ占有セラルル周波數帶ノ幅ノ表.....	五三
附錄第四號 「アメリカ」大陸ニ於ケル將來ノ研究及實驗ノ基礎トスル爲ノ周波數(波長)ノ分配ヲ示ス表.....	五三
附錄第五號 電氣通信條約又ハ無線通信規則ノ違反ノ報告.....	五五
附錄第六號 第二種船舶局ノ執務時間.....	五九
附錄第七號 第二種船舶局ノ執務時間.....	五〇
附錄第八號 業務書類.....	五〇
附錄第九號 業務記號.....	五〇
附錄第十號 移動局ノ備付クベキ書類.....	五二
附錄第十一號 無線通信用語.....	五一
附錄第十二號 符號ノ強度又ハ明瞭度ヲ表スニ使用スル標準.....	五一
附錄第十三號 無線電報ノ計算ニ對スル計算書ノ様式.....	五一
附錄第十四號 小電力ノ移動無線電話局ノ業務ニ於ケル手續.....	五二

附符第十五號 無線羅針方位測定…………… 英四

附錄第十六號 國際無線通信諮問委員會內部規則…………… 英六

國際電氣通信條約(千九百三十二年)附屬一般無線通信規則(千九百三十八年)

最終議定書…………… 五三

◎國際電氣通信條約(千九百三十二年)附屬一般無線通信規則(千九百三十八年) 昭和十三年十二月二十四日 告示第四千十七號

第一條 定義

電氣通信 有線、無線又ハ其ノ他ノ電氣的若ハ可視的(「セマフォール」)ノ信號ノ方式若ハ手段ニ依ル一切ノ種類ノ記號、信號、文言、影像及音響ノ一切ノ電信又ハ電話ノ通信(條約附屬書參照)

一般ノ電氣通信線路系 公衆業務ヲ取扱フ現存電氣通信線路ノ總體但シ移動業務ノ無線通信線路ヲ除ク

無線通信 「ヘルツ」波ニ依ル一切ノ電氣通信(條約附屬書參照)

無線電報 移動局ヨリ發シ又ハ之ニ著スル電報ニシテ其ノ經過ノ全部又ハ一部ヲ移動業務ノ無線通信線路ニ依リ傳送セラルルモノ(條約附屬書參照)

電信 方式ヲ問ハズ電信信號ニ依ル電氣通信「電報」ナル語ハ又「無線電報」ヲ含ムモノトス但シ條文ガスノ如キ意義ヲ明ニ除外スル場合ヲ除ク

電話 方式ヲ問ハズ電話信號ニ依ル電氣通信
局ニ割當テラレタル周波數 局ニ割當テラレタル周波數トハ局ガ動作スルコトヲ許可セラレタル周波數帶ノ中央ヲ占ムル周波數ヲ謂フ一般ニ此ノ周波數ハ搬送波ノ周波數トス

發射周波數帶 發射ノ周波數帶トハ使用セラルル傳送ノ型式及信號ノ速度ニ付發射ガ實際ニ占有スル周波數帶ヲ謂フ
周波數ノ許容偏差 周波數ノ許容偏差トハ實際發射周波數ト該發射ノ有スベキ周波數(通告セラレタル周波數又ハ通信士ノ選定シタル周波數)トノ間ニ許容セラルル最大限ノ偏差ヲ謂フ

無線電氣送信機ノ電力 無線電氣送信機ノ電力トハ空中線ニ供給セラルル電力ヲ謂フ左ノ事項ハ左ニ掲グル送信機ノ型式ニ之

ヲ適用ス

持續電波ノ無線電信 型式A一又ハA二ノ發射ヲ使用スル送信機ニ付テハ電力ハ電鍵ヲ按下シタルトキ空中線ニ供給セラルル電力ヲ謂フ

兩側波帶ヲ有スル通常ノ型式 兩側波帶ヲ有スル通常ノ型式ノ振幅變調波送信機ニ付テハ空中線電力ハ一ハ空中線ニ供給セラルル搬送波ノ電力ノ他ハ採用セラルル實際ノ最大變調率(註一)ヲ示ス二個ノ數ニ依リ之ヲ表示ス

其ノ他ノ型式 兩側波帶ヲ有スル通常ノ型式以外ノ振幅變調波送信機ニ付テハ空中線ニ供給セラルル最大電力ヲ送信機ノ電カトシテ掲グ

二

固定業務 固定地點間ニ於テ一切ノ種類ノ無線通信ヲ行フ業務但シ無線放送業務及特別業務ヲ除ク

移動業務 移動局及陸上局間並ニ移動局相互間ニ行ハルル無線通信業務但シ特別業務ヲ除ク(條約附屬書參照)

航空業務 航空機局及陸上局間並ニ航空機局相互間ニ行ハルル無線通信業務此ノ用語ハ又航空ノ安全ヲ確保スル爲ノ無線通信ノ固定及特別業務ニ之ヲ適用ス

無線放送業務 一般公衆ニ依リ受信セラルル爲ノ發射ノ放送ヲ行フ業務此ノ業務ハ專ラ左記ヲ包含ス(註二)

(イ) 無線電話放送業務 言語及音樂ヲ隔地ニ於テ聽取スル爲ノ發射ノ放送ヲ行フ業務

(ロ) 電視業務 靜止又ハ移動中ノ事物(註三)ヲ隔地ニ於テ觀取スル爲ノ發射ノ放送ヲ行フ業務

電寫業務 靜止影像ヲ隔地ニ於テ永續ニ複寫スル爲ノ發射ヲ行フ業務(註四)

特別業務 一定ノ公共ノ利益ノ爲特ニ運用セラルル電氣通信業務ニシテ公衆通信ヲ取扱ハザルモノ例ヘバ無線標識、無線羅針、報時信號、定時氣象通報、航行者ヘノ通報、各局宛新聞報、醫事通報(無線診察)、標準周波數、科學上ノ目的ノ爲ニスル發射等ノ業務

(註一) 此ノ變調率ハ百分率ニ依リ之ヲ表示ス

(註二) 例外「電寫業務」參照

(註三) 「事物」トハ視覺上ノ意義ニ之ヲ使用ス

(註四) 此ノ電寫業務ハ無線放送局、固定局又ハ移動業務ノ局ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

三

固定局 位置ヲ變ズルコトヲ得ザル局ニシテ同様ニ設置セラレタル一箇又ハ數箇ノ局ト無線通信ノ方法ニ依リ通信スルモノ

陸上局 位置ヲ變ズルコトヲ得ザル局ニシテ移動業務ヲ行フモノ

海岸局 船舶局トノ業務ヲ行フ陸上局 右ハ船舶局トノ通信ニモ充テラルル固定局タルコトヲ得此ノ場合ニ於テ該局ハ船舶局トノ通信時間中ノミ之ヲ海岸局ト看做ス

航空局 航空機局トノ業務ヲ行フ陸上局 右ハ航空機局トノ通信ニモ充テラルル固定局タルコトヲ得此ノ場合ニ於テ該局ハ航空機局トノ通信時間中ノミ之ヲ航空局ト看做ス

移動局 位置ヲ變ズルコトヲ得且位置ヲ變ズルコトヲ常トスル局

航空局 恒久的ニ繫留セラレザル船舶上又ハ航空機上ノ局

船舶局 恒久的ニ繫留セラレザル船舶上ノ局

航空機局 一切ノ航空機(註一)上ノ局

可搬局 容易ニ位置ヲ變ゼシメ得ルモ移動中ハ通常使用セラレザル局

無線標識局 其ノ發射ガ航空局ヲシテ無線標識局ヨリノ方位若ハ方向又場合ニ依リ無線標識局ヨリノ距離ヲ決定スルコトヲ得シムル爲ノ特別局

無線羅針局 他局ノ發射ノ方向ヲ決定スル爲ノ特別機器ヲ設備スル局

素人局 素人即金錢上ノ利益ノ爲ニスルニ非ズシテ專ラ個人的ニ無線電氣技術ニ興味ヲ有シ成規ニ依リ許可ヲ受ケタル者ノ使用スル局

私設實驗局 無線電氣ノ技術又ハ科學ノ發達ヲ目的トスル實驗ニ充テラルル私設局

私設無線通信局 公衆通信ヲ取扱ハザル私設局ニシテ專ラ他ノ「私設無線通信局」ト被許可者ノ個人的事項ニ關スル通信ヲ交換スルコトヲ許可セララルモノ

(註一) 「航空機」トハ飛行機、航空船、自由氣球又ハ繫留氣球等ヲ包含スル一般用語トス

第二條 無線通信ノ秘密

主管廳ハ左ノ事項ヲ禁止及防遏スル爲ニ必要ナル處置ヲ執ルコトヲ約ス

(イ) 公衆ノ一般利用ヲ目的トセザル無線通信ヲ許可ナクシテ傍受スルコト

(ロ) 許可ナクシテ(イ)ニ掲グル無線通信ノ内容若ハ單ニ其ノ存在ヲ漏洩シ又ハ該無線通信ヲ公表若ハ利用スルコト

第三條 許可書

一 (一) 送信局ハ該局ノ屬スル國ノ政府ノ交付スル特別ノ許可書ナク個人又ハ何レノ企業ニ於テモ之ヲ設置又ハ經營スルコトヲ得ズ

(二) 殖民地、主權又ハ委任統治ノ下ニ在ル地域、海外領土又ハ保護領ニ船籍港又ハ定置場ヲ有スル移動局ハ許可書ノ交付ニ關シテハ該殖民地、地域、領土又ハ保護領ノ管轄ニ屬スルモノト看做スコトヲ得

二 許可書ヲ有スル者ハ條約第二十四條ニ規定スル如ク電氣通信ノ秘密ヲ確保スル義務ヲ負フ尙許可書ニハ局ガ受信スルコトヲ許可セラレタル無線通信以外ノモノノ受信ヲ禁ジ尙斯ノ如キ通信ガ偶然受信セラレタル場合ニ於テ之ヲ複寫シ、第三者ニ之ヲ通知シ又ハ如何ナル目的ニモ之ヲ使用スルコトヲ得ズ又其ノ存在ヲモ漏洩スルコトヲ得ザルコトヲ記載スルコトヲ要ス

三 移動局ニ交付シタル許可書ノ檢査ヲ容易ナラシムル爲自國語ヲ以テ記載シタル本文ニハ場合ニ依リ國際關係ニ於テ廣ク使

用セララル國語ヲ以テ譯文ヲ附ス

四 移動局ニ許可書ヲ交付スル政府ハ國際公衆通信上ヨリ分類セララル該局所屬ノ種別ヲ之ニ記載ス

第四條 機器ノ選擇

一局ニ於テ使用スル無線電氣ノ機器及裝置ノ選擇ハ自由トス但シ發射電波ハ本規則ノ規定ニ適合スルコトヲ要ス

二 尤モ經濟的要求ト兩立シ得ル限度内ニ於テ發射、受信及測定ノ機器ノ選擇ハ特ニ國際無線通信諮問委員會ノ意見中ニ掲グル如キ最近ノ技術ノ進歩ヲ考慮スルコトヲ要ス

第五條 發射ノ種別

一 發射ハ其ノ變調又ハ操作ガ振幅ニ付テノミ爲サルモノトシ其ノ用途ニ從ヒ左ノ如ク分類ス

第一 持續電波

型式A〇 逐次ノ振動ガ永續ノ狀態ニ於テ同一ナル電波(註一)

型式A一 純粹持續電波ニ依ル電信 電信符號ニ依リ操作セララル持續電波

型式A二 變調電信 一箇又ハ數箇ノ可聽周波數ニ依リ變調セラレタル搬送波 一箇若ハ數箇ノ可聽周波數又ハ此等ト搬送波トノ結合ハ電信符號ニ依リ之ヲ操作スルモノトス

型式A三 電話 音聲、音樂又ハ其ノ他ノ音響ニ相當スル周波數ニ依ル搬送波ノ變調ヨリ生ズル電波

型式A四 電寫 永續的ニ複寫スル爲靜止影像ヲ走査スルトキ發生スル周波數ニ依ル搬送波ノ變調ヨリ生ズル電波

型式A五 電視 靜止又ハ移動スル事物(註二)ヲ走査スルトキ發生スル周波數ニ依ル搬送波ノ變調ヨリ生ズル電波

備考 此等ノ發射ニ相當スル周波數帶ノ幅ハ附錄第三號ニ之ヲ掲グ

第二 減幅電波

型式B 振幅ガ最大ニ達シタル後漸次低減スル振動ノ逐次ノ列ヨリ成ル電波 電波ノ列ハ電信符號ニ依リ之ヲ操作スル

- 二 前記分類ハ一切ノ場合ニ於テ搬送波ノ存在ヲ認ム然レドモ該搬送波ハ之ヲ傳送セザルコトヲ得
- 右ノ分類ハ關係主管廳ノ定ムル條件ニ依リ前記定義中ニ包含セラレザル電波ノ型式ヲ使用スルコトヲ除外セズ
- 三 電波ハ初ニ一秒時ノ「キロサイクル」(kc/s)又ハ一秒時ノ「メガサイクル」(Mc/s)ニ於ケル周波數ヲ以テ之ヲ表示ス此ノ表示ノ次ニメートルニ於ケル近似波長ヲ括弧内ニ示ス本規則ニ於テメートルニ於ケル波長ノ近似値ハ一秒時ノ「キロサイクル」ニ依リ表示シタル周波數ヲ以テ三〇〇〇〇〇ナル數ヲ除シタル商トス
- 註一 此ノ電波ハ標準周波數ノ發射ノ如キ特殊ノ場合ノミニ之ヲ使用ス
- 註二 「事物」トハ視覺上ノ意義ニ之ヲ使用ス

第六條 發射ノ質

- 一 局ノ發射スル電波ハ技術ノ現狀ノ許ス限り許可セラレタル周波數ニ於テ正確ニ保持セラレ且行ハルル通信ノ型式ニ必要ナラザル一切ノ發射ヲ伴ハザルコトヲ要ス
- 二 (一) 運用ノ各種ノ場合ニ於ケル技術ノ現狀ハ周波數ノ確度、高調波ノ基準及占有セラルル周波數帯ノ幅ニ關スル附錄第一號、第二號及第三號ニ之ヲ掲グ
- (二) 發射ニ依リ占有セラルル周波數帯ノ幅ハ實行上左ノ條件ヲ考慮スルコトヲ要ス
 - 第一 附錄第三號中ニ示サレタル周波數帯ノ幅
 - 第二 搬送波ノ周波數ノ變化
 - 第三 補足的技術條件例ヘバ送信機及受信機ニ對スル濾波回路ノ特性ノ様式ニ關スル技術的可能性
- 三 主管廳ハ其ノ管轄ニ屬スル局ノ發射電波ガ本規則ノ規定ニ適合スルヤヲ屢検査スベシ
- (二) 右ニ關シテハ國際的協力ヲ得ル様努ムベシ

四 六〇〇〇 kc/sヲ超ユル周波數(五〇m未滿ノ波長)帶ニ於ケル混信ヲ減少スル爲業務ノ種類ガ許ストキハ指向性空中線方式ヲ使用スルコトヲ勸告ス

第七條 周波數(波長)及發射型式ノ分配及使用

- 一 第四項第三節ノ規定ノ留保ノ下ニ締約國主管廳ハ他國ノ如何ナル業務トモ混信ヲ生ゼザルコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ管下ノ一切ノ無線電氣局ニ如何ナル周波數及如何ナル電波ノ型式ヲモ割當ツルコトヲ得
- 二 尤モ主管廳ハ局ノ性質上他ノ締約國ノ業務ニ甚シキ混信ヲ生ジ易キモノニ對シテハ局ノ業務ノ種類ニ從ヒ且左ニ掲グル電波ノ分配及使用ノ規定ニ從ヒ周波數及電波ノ型式ヲ割當ツルコトヲ約ス
- 主管廳ガ局ニ割當ツル周波數ハ締約國ニ屬スル業務ニシテ第十五條及第十六條竝ニ附錄第八號ノ規定ニ從ヒ聯合事務局ニ通告セラレタル周波數ヲ使用スル現存局ガ行フモノニ混信スルコトヲ能フ限り避クル様之ヲ選定スルコトヲ要ス
- 三 周波數帯ガ一定ノ業務ニ割當テラレタル場合ニ於テ該業務ノ局ハ隣接周波數帯ガ割當テラレタル業務ノ局ノ通信ニ妨害トナル混信ヲ生ゼザル様該周波數帯ノ兩端ヨリ十分隔リタル周波數ヲ使用スルコトヲ要ス
- 四 (一) 關係主管廳ハ必要アラバ局ニ割當ツベキ電波ノ決定及斯ノ如ク割當テラレタル電波ノ使用條件ノ決定ニ關シ協議ス
- (二) 如何ナル地域ノ主管廳ト雖モ條約第十三條ニ從ヒ地域的協定ヲ締結シ之ニ參加スル國ノ業務ニ對スル周波數帯又ハ此等ノ國ノ局ニ對スル周波數ノ割當及斯ノ如ク割當テラレタル電波ノ使用條件ヲ定ムルコトヲ得第一項及第二項ノ規定竝ニ第十六條第一項第六節ノ規定ハ此ノ種ノ一切ノ協定ニ亦之ヲ適用ス
- (二) 關係主管廳ハ混信ヲ避クルニ必要ナル協定ヲ爲シ且必要アラバ之ガ爲雙方的又ハ地域的協定ニ依リ相互間ニ協定セラレベキ手續ニ從ヒ鑑定機關又ハ鑑定和協機關ニ付託スベシ混信ヲ避クル爲ノ協定成立スルニ至ラザルトキハ條約第十五條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

(三) (1) 歐羅巴ノ無線放送ニ關シテハ本規則ニ依リ歐羅巴外ノ主管廳ニ屬スル一切ノ權利ノ留保ノ下ニ第一項ニ掲グル原則ノ適用上左ノ方法ヲ採用ス該方法ハ歐羅巴ノ主管廳間ノ協定ニ依リ廢棄又ハ修正シ得ルモ第十六條第一項第六節ノ規定ヲ何等變更セズ

(2) 歐羅巴ノ締約國主管廳間ニ豫メ協定ナキトキハ第一項ニ規定スル權能ハ歐羅巴地域ノ境域内ニ於テハ本規則ニ依リ許可セラレタル周波數帯外ノ無線放送業務ヲ一五六〇kc/s未滿ノ周波數(一九二・三mヲ超ユル波長)ヲ以テ行フ爲之ヲ行使スルコトヲ得ズ

(3) 右業務ヲ開設シ又ハ右業務ニ關スル既往ノ協定ニ依リ定ムル條件(周波數、電力、地理的位置等)ヲ變更セントスル主管廳ハ聯合事務局ノ媒介ニ依リ歐羅巴ノ主管廳ニ其ノ旨ヲ通知ス右通知ノ受領後六週日ノ期間内ニ回答セザリシ一切ノ主管廳ハ同意ヲ與ヘタルモノト看做ス

(4) 許可周波數帯外ニ於テ動作スル歐羅巴ノ無線放送局ニ於テ前ニ聯合事務局ニ通告シタル特性ニ變更ヲ加ヘントシ且此ノ變更ガ國際的混信ノ條件ニ影響スル虞アルトキ亦其ノ都度豫メ右ノ如キ協定ヲ爲スノ必要アルコトヲ了解ス

五 原則トシテ五〇〇〇kc/s未滿ノ周波數(六〇mヲ超ユル波長)ヲ以テ動作スル無線放送局ノ電力ハ當該國ノ境域内ニ於テ有效且良好ナル國內業務ヲ經濟的ニ確保スルコトヲ得シムル値ヲ超エザルコトヲ要ス

六 原則トシテ強力ナル無線放送局殊ニ無線放送ニ留保セラレタル周波數帯ノ限界附近ニ於テ動作スル此等ノ局ノ位置ハ他國ノ無線放送業務又ハ隣接周波數ヲ以テ動作スル他ノ業務ニ及ボス妨害ヲ成ルベク避クル様之ヲ選定スルコトヲ要ス

七 左表ハ各種業務ニ對スル周波數(近似波長)ノ分配ヲ示ス

一〇乃至二〇〇〇〇〇kc/s (三〇〇〇〇乃至一・五m)ノ周波數帯ノ分配

周波數 kc/s	波長 m	業務	
		一般割當	地區的割當
10 - 100	30000 - 3000	固定	歐羅巴地域(※) 其ノ他ノ地域
100 - 110	3000 - 2727	(1) 固定 (2) 移動	
110 - 125	2727 - 2400	移動	
125 - 150	2400 - 2000	海上(公衆通信ノミヲ取扱フモノ)ノ移動	
150 - 160	2000 - 1875	移動	
(註六)(註六) 160 - 185	1875 - 1620		無線放送 (註四) 160 - 180 (1875 - 1620) 無線放送 (註四) 160 - 185 (1620 - 1575) (1) 公衆通信ヲ取扱ハザルモノ (註三)(註四) (2) 無線放送 165 - 175 (1620 - 1575) (3) 航空 175 - 185 (1575 - 1500) (4) 無線放送 185 - 200 (1500 - 1350) 航空
			160 - 200 (1875 - 1500) (1) 固定 (2) 移動 (3) 航空 100 - 125 (1500 - 1125) 航空及移動 商用船舶局ヲ除ク

三六〇— 三五五 (註十)	五九— 七九		航空	公衆通信ヲ取扱ハザルモノ	(イ)無線 針ヲ妨 ルコト ノ電波 ヲ除ク
三五— 三八〇	八三— 八九	(イ)無線 針ヲ妨 ルコト ノ電波 ヲ除ク			
三四五— 三五五 (註六)	八七— 八三		航空		(イ)航空 ザルモノ 公衆通信ヲ取扱ハ
三〇— 三五五 (註六)	九六— 九三		航空		(イ)航空 ザルモノ 公衆通信ヲ取扱ハ
三五— 三五五 (註六)(註九)	九三— 八七	航空			
三五— 三五五 (註六)(註七)	九五— 九六		海上無線標識		航空
(註六)(註七)(註八) 二〇— 三五五	一〇四— 九五	無線標識	海上無線標識		海上無線標識ハ先順位ヲ有
(註六)(註七) 二八五— 二九〇	一〇三— 一〇四		航空		無線標識 海上無線標識ハ先順位ヲ有

三五— 三五五 (註十)	七九— 七九			公衆通信ヲ取扱ハザルモノ	(イ)航空 ザルモノ 公衆通信ヲ取扱ハ
三九— 四〇〇	七九— 七五		航空		(イ)航空 ザルモノ 公衆通信ヲ取扱ハ
四〇〇— 四一五	七〇— 七三		航空		(イ)航空 ザルモノ 公衆通信ヲ取扱ハ
四二五— 四六〇	七三— 六五	移動	航空		移動
四六〇— 四八五	六五— 六九	移動(航空ヲ除ク)A一及A二ニ限ル			
四八五— 五二五 (註十)	六九— 五八	移動(遭難呼出等)			
五二五— 五五〇 (註十)	五八— 五五	公衆通信ヲ取扱ハザルモノA一及A二ニ限ル			
五五〇— 一五〇〇 (註十)	五五— 一〇〇	(イ)無線 針ヲ妨 ルコト ノ電波 ヲ除ク (註十)業務ニ 限ル			

1500—1600	100—187.5		(一五〇—一五〇〇) (二〇〇—一九三三) (註七) 無線放送 (一六〇—一六〇〇) (一九三三—一八七五) 移動 航空ヲ除ク (註九)	(イ) 固 定 (ロ) 移 動 (ハ) 無線放送
(註十八)(註十九) 一六〇〇—一七五〇	一八七.五—一七四.九		一六〇〇—一六三〇(八七.五—一八四.〇) (イ) 固 定 (ロ) 海上移動 二=限ル A一及A (一六三—一六七〇) (一八四.〇—一七九.六) 海上移動業務 ノ呼出及遭難 電波(A三=限ル) (註三) 一六七〇—一七五〇(七九.六—一七四.九) 移動(A三=限ル) 船空 ヲ除ク	(イ) 固 定 (ロ) 移 動
一七五—1000	一七四.九—一五〇		一七五—一七五(一七四.九—一五〇) (イ) 素 人 (ロ) 固 定 (ハ) 海上移動 (ニ) 海上移動 (イ) 素 人 (ロ) 海上移動(A三=限ル)	(イ) 素 人 (ロ) 固 定 (ハ) 移 動

(※) 歐羅巴地域ノ定義 歐羅巴地域ハ北及西ハ歐羅巴ノ自然の境界ニ依ル境界、東ハ「グリニッチ」東經四十度ノ子午線、南ハ北緯三十度ノ緯度線ニ依リ區劃シ「ソヴェエト」聯邦ノ西部及地中海沿岸地域ヲ含マシムルモノトス但シ右區域中ニ含マルル「アラビヤ」及「サウディ、アラビヤ」ノ部分ヲ除ク

(註一) 一四三 kc/s (二一〇〇 m) ノ電波ハ持續長波ヲ使用スル移動局ノ呼出電波トス

(註二) 歐羅巴會議又ハ地域の會議ハ例外トシテ一箇又ハ數箇ノ無線放送局ヲ此ノ周波數帯ニ於テ許可スルコトヲ得但シ移動業務ヲ妨害セザルコトヲ條件トス

(註三) 歐羅巴ノ主管廳ハ無線放送局ニシテ其ノ地理的位置ニ依リ公衆通信ヲ取扱ハザル業務及航空業務ヲ妨害セザルモノヲ二四〇乃至二六五 kc/s (一一二五〇乃至一一三二 m) ノ周波數帯内ニ置ク爲相互間ニ協議ヲ爲スコトヲ得尙此等ノ業務ハ右ノ如ク選定セラレタル無線放送局ノ受信ヲ該局ノ自國領域内ニ於テ妨害セザル様之ヲ組織スベシ

(註四) 公衆通信ヲ取扱フ業務ハ第七條第一項ノ場合ト雖モ一六〇乃至二六五 kc/s (一一八七五乃至一一三二 m) ニ含マルル無線放送ニ充ツル周波數帯内ニ於テ之ヲ許サズ

(註五) 一六〇乃至二六五 kc/s (一一八七五乃至一一三二 m) ノ周波數帯ハ又南「アフリカ」、「オーストラリア」、英領印度及「ニュー、ジランド」ニ於ケル無線放送ニ之ヲ割當ツ但シ右周波數ヲ無線放送ノ爲ニ使用スル局ハ右周波數ヲ無線放送ノ爲ニ使用セザル國ノ業務トノ混信ヲ避クル様之ヲ設置スルコトヲ條件トス

(註六) 二六五乃至三六五 kc/s (一一三二乃至八二二 m) ノ周波數帯ハ日本ニ於テハ航空無線標識及海上無線標識ノ爲ニ之ヲ使用ス

(註七) 二八五乃至三二〇 kc/s (一〇五三乃至九三八 m) ノ範圍内ニ包含セラルル幅三〇 kc/s ノ周波數帯ハ各地域ニ於テ無線標識業務ニ之ヲ割當ツ歐羅巴地域ニ於テハ該周波數帯ハ海上無線標識ニ對シテノミ之ヲ留保ス

(註八) 「ソヴェエト」聯邦ノ全領域ニ於テハ二九〇乃至三一五 kc/s (一〇三四乃至九五二 m) ノ周波數帯ハ航空無線標識及海上無線標識ニ之ヲ使用ス

(註九) 三三三 kc/s (九〇〇 m) ノ電波ハ別段ノ地域の協定アル場合ヲ除キ三二五乃至三四五 kc/s (九二三乃至八七〇 m) ノ周波數帯ニ於

テ動作スル航空機局ノ一般呼出電波トス

(註十) 「ソウヱイエト」聯邦ノ全領域ニ於テハ三八〇乃至三九五 kc/s (七八九乃至七五九 m) 及五一一乃至五五〇 kc/s (五八三乃至五四五 m) ノ周波數帶ハ他國ノ許可セラレタル業務ニ何等ノ混信ヲ生ゼシメザルコトヲ留保シ海上及航空移動業務ニ之ヲ使用ス

(註十一) 三九五乃至四一五 kc/s (七五九乃至七二三 m) ノ周波數帶ハ航空機及航空局間ノ通信並ニ無線標識ニ限り之ヲ使用ス

(註十二) 歐羅巴ノ主管廳ハ無線放送局ニシテ其ノ地理的位置及其ノ制限セラレタル電力ニ因リ海上移動業務ヲ妨害セザルモノヲ四一五乃至四六〇 kc/s (七二三乃至六五二 m) ノ周波數帶内ニ置ク爲相互ニ協議ヲ爲スコトヲ得

(註十三) 五〇〇 kc/s (六〇〇 m) ノ電波ハ國際ノ呼出及遭難電波トス此ノ電波ノ使用ハ第二十一條、第二十四條及第三十二條ニ之ヲ規定ス

(註十四) 歐羅巴ノ主管廳ハ現存無線放送局ニシテ其ノ地理的位置ニ因リ四八五乃至五一五 kc/s (六一九乃至五八三 m) ノ周波數帶内ノ移動業務又ハ五一五乃至五五〇 kc/s (五八三乃至五四五 m) ノ周波數帶内ノ公衆通信ヲ取扱ハザル業務ヲ妨害セザルモノヲ五一五乃至五五〇 kc/s (五八三乃至五四五 m) ノ周波數帶内ニ維持スル爲相互ニ協議ヲ爲スコトヲ得

尙公衆通信ヲ取扱ハザル業務ハ右ノ如ク選定セラレタル無線放送局ノ受信ヲ該局ノ自國領域内ニ於テ妨害セザル様之ヲ組織スベシ

(註十五) 移動業務ハ五五〇乃至一三〇〇 kc/s (五四五乃至二三〇・八 m) ノ周波數帶ヲ使用スルコトヲ得但シ右周波數帶ヲ專ラ無線放送ニ對シ使用スル國ノ業務ニ混信ヲ與ヘザルコトヲ條件トス

(註十六) 型式Bノ電波ニ於ケル一三六四 kc/s (二一九・九 m) ノ周波數ハ日本ニ於テハ電力三〇〇「ワット」未滿ノ小船船ニ對シ他國ノ業務ニ混信ヲ生ゼシメザルコトヲ條件トシテ之ヲ許可ス尤モ北「アメリカ」地域ニ於テハ地方時十八時乃至二十三時ノ間ハ型式Aノ電波ニ限り之ヲ許可ス

(註十七) 無線放送局ノ搬送波ノ周波數ハ割當テラレタル周波數帶ノ上部限界ヨリ少クトモ五 kc/s ノ間隔ヲ遵守スルコトヲ要ス

(註十八) 一六五〇 kc/s (一八一・八 m) ノ周波數ハ小電力ノ船舶局トノ無線電話ノ移動業務ニ對スル呼出電波及遭難電波トス右電波ノ使用ニ關シテハ第三十一條ニ之ヲ規定ス

用ニ關シテハ第三十一條ニ之ヲ規定ス

(註十九) 原則トシテ此ノ周波數帶ハ小電力ノ船舶局トノ電話業務ニ之ヲ留保ス其ノ船舶ガ音通信型式ヲ使用セザル諸國ハ右電話業務ノ現存スル地域ノ隣接地域ニ於テ該周波數帶内ニ於ケル電信ノ使用ヲ避クベシ

(註二十) 一六三〇乃至一六七〇 kc/s (一八四・〇乃至一七九・六 m) ノ周波數帶内ニ於テハ如何ナル通信ヲモ爲スコトヲ得ズ

(註二十一) 歐羅巴ノ内部ニ於テハ一五六〇乃至一六三〇 kc/s 及一六七〇乃至一七一一五 kc/s (一九二・三乃至一八四・〇 m 及一七九・六乃至一七四・九 m) ノ周波數帶ハ短距離ノ固定業務ニ之ヲ使用スルコトヲ得但シ移動業務ニ混信ヲ及ボサザルコトヲ條件トス

備考 本規則ノ施行前ニ開催セラレベキ歐羅巴會議ハ其ノ議定書ニ地域の周波數帶内ニ於テ決定スルコトアルベキ一定ノ除外例ニシテ之ニ掲載スルコトヲ要スト認ムルモノヲ附屬セシムルコトヲ例外トシテ決定スルコトヲ得右除外例ハ前記ノ表ニ關スル註ニ規定シタル例外ニ之ヲ追加ス

周波數 kc/s	波長 m	一般割當	
		歐羅巴地域	其ノ他ノ地域
1000 — 1500	150 — 187.1	(註二十) 1000 — 1100 (150 — 146.3) (イ) 固 (ロ) 海上移動 1100 — 1250 (146.3 — 149.9) 無線觀測 1250 — 1350 (149.9 — 126.8) (イ) 固 (ロ) 海上移動 1350 — 1500 (126.8 — 127.0) 公衆通信ヲ取扱ハザル (註二十一) 1500 — 1650 (127.1 — 123.9)	(註二十二) 1000 — 1100 (150 — 146.3) (イ) 固 (ロ) 移動 1100 — 1500 (126.8 — 127.0) (イ) 固 (ロ) 移動 (ニ) 無線放送

900 — 1100	30.3 — 27.7	固定
1100 — 1500 (註二十七)	27.7 — 26.3	移動
1500 — 1700	26.3 — 25.6	固定
1700 — 1900	25.6 — 25.2	無線放送
1900 — 2100	25.2 — 24.6	固定
2100 — 2250 (註二十七)	24.6 — 23.6	移動
2250 — 2350 (註二十七)	23.6 — 23.4	(移)固定
2350 — 2500	23.4 — 23.3	固定
2500 — 2600	23.3 — 22.8	素人
2600 — 2700	22.8 — 22.6	固定
2700 — 2850	22.6 — 21.7	固定
2850 — 3000	21.7 — 19.6	無線放送

1550 — 1600	19.6 — 18.2	固定
1600 — 1700	18.2 — 17.5	移動
1700 — 1750 (註二十七)	17.5 — 16.9	(移)固定
1750 — 1750 (註二十七)	16.9 — 16.6	無線放送
1750 — 2250	16.6 — 13.9	固定
2250 — 2250 (註二十七)	13.9 — 13.7	無線放送
2250 — 2300	13.7 — 13.5	移動
2300 — 2300 (註二十七)	13.5 — 13.0	(移)固定
2300 — 2500	13.0 — 11.3	移動

(註二十七) 主管廳ハ無線放送局以外ノ局ニシテ現ニ六一五〇—六二〇〇 kc/s (四八・七八—四八・三九 m)、九六〇〇—九七〇〇 kc/s (三一・二五—三〇・九三 m)、一七八〇〇—一七八五〇 kc/s (一六・八五—一六・八一 m)、二一五〇—二一七五〇 kc/s (一三・九二—一三・七九 m)ノ周波數帶内ニ在ルモノヲ能フ限リ速ニ他ニ變更スルコトニ努ムベシ
 尙主管廳ハ無線放送局ニシテ該業務ニ割當テラレタル周波數帶外ニ於テ發射スルモノヲ無線放送周波數帶内ニ置ク爲有用ナル一
 第六編 國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則 四二九

切ノ處置ヲ執ルコトヲ要ス

(註三十七) 航空業務ニ依ル此ノ用波數帶ノ使用ニ付テハ第九項參照
 (註三十八) 六二〇〇 kc/s (四八・三一m)ノ電波ハ別段ノ地域的協定アル場合ヲ除キ六〇〇〇乃至二五〇〇〇 kc/s (五〇—一二m)ニ包含セラルル周波數帶内ニ於テ動作スル航空機局ノ一般呼出電波トス
 (註) 此ノ周波數帶ハ「アメリカ」大陸(該大陸諸國ノ領土及屬地ヲ含ム)以外ノ地域ニ限リ無線放送ニ之ヲ使用スルコトヲ得

周波數 kc/s	波長 m	業	
		一般割當	歐羅巴地域的割當
二五 — 二五・六	三 — 一二・七	移動	「アメリカ」大陸無線放送
二五・六 — 二六・六	一二・七 — 一二・六	無線放送	
二六・六 — 二七・五	一二・六 — 一〇・九	固定	「アメリカ」大陸無線放送 三 — 二七・五 (一・二 — 一〇・九) 固定及移動
二七・五 — 二八	一〇・九 — 一〇・七	無線觀測	「アメリカ」大陸 固定、移動、無線觀測
二八 — 三〇	一〇・七 — 一〇	素人、實驗	
三〇 — 三三	一〇 — 九・三	小電力局 (註三十九)	地域的 (註三十九)

三一 — 三三・五	九・三 — 九・三		海上無線標識	地域的 (註三十九)
三三・五 — 四〇	九・三 — 七・五	(註三十九)	航空	地域的 (註三十九)
四〇 — 四〇・五	七・五 — 七・四〇七		固定、移動	地域的 (註三十九)
四〇・五 — 五〇・五	七・四〇七 — 五・三三七		電視及小電力局 (註三十九) 注意 隣接國ハ六 mc/sノ周波數帶ヲ各國ニ於テ小電力局ノ用ニ供シ得ル様各自ノ電波路ヲ四〇・五 — 五・三三七ノ周波數帶内ニ置ク爲協議スベシ	地域的 (註三十九)
五〇・五 — 五五・五	五・三三七 — 五・三六		電視及小電力局 (註三十九) 注意 主管廳ハ場合ニ依リ素人ニテ五・三三七 — 五・三六ノ周波數帶ノ使用ヲ許可スルコトヲ得	素人、實驗
五五・五 — 六〇	五・三六 — 五		素人、實驗、小電力局 (註三十九)	
六〇 — 六四	五 — 四・六八		小電力局 (註三十九)	地域的 (註三十九)

四〇 — 七〇・五	四・六八 — 四・二五五		電 視	地域的 (註三二)
七〇・五 — 七四・五	四・二五五 — 四・〇二七		小電力局 (註三七)	地域的 (註三二)
七四・五 — 七五・五	四・〇二七 — 三・九七四	(註三二)	航 空	地域的 (註三二)
七五・五 — 八五	三・九七四 — 三・五九		小電力局 (註三七)	地域的 (註三二)
八五 — 九四	三・五九 — 二・九二		電 視	地域的 (註三二)
九四 — 九四・五	三・二九 — 三・一七五	(註三二)	航 空	地域的 (註三二)
九四・五 — 九五・五	三・一七五 — 三・一四二		無線觀測	地域的 (註三二)
九五・五 — 一〇〇	三・一四二 — 二・六七		小電力局 (註三七)	地域的 (註三二)
一〇〇 — 一〇〇・五	二・七五 — 二・七五	(註三二)	航 空	地域的 (註三二)
一〇〇・五 — 一三三	二・七五 — 二・六七九		小電力局 (註三七)	地域的 (註三二)
一三三 — 一三〇	二・六七九 — 二・五		小電力局 (註三七) 注意 主管廳ハ場合ニ依リ	地域的 (註三二)

			素人ニ二三—二〇(二・六九—二・五)ノ周波數帯ノ使用ヲ許可スルコトヲ得	
一〇〇 — 一五〇	二・五 — 二		小電力局 (註三七)	地域的 (註三二)
一五〇 — 一五五	二 — 一・九二		航 空	地域的 (註三二)
一五五 — 一六二	一・九二 — 一・八五二		移 動	地域的 (註三二)
一六二 — 一七〇	一・八五二 — 一・七五		小電力局 (註三七)	地域的 (註三二)
一七〇 — 二〇〇	一・七五 — 一・五		電 視及無線放送	地域的 (註三二)

(註三二) 小電力局トハ其ノ電力「キロワット」未滿ノ局ト了解スベキモノトス

(註三三) 三〇 kc/sヲ超ユル周波數(一〇m未滿ノ波長)ノ割當ニ關シテハ附錄第四號ノ表ハ「アメリカ」大陸ニ於ケル將來ノ研究及實驗ノ基礎トナルベキ分配ヲ示ス

(註三四) 諸主管廳ハ國際航空路ニ於ケル航空ノ保護ノ爲ニ使用セラルル三・三 Mc/s、三・八 Mc/s、七・五 Mc/s、九・四 Mc/s及一〇・三 Mc/s(九・七・八九五、四・三・一八一、二・七一〇m)ノ周波數ヲ各自ノ國ニ於テ保護スルコトニ同意ス

八 無線放送業務ハ二三〇〇乃至二五〇〇% (一三〇・四乃至一二〇m)、三三〇〇乃至三五〇〇% (九〇・九乃至八五・七一m) 及四七七〇乃至四九六五% (六二・八九乃至六〇・四二m)ニ包含セラルル周波數ヲ左ノ條件ニ依リ使用スルコトヲ得

第一 一 二〇〇〇乃至三五〇〇% (一五〇乃至八五・七一m) ニ包含セラルル周波數
 第一 一方ニ於テ西經三十度ノ子午線ト東經五十度ノ子午線 (西經三十度ノ子午線ヨリ東方ニ向フ) トノ間、他方ニ於テ北緯三十度ノ緯度線ト南緯三十度ノ緯度線トノ間ニ包含セラルル地域ニ於テハ左ノ二箇ノ周波數帶即

一三〇〇—二五〇〇% (一三〇・四—二二〇m)
 三三〇〇—三五〇〇% (九〇・九—八五・七一m)

ハ固定及移動業務ノ外無線放送業務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得地域的協定ニ於テハ左ノ事項ヲ避クル様夜間ノ最大電力及右周波數帶内ノ周波數ノ分配ヲ定ムベシ

(イ) 右地域ニ於テ混信ヲ生ズルコト

(ロ) 右地域ノ無線放送局ガ既ニ右ノ周波數帶内ニ於テ動作スル固定及移動業務ノ局ニ混信ヲ及ボスコト

第二 一方ニ於テ東經五十度ノ子午線ト西經百四十度ノ子午線 (東經五十度ノ子午線ヨリ東方ニ向フ) トノ間、他方ニ於テ北緯三十度ノ緯度線ト南緯三十度ノ緯度線トノ間ニ包含セラルル地域ニ於テハ「ハワイ」群島ヲ除キ右二箇ノ周波數帶ハ固定及移動業務ノ外無線放送業務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得地域的協定ニ於テハ右地域ニ於テ混信ヲ生ズルコトヲ避クル様右周波數帶内ノ周波數ノ分配ヲ定ムベシ

第三 西經三十度ノ子午線ト西經百四十度ノ子午線 (西經三十度ノ子午線ヨリ西方ニ向フ) トノ間ニ包含セラルル地域ニ於テハ

(イ) 南緯五度ノ緯度線ヨリ南方ニ在ル地帯ニ付テハ二三〇〇乃至二五〇〇% (一三〇・四乃至一二〇m) ノ周波數帶ハ移動業務ノ外無線放送業務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得

(ロ) 「メキシコ」國ノ南方ト「コロンビア」國ノ北方トノ間ニ包含セラルル「アメリカ」大陸ノ諸國ニ付テハ二三〇〇乃至二三五〇% (一三〇・四乃至一二七・七m) ノ周波數帶ハ無線放送ニ之ヲ留保スルコトヲ得右割當ハ右周波數帶内

ニ於テ一國ニ付二箇ヲ超ニル別箇ノ周波數ヲ使用セズ且電力及指向性空中線ノ使用ニ關シ適宜ノ制限ヲ附シタル協定ニ從ヒ之ヲ行フ但シ無線放送局ガ本項ニ謂フ右「アメリカ」大陸ノ部分ノ北及南ニ於テ現ニ右周波數ヲ使用スル他ノ業務ノ局ニ混信ヲ及ボサザルコトヲ條件トス

(イ) 尙二三五〇乃至二四〇〇% (一二七・七乃至一二五m) ノ周波數帶ハ「グアテマラ」國、「サルヴァドル」國、「ホンデラス」國、「ニカラグア」國、「コスタ・リカ」國、「パナマ」國及運河地帯ニ於テ無線放送ニ之ヲ使用スルコトヲ得右使用ハ現存固定及移動業務トノ一切ノ混信ヲ避クル爲前記諸國ノ主管機關ニ締結セラルル地域的協定ニ從フ

(ロ) 一方ニ於テ西經八十度ノ子午線ノ東方ニ在リ、他方ニ於テ北緯二十度ノ緯度線ト南「アメリカ」海岸トノ間ニ在ル英吉利國、佛蘭西國及和蘭國屬地ニ付テハ二三〇〇乃至二四〇〇% (一二三〇・四—一二二五m) ノ周波數帶ハ固定及移動業務ノ外無線放送業務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得但シ無線放送局ハ既ニ右周波數帶内ニ於テ動作スル「アメリカ」大陸ノ固定及移動業務ノ局ニ混信ヲ及ボサザルコトヲ條件トス

二 四〇〇〇乃至五五〇〇% (七五乃至五四・五五m) ニ包含セラルル周波數

第一 一方ニ於テ零度ノ子午線ト西經百四十度ノ子午線 (零度ノ子午線ヨリ東方ニ向フ) トノ間、他方ニ於テ北緯三十度ノ緯度線ト南緯三十度ノ緯度線トノ間ニ包含セラルル地域ニ於テハ四八三乃至四九六五% (六二・〇五乃至六〇・四二m) ノ周波數帶ハ左ノ條件ニ依リ固定及移動業務ノ外無線放送業務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得

(イ) 無線放送局ハ既ニ右周波數帶内ニ於テ動作スル固定局ニ混信ヲ及ボサザルコト 此ノ目的ノ爲能フ限リ指向性空中線ヲ使用スルコトヲ要ス

(ロ) 右放送局ノ夜間ノ最大電力ハ五「キロワット」ヲ超エザルコト

第二 一方ニ於テ零度ノ子午線ト西經三十度ノ子午線 (零度ノ子午線ヨリ西方ニ向フ) トノ間、他方ニ於テ北緯三十度ノ緯度線ト南緯三十度ノ緯度線トノ間ニ包含セラルル地域ニ於テハ四七七〇乃至四九〇〇% (六二・八九—六一・二二m) ノ

周波數帶 使用シ得ル帶域ハ四七七五—四八九ノ前記第一(イ)及(ロ)ニ掲グルモノト同一留保ノ下ニ固定及移動業務ノ外無線放送業務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得

第三 南緯五度ノ緯度線ノ北方ニ在ル南「アメリカ」地域ニ於テハ四七七〇乃至四九〇〇% (六二・八九—六一・二二m)ノ周波數帶 使用シ得ル帶域ハ四七七五—四八九ノ前記第一(イ)及(ロ)ニ規定スルモノト同一留保ノ下ニ固定及移動業務ノ外無線放送業務ニモ之ヲ使用スルコトヲ得

三 熱帶地域ニ於ケル無線放送ニ適用スル雜則

第一 關係主管廳ハ二三〇〇—二五〇〇% (一三〇・四—一二〇m)、三三〇〇—三五〇〇% (九〇・九—八五・七一m)及四八三五—四九六五% (六二・〇五—六〇・四二m)ノ三箇ノ周波數帶ニ於ケル無線放送ヲ能ク限リ有效ナラシムル爲協力スルコトヲ約ス

第二 熱帶地域ノ無線放送ニ關スル規定ニ關シテハ一方ニ於テ東經五十度ノ子午線ト東方ニ向ヒテ西經百四十度ノ子午線トノ間、他方ニ於テ北緯三十度ノ緯度線ト南緯三十度ノ緯度線トノ間ニ在ル地帯(「ハワイ」群島ヲ除ク)ノ關係主管廳ハ無線放送局ニシテ「キロワット」ヲ超ユル電力ヲ使用スルモノヲ新ニ設置スル場合ハ其ノ電力及使用周波數ニ關シ協議スベシ

九 航空業務ニ對スル六〇〇乃至二五〇〇% (五〇乃至一二m)ノ周波數ノ分配

- (イ) 歐羅巴地域、「ソヴィエト」聯邦、「アフリカ」及南「アフリカ」ニ於テハ航空業務專用トシテ左ノ周波數帶ヲ割當ツ
 - 六五〇〇—六六〇〇% (四六・一—四五・四五m)
 - 八四八〇—八五八〇% (三五・三八—三四・九七m)
 - 一一三〇〇—一四〇〇〇% (二六・五五—二六・三二m)
 - 一二七七〇—一二八三〇% (三三・四九—三三・三八m)

- 一七二五〇—一七三七五% (一七・三九—一七・二七m)
- 一一三二〇〇—一一三三八〇% (一一・九三—一一・八三m)

(ロ) 大陸間航空路ニ對スル周波數ノ一般割當

左ノ周波數(波長)ハ世界的基礎ニ於テ大陸航空路ニ對シ之ヲ留保ス

一	二	三
航空周波數帶 (六五〇—六六〇% (四六・一五—四五・四m))	航空路別周波數帶ノ細分	各航空路ニ充テラレタル周波數% (m)
	航空路 歐羅巴—「アフリカ」 (六五〇—六五五% (四六・一五—四六・〇一m))	六五〇(四六・一三)、 六五七(四六・〇三)
	航空路 (一)歐羅巴—南「アメリカ」 (二)北極經由歐羅巴—北「アメリカ」 (六五〇—六五五% (四六・〇一—四五・八七m))	六五三(四五・九九)、 六五七(四五・八九)、 六五〇(四五・八〇)、 六五三(四五・九九)、 六五七(四五・八九)
	補助周波數帶 (六五〇—六五五% (四六・〇一—四五・七三m))	六五三(四五・八五)(※) 六五〇(四五・八〇)(※) 六五七(四六・七五)(※)
	航空路 (一)歐羅巴—北「アメリカ」 (六五〇—六五五% (四五・七三—四五・五九m))	六五三(四五・七一)、 六五七(四五・六六)

	<p>(二) 太平洋橫斷</p> <p>六五〇—六六〇% 四九—四九・四五m)</p> <p>航空路 (一) 歐羅巴—亞細亞—「オーストラリア」 (二) 「アメリカ」大陸</p>	<p>六五七(四・六)、六五四(四・五・八五)(※) 六五三(四・七)、六五〇(四・六・六)、 六四七(四・六)、六五七(四・七五)(※)</p>
<p>六三五—六三五% (三・五—三・六・四m)</p>	<p>〔註(イ)参照〕 六三五—六三五% (三・五—三・六・四m) 航空路 「アメリカ大陸」</p>	<p>六五三(四・五・七)、六五〇(四・五・五二)、 六五七(四・四・八)、六五七(四・五・七五)(※) 六五三(四・五・七)、六五〇(四・五・五二)、 六五七(四・四・八)、六五七(四・五・七五)(※)</p>
<p>六四〇—六四〇% (三・六—三・七・七m)</p>	<p>〔註(イ)参照〕 六四〇—六四〇% (三・六—三・七・七m) 航空路 北極經由歐羅巴—北「アメリカ」</p>	<p>六四八(五・六)</p>
<p>〔註(ロ)参照〕 六四九—六五二% (三・四—三・五・四m) 航空路 歐羅巴—「アフリカ」</p>	<p>〔註(ロ)参照〕 六四九—六五二% (三・四—三・五・四m) 航空路 歐羅巴—「アフリカ」</p>	<p>六四九(三・三)、六五〇(三・九)、 六五七(三・七)</p>
<p>航空路 歐羅巴—亞細亞—「オーストラ</p>	<p>〔註(ロ)参照〕 六五二—六五五% (三・四—三・五・五m) 航空路 歐羅巴—亞細亞—「オーストラ</p>	<p>六五五(三・三)、六五三(三・四・一〇)</p>

<p>六五五—六五五% (三・五—三・五・五m) 航空路 歐羅巴—北「アメリカ」</p>	<p>六五五—六五五% (三・五—三・五・五m) 航空路 歐羅巴—北「アメリカ」</p>	<p>六五五(三・五・一七)</p>
<p>六五五—六五五% (三・五—三・五・五m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五五—六五五% (三・五—三・五・五m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五五(三・四・四)、六五九(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)、六五二(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)</p>
<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 歐羅巴—北「アメリカ」</p>	<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 歐羅巴—北「アメリカ」</p>	<p>六五〇(三・四・一〇)、六五九(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)、六五二(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)</p>
<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 北極經由歐羅巴—北「アメリカ」</p>	<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 北極經由歐羅巴—北「アメリカ」</p>	<p>六五〇(三・四・一〇)、六五九(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)、六五二(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)</p>
<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五〇(三・四・一〇)、六五九(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)、六五二(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)</p>
<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五〇(三・四・一〇)、六五九(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)、六五二(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)</p>
<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五〇—六五〇% (三・四—三・四・九m) 航空路 (一) 歐羅巴—南「アメリカ」 (二) 太平洋橫斷</p>	<p>六五〇(三・四・一〇)、六五九(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)、六五二(三・五・〇)、 六五七(三・四・九)</p>

二三三—二三三〇%	航空路 (一) 歐羅巴—亞細亞—「オーストラリア」	二三三六(二・八五)、二三三六九(三・八四)
(二) 太平洋橫斷		二三四六(二・八五)、二三三六九(三・八四)

(※) 混信ノ場合又ハ通信状態ガ此ノ航空路ニ割當テラレタル他ノ周波數ノ使用ヲ許サザル場合ノミニ使用スベキ補助周波數トス

註イ 「アメリカ」大陸外ニ於ケル現存業務ハ先順位ヲ有ス

註ロ 「アメリカ」大陸並ニ右大陸諸國ノ領土及屬地ノ現存業務ハ先順位ヲ有ス

備考一 註イ及註ロニ掲グル例外ヲ除キ航空路ニ割當テラレタル周波數ヲ使用スル航空局及航空機局ハ一切ノ他ノ業務ニ對シ先順位ヲ有ス

備考二 指定セラレタル大陸間航空路ニ割當テラレタル周波數ハ右航空路ヲ利用スル一切ノ國ノ航空業務ノ用ニ之ヲ充ツ該周波數ヲ使用スル者ハ相互ノ混信ヲ避クル爲局ノ運用ニ關シ協力ス

備考三 大陸間航空路ニ於テハ型式A一ノ發射ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

備考四 歐羅巴地域、「ソヴェト」聯邦、「アフリカ」及南「アフリカ」ニ於テハ本條第九項ノイ表ニ掲グル周波數帶ハ備考一ニ掲グル先順位ノ留保ノ下ニ專ラ航空業務ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得右周波數帶ハ其ノ他ノ地域ニ於テハ備考一ニ掲グル條件ニ於テ專用トシ又ハ專用トセズシテ航空業務ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得

備考五 歐羅巴地域ニ於テハ六〇〇乃至二五〇〇% (五〇乃至一二m) ノ移動周波數帶ノ一部ニシテ航空業務專用トシテ割當テラレザルモノハ航空局ノ一般呼出電波タル六二一〇% (四八・三一二) ヲ除キ引續キ專ラ海上移動業務ニ之ヲ充ツ尤モ航空移動局ハ關係主管機關ニ爲サルベキ協定ニ從ヒ海上移動業務ノ周波數帶ニ於テ海岸局ト其ノ公衆通信業務ヲ行フコトヲ得

十 (一) 型式Bノ電波ノ使用ハ一切ノ無線電氣局ニ對シ之ヲ禁ズ例外トシテ船舶局ニ於テハ左ノ周波數ヲ許可ス
三七五% (八〇〇m) 無線羅針ニ限ル

四二五% (七〇六m) 通信

五〇〇% (六〇〇m)

(二) 一切ノ周波數ノ型式Bノ電波ノ使用ハ千九百四十年一月一日ヨリ之ヲ禁ズ但シ全電力ヲ以テ通信ヲ行フ場合交流發雷機ノ端子ニ於テ測定シ三〇〇「ワット」未滿ナル船舶局ノ送信機ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

(三) 主管廳ハ五〇〇% (六〇〇m) ノ電波ヲ除クノ外型式Bノ電波ヲ成ルベク速ニ廢止スルコトニ努ムベシ

十一 歐羅巴沿岸ノ通信輻輳スル地域ニ於テハ三六五乃至五五〇% (八二二乃至五四五m) ノ周波數帶内ノ型式A二ノ電波ヲ以テ動作スル船舶局ハ能フ限リ四二五% (七〇六m) 及四八〇% (六二五m) ノ周波數ヲ使用スルコトヲ要ス

(二) 歐羅巴ノ如何ナル海岸局ト雖モ右周波數ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

十二 一〇〇乃至一六〇% (三〇〇〇乃至一八七五m) ニ於テハ型式A一ノ電波ノ使用ニ限リ之ヲ許可ス右規定ニ對スル唯一ノ例外ハ專ラ報時信號ニ對シ一〇〇乃至一二五% (三〇〇〇乃至二四〇〇m) ノ周波數帶内ニ於テ使用セラレ得ベキ型式A二ノ電波ニ關スルモノトス

十三 四六〇乃至五五〇% (六五二乃至五四五m) ノ周波數帶ニ於テハ五〇〇% (六〇〇m) ニテ發射スル遭難、緊急、安全又ハ緊急ノ信號ヲ無効ナラシムル虞アル發射ノ型式ハ之ヲ許サズ

十四 一三二五乃至三四五% (九二三乃至八七〇m) ノ周波數帶ニ於テハ遭難、安全又ハ緊急ノ信號ヲ無効ナラシムル虞アル發射ノ型式ハ之ヲ許サズ

十五 右規定ハ特別協定ニ依リ別段ノ規定アル地域ニ之ヲ適用セス

(一) 一〇%未滿ノ周波數(二七二七mヲ超ユル波長)ノ電波ヲ以テ固定地點間ノ業務ヲ行フ一切ノ局ハ同時ニ操作シ得ル該局ノ各送信機ニ對シ原則トシテ右業務ニ割當テラレタル周波數帶(前記第七項)ノ中ヨリ選定シタル唯一ノ周波數ヲ使用スルコトヲ要ス

- (二) 局ハ固定地點間ノ業務ニ對シ前記ノ如ク割當テラレタル以外ノ周波數ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 六 原則トシテ局ハ一方的方法ニ依ル通信ノ傳送ニ對シ其ノ通常業務ニ對スルモノト同一ノ周波數及同一ノ發射型式ヲ使用ス尤モ關係局ヲ此ノ規定ニ從フコトヨリ免除スル目的ヲ以テ地域的協定ヲ爲スコトヲ得
- 七 固定局ハ二次的業務トシテ左ノ條件ニ於テ其ノ通常通信周波數ヲ以テ移動局宛發射ヲ行フコトヲ得
 - (イ) 關係主管廳ニ於テ右特別通信方法ヲ使用スル必要アリト認ムルコト
 - (ロ) 右ノ結果何等ノ混信ヲ増加セザルコト
- 八 歐羅巴地域ニ於テ氣象概況報ノ交換ヲ容易ナラシムル爲メ四一・六%、四二・二五%、八九・五%及九九・八五% (七一〇m、七一〇〇m、三三三・二m及三〇〇・五m)ノ周波數ヲ氣象業務ニ割當ツ
- 九 (一) 犯罪ノ發見及犯罪者ノ訴追ニ有用ナル情報ノ迅速ナル傳送及頒布ヲ容易ナラシムル爲メ三七・五乃至一〇〇% (八〇〇乃至三〇〇〇m)ニ於テ一ノ周波數ヲ地域的協定 (即歐羅巴ニ對シテハ八三・四〇% (三五九七m)ノ電波トス)ニ依リ此ノ目的ノ爲ニ留保ス
 - (二) 尙三四九〇% (八五・九六m)、四一六五% (七一・〇三m)、六七九二% (四四・一七m)ノ周波數ハ「アメリカ」大陸外ニ在ル地域ニ於テハ警察業務ニ之ヲ割當ツ
- 十 各主管廳ハ分配表 (前記第七項)ニ從ヒ周波數帶ヲ素人局ニ割當ツルコトヲ得
- 十一 移動業務ニ依リ使用セラルル四〇〇〇%ヲ超ユル周波數 (七五m未滿ノ波長) 帶ニ於ケル混信ヲ減少スル爲メ此ノ業務ノ長距離電話通信ニ對スル妨害ヲ避クル爲メ主管廳ハ現時ノ技術ノ進歩ヲ考慮シ成ルベク左ノ規定ヲ採用スルコトニ同意ス
 - (一) 專ラ移動業務ニ割當テラレタル五五〇〇%ヲ超ユル周波數 (五四・五五m未滿ノ波長) 帶ニ於テ商用ノ船舶局ニ依リ使用セラルベキ周波數 (波長) ハ周波數ノ低キ (電波ノ長キ) 側ニ屬シ且特ニ左ニ掲グル高調波帶ノ範圍内ニ在ルベシ
 - 五五〇〇乃至 五五五〇% (五四・五五乃至五四・〇五m)

- 六二〇〇乃至 六二五〇% (四八・三九乃至四八・八m)
 - 八三三〇乃至 八三三〇% (三六・四五乃至三六・〇一m)
 - 一一〇〇〇乃至一一一〇〇% (二七・二七乃至二七・〇三m)
 - 一二三四〇乃至一二五〇〇% (二四・三一乃至二四・一m)
 - 一六四六〇乃至一六六六〇% (一八・二三乃至一八・〇一m)
 - 二二〇〇〇乃至二二二〇〇% (一三・六四乃至一三・五二m)
- 註 四一・一五乃至四一・六五% (七二・九〇乃至七二・〇三m)ノ周波數帶ハ又右局ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得 (尙後ノ第二節ハ參照)
- (ロ) 然レドモ一切ノ商用船舶局ニシテ其ノ發射ガ第六條第二項第一節ニ於テ陸上局ニ對シ要求セラルル周波數ノ許容偏差ヲ充スモノハ其ノ通信スル海岸局ト同一周波數ヲ以テ發射ヲ爲スコトヲ得
- (イ) 特別ノ協定ナキ通信ヲ一方ニ於テ船舶局ト他方ニ於テ他ノ船舶局又ハ海岸局トノ間ニ設定スルコトヲ要スルトキハ移動局ハ周波數帶ノ略中央ニ在ル左ノ周波數ノ一ヲ使用スベシ
- 四一四〇% (七二・四六m)
 - 五五二〇% (五四・三五m)
 - 六二一〇% (四八・三一m)
 - 八二八〇% (三六・二三m)
 - 一一〇四〇% (二七・一七m)
 - 一二四二〇% (二四・一五m)
 - 一六五六〇% (一八・一一m)
 - 二二〇八〇% (一三・五九m)

註 主管廳ハ第一節ハニ定メラルル電波中何レヲ以テ聽取スルヤヲ海岸局ノ周波數ノ通告ト同時ニ指示スルコトニ同意ス

(二) (イ) 商用ノ船舶局ハ其ノ發射ガ第六條第二項第一節ニ於テ陸上局ニ對シ特ニ定メラルル周波數ノ許容偏差ニ適合スルニ非ザレバ四〇〇〇%ヲ超ユル(七五m未滿ノ波長) 共用周波帶ヲ使用スベカラズ此ノ場合使用周波數ハ共用周波數帶内ノ周波數ノ高キ(電波ノ短キ) 側ニ於テ殊ニ左ノ高調波帶ノ範圍内ニ於テ之ヲ選定スルコトヲ要ス

四四〇〇乃至 四四五〇% (六八・一八乃至六七・四二m)

八八〇〇乃至 八九〇〇% (三四・〇九乃至三三・七一m)

一三二〇〇乃至一三三五〇% (二二・七三乃至二二・四七m)

一七六〇〇乃至一七七五〇% (一七・〇五乃至一六・九〇m)

二二九〇〇乃至二三〇〇〇% (一三・一〇乃至一三・〇四m)

(ロ) 移動業務ニ留保セラレタル周波數帶中前記ノ周波數帶ト高調波ノ關係ニ在ル六六〇〇乃至六六七五% (四五・四五乃至四四・九四m) ノ部分ニ於テ選定セラレタル周波數モ亦之ヲ使用スルコトヲ得

(ニ) 第二節(イ)ノ規定ハ共用周波數帶中一切ノ商用ノ船舶局ガ使用シ得ベキ四一一五乃至四一六五% (七二・九〇乃至七二・〇三m) ノ部分ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(三) 主管廳ハ新設ノ固定局及海岸局ノ周波數ノ選定ニ付テハ第一節(イ)、第二節(ロ)、(ハ)及(ニ)ニ定ムル周波數帶内ノ周波數ノ使用ヲ避クベシ

二五 (一) 五〇〇〇乃至三〇〇〇〇% (六〇乃至一〇m) ノ周波數ハ長距離ニ傳播シ易キモノト認ム

(二) 短距離又ハ中距離通信ニ對スル右周波數ノ使用ハ長距離通信ヲ妨害スル虞アルヲ以テ主管廳ハ右周波數帶ノ周波數ヲ長距離通信ノ爲ニ能フ限リ留保スルコトニ努ムベシ

(三) 右周波數帶ニ於ケル長距離無線放送ニ對シテハ少クトモ電力五「キロワット」ノ送信機ヲ使用スルコトヲ勸告ス

二三 歐羅巴、「アフリカ」、亞細亞ニ於テハ小電力ノ指向性無線標識ニシテ其ノ通達距離約五十キロメートルヲ超エザルモノハ一六三〇乃至一六七〇% (一八四・〇乃至一七九・六m) ノ保護周波數帶ヲ除クノ外一五六〇乃至三五〇〇% (一九二・三乃至八五・七一m) ノ周波數帶内ノ一切ノ周波數ヲ使用スルコトヲ得但シ混信ヲ受クル虞アル業務ノ屬スル諸國ノ合意ヲ留保ス

第八條 素人局及私設實驗局

一 異リタル國ノ素人局間及私設實驗局間ニ於ケル通信ノ交換ハ關係國ノ一ノ主管廳ガ此ノ交換ニ對シ反對ナルコトヲ通告シタルトキハ之ヲ禁ズ

二 (一) 右交換ガ許可セラルル場合ニ於テ通信ハ普通語ヲ以テ之ヲ行ヒ且實驗ニ關スル通報並ニ重要ナラザル爲公衆電氣業務ヲ利用スルノ要ナキ個人的性質ノ事項ニ限定スルコトヲ要ス素人局ノ所有者ガ第三者ヨリ發スル國際通信ヲ傳送スルコトハ絕對ニ之ヲ禁ズ

(二) 右規定ハ關係國間ノ特別協定ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

三 發射ヲ行フコトヲ許可セラレタル素人局又ハ私設實驗局ニ於テ自己又ハ他人ノ爲ニ機器ヲ操縦スル者ハ「モールス」字號ニ於ケル本文ヲ傳送シ且斯ノ如ク傳送セラレタル本文ノ音響無線電信ノ受信ヲ爲シ得ルコトヲ豫メ證明スルコトヲ要ス右ノ者ハ同様ノ技術ヲ有シ許可ヲ受ケタル者ヲ以テノミ代フルコトヲ得

四 主管廳ハ機器ヲ操縦スル者ニ付技術的見地ヨリ資格ヲ檢スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ル

五 (一) 素人局及私設實驗局ガ使用シ得ル最大電力ハ通信士ノ技術的能力及該局ガ運用セララルルコトヲ要スル條件ヲ考慮シ關係主管廳之ヲ定ム

(二) 條約及本規則中ニ規定シタル一切ノ一般的规定ハ素人局及私設實驗局ニ之ヲ適用ス殊ニ發射電波ノ周波數ハ技術ノ現狀ノ許ス限リ安定ニシテ且高調波ナキモノナルコトヲ要ス

(三) 右局ハ其ノ發射中短キ間隔ヲ置キ其ノ呼出符號又ハ未ダ呼出符號ヲ有セザル私設實驗局ノ場合ニハ其ノ名稱ヲ傳送ス

ルコトヲ要ス

第九條 移動局ノ具備スベキ條件

イ 通 則

- 一 移動局ハ電波ノ周波數及型式ニ關シテハ第七條ノ規定ニ適合スル様之ヲ設置スルコトヲ要ス(※)
- 二 移動局ノ發射周波數ハ其ノ屬スル検査業務ニ於テ成ルベク頻繁ニ之ヲ検査スベシ
- 三 受信機ハ之ニ依リ空中線ニ誘發スル電流ガ成ルベク少ク且附近ノ局ヲ妨害セザル如キモノタルコトヲ要ス
- 四 一切ノ移動局ノ送信機及受信機ニ於ケル周波數ノ變更ハ能フ限リ速ニ之ヲ行ヒ得ルコトヲ要ス一切ノ設備ハ通信連絡成リタルトキ送信ヨリ受信ヘ又受信ヨリ送信ヘノ切替ニ要スル時間ノ能フ限リ短キモノナルコトヲ要ス
- 五 無線電話發射ノ放送ニ付テハ第二十一條第一項第二節ヲ参照スベシ

ロ 船舶局

- 六 (一) 三六五乃至五一五% (八二二乃至五八三m) ノ許可周波數帶内ノ型式A二又ハBノ電波ヲ以テ通信ヲ行フ船舶局ニ於テ使用スル送信機ハ容易ニ其ノ電力ヲ著シク減少シ得ル裝置ヲ有スルコトヲ要ス
- (二) 右規定ハ全負荷ニ於ケル電力ガ交流發電機ノ端子ニ於テ測定シ三〇〇「ワット」ヲ超エザル型式Bノ電波ノ送信機ニ付テハ義務的ニ非ズ
- (三) 一〇〇乃至一六〇% (三〇〇〇乃至一八七五m) ノ周波數帶内ノ周波數及四〇〇%ヲ超ユル周波數(七五m未滿ノ波長) ヲ以テ發射スル一切ノ船舶局ハ少クトモ千分ノ五ノ確度ヲ有スル電波計ヲ設備スルコトヲ要ス但シ送信機ガ右ノ確度又ハ一層大ナル確度ニ調整シ得ラルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 七 國際協定ニ依リ無線電氣機ヲ義務的ニ設備シタル船舶上ニ設置セラレタル一切ノ局ハ左ノ電波ヲ以テ送信及受信ヲ爲シ得ルコトヲ要ス

(イ) 型式A二又ハBノ五〇〇% (六〇〇m) ノ電波、及

(ロ) 右ノ外三六五乃至四八五% (八二二乃至六一九m) ノ許可周波數帶内ノ型式A二又ハBノ少クトモ他ノ二電波

(ハ) ノ規定ハ救命艇ノ送信機及船舶局ノ補助送信機ニ付テハ之ヲ適用セズ

八 型式A一、A二又ハA三ノ電波ノ發射ニ對スル裝置ヲ有スル船舶局ハ前記ノ電波ノ外第七條ニ於テ許可セラレタル電波ヲ使用スルコトヲ得(※)

九 一〇〇乃至一六〇% (三〇〇〇乃至一八七五m) ノ許可周波數帶内ノ型式A一ノ電波ノ傳送ニ對シ船舶局ニ設備セラレタル一切ノ機器ハ一四三% (一一〇〇m) ノ周波數ノ外右周波數帶内ヨリ選定シタル少クトモ二箇ノ周波數ヲ使用シ得ルコトヲ要ス

十 (一) 無線電信機ヲ義務的ニ設備スル船舶上ノ一切ノ局ハ五〇〇% (六〇〇m) ノ電波及其ノ取扱フ業務ノ遂行ニ必要ナル一切ノ電波ヲ受信シ得ルコトヲ要ス

(二) 右局ハ型式A一及A二ノ電波ヲ右周波數ヲ以テ容易ニ且有效ニ受信シ得ルコトヲ要ス

(三) 第一種及第二種船舶局ニハ轉換操作ナク送信及受信ヲ爲シ得ル裝置ヲ設備スルコトヲ勸告ス

(※) 船舶ニ於ケル型式Bノ電波ノ送信機ノ設備ノ制限及型式Bノ電波ノ使用ニ付テハ第七條第十項第一節乃至第三節参照

ハ 航空機局

十一 海上ノ航行ヲ爲シ且國內又ハ國際規則ニ依リ海上移動業務ノ局ト通信ノ義務アル一切ノ航空機局ハ型式A二ノ五〇〇% (六〇〇m) ノ電波ヲ以テ送信及受信ヲ爲シ得ルコトヲ要ス

第十條 通信士ノ證明書

イ 總 則

一 (一) 無線電信又ハ無線電話ノ一切ノ移動局ノ業務ハ該局ノ屬スル政府ノ交付又ハ承認シタル證明書ヲ有スル無線電信通信

士ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ要ス尤モ小電力(第八項第四節ニ規定スル地域の協定ノ場合ヲ除キ空中線ニ於ケル搬送波ノ電力ニシテ一〇〇「ワット」ヲ超エザルモノ)ノ無線電氣設備ヲ有スル移動局ニ於テハ該設備ガ電話ノミニ使用セラルル場合業務ハ無線電話通信士ノ證明書ヲ有スル通信士ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

(二) 航海、航空又ハ通行ノ中途ニ於テ通信士ヲ絶對ニ得ルコト能ハザル場合ハ指揮者又ハ移動局ノ責任者ハ他ノ締約政府ノ交付シタル證明書ヲ有スル通信士ガ無線電氣業務ヲ行フコトヲ單ニ臨時トシテ許可スルコトヲ得證明書ヲ有セザル者又ハ十分ナル證明書ヲ有セザル通信士ヲ臨時ニ通信士トシテ使用スル必要生ジタルトキハ右ノ者ノ執務ハ専ラ遭難、緊急及安全ノ信號、此等ニ關スル通報並ニ船舶又ハ航空機ノ航行ニ關スル緊急通報ノ取扱ニ限ル如何ナル場合ト雖モ右通信士(又ハ右ノ者)ハ前記第一項第一節ニ規定スル證明書ヲ有スル通信士ヲ以テ成ルベク速ニ之ニ代フルコトヲ要ス右ノ場合ニ使用セラルル者ハ第二項ニ規定スル通信ノ秘密ニ關シテハ正規ノ通信士ト同様ノ義務ヲ負フ

(一) 各主管廳ハ通信士ヲシテ通信ノ秘密ヲ守ル義務ニ服セシムル爲メ又能フ限り證明書ノ詐欺的行使ヲ防止スル爲メ必要ナル處置ヲ執ル

(二) 之ガ爲證明書ニハ之ヲ交付シタル主管廳ノ印章、所有者ノ署名ノ如キ其ノ公正ナルコトヲ認メ得ル特殊記號ヲ附ス主管廳ハ希望スルトキハ公正ナルコトヲ示ス他ノ方法ヲ採用スルコトヲ得

(三) 移動業務ノ通信士ニ交付シタル證明書ノ檢査ヲ容易ナラシムル爲メ自國語ヲ以テ記載シタル本文ニハ場合ニ依リ國際關係ニ於テ廣ク使用セラルル國語ヲ以テ其ノ譯文ヲ附ス

(四) 證明書ハ無線電信通信士ニ對シテハ二階級ノ證明書並ニ特別證明書トス航空業務ニ對シテハ右ノ外制限證明書ヲ加フ無線電話通信士ニ對シテハ二種ノ證明書(一般及制限)トス

(二) 右證明書ノ取得ニ要スル條件ハ左ノ諸項ニ之ヲ定ム此等ノ條件ハ最低限ノモノトス

(三) 各政府ハ前記證明書ヲ付與スルニ必要ト認ムル試驗ノ數ヲ決定スル自由ヲ有ス

(四) 第一級又ハ第二級(註一)無線電信通信士ノ證明書ヲ有スル者ハ一切ノ移動局ノ無線電話業務ヲ行フコトヲ得

(註一) 例外トシテ第二級證明書ハ専ラ之ヲ無線電信業務ニ限定シ得ルコトヲ認ム右ノ場合ニ於テハ證明書ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ

要ス

ロ 第一級無線電信通信士證明書

四 第一級證明書ハ左ニ掲グル技術上及職務上ノ知識及技術ヲ證明シタル通信士ニ之ヲ交付ス

(イ) 電氣ノ一般原理、無線電信及無線電話ノ理論ノ知識並ニ無線電信及無線電話ノ移動業務ニ於テ使用スル型式ノ機器ノ調整及實地運用ノ知識 右機器ニハ無線羅針方位測定ノ爲メ使用スルモノヲ含ム

(ロ) (イ)ニ掲グル機器ノ運用及調整ノ爲メ使用スル電動發電機蓄電池等附屬機器ノ運用ニ關スル理論及實地ノ知識

(ハ) 航行中機器ニ起ルコトアルベキ障礙ノ修理ヲ備付ノ器具材料ヲ以テ行フニ必要ナル實地ノ知識

(ニ) 一分時ニ付二十集合ノ速度ニ於ケル暗語(文字、數字及句讀點ノ混合)ノ集合及一分時ニ付二十五ノ速度ニ於ケル普通語ノ本文ノ正確ナル傳送及正確ナル音響受信ノ技術暗語ノ各集合ハ各數字又ハ句讀點ヲ二字ト計算シ五字ヨリ成ルコトヲ要ス普通語ノ本文ノ一語ハ平均五字ヨリ成ルコトヲ要ス送信及受信ノ各試驗ノ時間ハ通則トシテ五分間トス

(ホ) 電話ノ正確ナル送信及正確ナル受信ノ技術

(ヘ) 無線通信ノ交換ニ適用スル規則ノ詳細ナル知識、無線通信ノ料金ニ關スル書類ノ知識、海上ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル條約中ノ無線電信ニ關スル部分ノ知識及航空ニ付テハ航空無線電氣業務ニ關スル特別規定ノ知識此ノ最後ノ場合ニ於テ證明書ニハ其ノ所有者ガ右規定ニ關スル試驗ニ合格シタルコトヲ記載ス

(ト) 一般世界地理殊ニ證明書ノ種類ニ從ヒ主ナル航路又ハ航空路並ニ最モ重要ナル電氣通信線路ノ知識

(ハ) 場合ニ依リ移動業務ノ國際通信ニ於テ廣ク使用セラルル國語ノ知識 受験者ハ口頭並ニ文書ヲ以テ適當ニ意思ヲ表明シ得ルコトヲ要ス各政府ハ各自其ノ課スベキ國語ノ一箇又ハ數箇ヲ指定ス

ハ 第二級無線電信通信士證明書

五 第二級證明書ハ左ニ掲グル技術上及職務上ノ知識及技倆ヲ證明シタル通信士ニ之ヲ交付ス

(イ) 電氣、無線電信及無線電話ノ初歩ノ理論及實地ノ知識並ニ無線電信及無線電話ノ移動業務ニ於テ使用スル型式ノ機器ノ調整及實地運用ノ知識 右機器ニハ無線羅針及無線羅針方位測定ノ爲ニ使用スルモノヲ含ム

(ロ) (イ)ニ掲グル機器ノ運用及調整ノ爲ニ使用スル電動發電機、蓄電池等附屬機器ノ運用ニ關スル初歩ノ理論及實地ノ知識 機器ニ障碍ヲ生ジタル場合小修理ヲ行フニ足ル實地ノ知識

(ニ) 一分時ニ付十六集合ノ速度ニ於ケル暗語(文字、數字及句讀點ノ混合)ノ集合ノ正確ナル傳送及正確ナル音響受信ノ技倆暗語ノ各集合ハ各數字又ハ句讀點ヲ二字ト計算シ五字ヨリ成ルコトヲ要ス送信及受信ノ各試驗ノ時間ハ通則トシテ五分間トス

(ホ) 電話ノ正確ナル送信及正確ナル受信ノ技倆(註一)

(ハ) 無線通信ノ交換ニ適用スル規則ノ知識、無線通信ノ料金ニ關スル書類ノ知識、海上ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル條約中無線電信ニ關スル部分ノ知識及航空ニ付テハ航空無線電氣業務ニ關スル特別規定ノ知識 此ノ最後ノ場合ニ於テ證明書ニハ其ノ所有者ガ右規定ニ關スル試驗ニ合格シタルコトヲ記載ス

(ト) 一般世界地理殊ニ證明書ノ種類ニ從ヒ主ナル航路又ハ航空路並ニ最モ重要ナル電氣通信線路ノ知識

(チ) 場合ニ依リ移動業務ノ國際通信ニ於テ廣ク使用セラルル國語ノ初歩ノ知識 受験者ハ口頭並ニ文書ヲ以テ適當ニ意思ヲ表明シ得ルコトヲ要ス各政府ハ各自其ノ課スベキ國語ノ一箇又ハ數箇ヲ指定ス

(註一) 第十條第三項第四節ニ關スル(註一)ニ規定スル場合ヲ除ク

ニ 無線電信通信士特別證明書

六 (イ) 國際協定ニ依リ無線電信設備ヲ強制セラレザル船舶及航空機ヲ除ク一切ノ運輸機ノ無線電信業務ハ無線電信通信士特

別證明書ヲ有スル通信士ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

(ロ) 國際又ハ大陸間ノ定期航空路ヲ航行スル航空機ニシテ其ノ局ガ航空業務以外ノ業務ノ陸上局又ハ移動局ト通信スルコトアルモ公衆通信ノ國際業務ニ參加スルコトヲ許可セラレザルモノノ無線電信業務モ亦無線電信通信士特別證明書ヲ有スル通信士ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

(ハ) 此ノ證明書ハ第二級無線電信通信士證明書ノ取得ノ爲定ムル送信及受信ノ速度ニ於テ無線通信ヲ行フコトヲ得ル通信士ニ之ヲ交付ス

(ニ) 右證明書ノ取得ニ付他ノ條件ヲ定ムルコトハ各關係政府ニ屬ス

ホ 航空業務ニ對スル無線電信通信士制限證明書 (註一)

七 (イ) 航空業務ニ於テハ無線電信通信士制限證明書ハ公衆輸送ニ充テラレザル航空機(遊覽機)ノ局ニシテ國際若ハ大陸間ノ定期空路ノ爲ニ組織シタル無線電氣業務ヲ利用スルコト、航空業務以外ノ業務ノ移動局若ハ陸上局ト通信スルコト又ハ公衆通信業務ニ參加スルコトヲ通則トシテ許可セラレザルモノノ通信士ニ之ヲ交付スルコトヲ得但シ右ノ通信士ハ自國語ノ普通語ニ於テ一分間最少限十六語ノ速度ニ於ケル無線通信ヲ行ヒ得ルコトヲ條件トス

(ロ) 右制限證明書ハ關係政府間ニ締結セラレタル地域的協定ニシテ特ニ他ノ取得條件及該證明書ノ有效ナル地域ヲ定ムルモノノ適用ニ依リテノミ之ヲ交付ス

(ハ) 右制限證明書ハ其ノ所有者ニ對シ左ノ事項ノミヲ行フコトヲ許可ス

第一 専ラ航空業務ニ留保セラレタル周波數帶又ハ周波數ヲ以テノミ動作スルコトヲ得ル航行局ニシテ其ノ他ノ業務ニ混信ヲ及ボサザル様動作スルモノノ業務ヲ行フコト

第二 前記地域的協定ニ於テ指定シタル航空局ト通信スルコト

(ニ) 通信士ニ交付スル證明書ニハ該證明書ノ使用及效力ニ關スル前記條件並ニ前記協定ニ依リ有效ナル國ヲ掲グ

(註一) 「ニュー、ジブラント」ノ海岸ヨリ遠ク航行セズ且制限セラレタル方法ニ於テノミ移動局ノ一般業務ニ従事スル同國人ノ小噸數船舶ノ通信士ニ對シ同政府ガ制限證明書ヲ交付スルコトヲ例外トシテ暫行的ニ承認ス右制限證明書ノ取得ノ條件ハ該政府之ヲ定ム公衆通信ノ國際業務ニ従事スルコトハ右通信士ニ對シ之ヲ禁ズ

へ 無線電話通信士證明書

- 八 (一) 無線電話通信士一般證明書ハ左ニ掲グル職務上ノ知識及技倆ヲ證明シタル通信士ニ之ヲ交付ス(尙第三項第四節參照)
- (イ) 無線電話ノ實地ノ知識殊ニ混信ヲ避クル爲ノ知識
- (ロ) 無線電話ノ機器ノ調整及運用ノ知識
- (ハ) 電話ノ正確ナル送信及正確ナル受信ノ技倆
- (ニ) 無線電話通信ノ交換ニ適用スル規則及無線通信規則中ノ人命ノ安全ニ關スル部分ノ知識
- (三) 空中線ニ於ケル搬送波ノ電力五〇「ワット」ヲ超エザル無線電話局ニ對シテハ各關係政府ニ於テ自ラ無線電話通信士證明書(無線電話通信士制限證明書)ノ取得ノ條件ヲ定ムルコトヲ得
- (四) 無線電話通信士證明書ニハ該證明書ガ一般證明書又ハ制限證明書ナル旨ヲ指示スルコトヲ要ス
- 特別ノ必要ヲ充ス爲地域的協定ニ依リ一定ノ技術的條件及一定ノ運用條件ヲ充ス無線電話局ニ於テ使用セララル無線電話通信士ノ證明書ノ取得ノ爲具備スベキ條件ヲ定ムルコトヲ得此等ノ通信士ニ交付スル證明書ニハ該條件及該協定ヲ記載ス右協定ハ國際業務ニ混信ヲ生ゼシメザルコトノ留保ノ下ニ之ヲ許可ス

ト 職務上ノ實習

- 九 (一) 第一種船舶局(第二十五條第三項)ノ長ト成ル爲ニハ其ノ以前ニ於テ第一級通信士ハ船舶局又ハ海岸局ニ於テ通信士トシテ少クトモ一年ノ實務ヲ經ルコトヲ要ス
- (二) 第二種船舶局(第二十五條第三項)ノ長ト成ル爲ニハ第一級通信士ハ船舶局又ハ海岸局ニ於テ通信士トシテ少クトモ

六月ノ實務ヲ經ルコトヲ要ス

- (三) 第一級證明書ヲ有スル通信士ハ第三種船舶局(第二十五條第三項)ノ長トシテ乗組ムコトヲ得
- (四) (イ) 第二級證明書ヲ有スル通信士ハ第三種船舶局(第二十五條第三項)ノ長トシテ乗組ムコトヲ得
- (ロ) 船舶局ニ於テ少クトモ六月間業務ニ従事シタル後右通信士ハ第二種船舶局ノ長トシテ乗組ムコトヲ得
- 五) 證明書ヲ交付スル政府ハ通信士ガ他ノ條件(例ヘバ一定ノ航空時間中航空移動業務ニ従事シタルコト第)ヲ充シタル場合ニ限り當該通信士ヲシテ航空機上ニ於ケル業務ヲ行フコトヲ許可スルコトヲ得

第十一條 指揮者ノ權限

- 一 移動局ノ無線電氣業務ハ移動局ヲ有スル船舶、航空機其ノ他ノ各運輸機ノ指揮者又ハ責任者ノ最上權ノ下ニ置ク
- 二 右權限ヲ有スル者ハ通信士ヲシテ本規則ヲ遵守セシムルコトヲ要ス
- 三 右指揮者又ハ責任者竝ニ無線電報ノ本文單ニ其ノ電報ノ存在又ハ無線電氣業務ニ依リ得タル報道ヲ知り得ル者ハ通信ノ秘密ヲ確保スル義務ヲ負フ

第十二條 局ノ検査

- 一 (一) 移動局ガ立寄ル國ノ權限アル政府又ハ主管廳ハ許可書ノ呈示ヲ要求スルコトヲ得移動局ノ通信士又ハ該局ノ責任者ハ右検査ヲ容易ナラシムルコトヲ要ス許可書ハ遲滞ナク呈示シ得ル様之ヲ保管スルコトヲ要ス尤モ許可書ノ呈示ハ之ヲ交付シタル官憲ノ認證アル許可書ノ謄本ヲ局内ニ掲示シ置クコトヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- (二) 權限アル検査吏員ハ其ノ證票又ハ徽章ヲ所持シ指揮者又ハ其ノ代理者ノ要求アルトキハ之ヲ呈示スルコトヲ要ス
- (三) 許可書ガ呈示セラレザリシ場合又ハ明白ナル違例ガ認めラレタル場合該政府又ハ主管廳ハ無線電氣設備ガ本規則ノ規定ニ適合スルヤヲ確ムル爲該設備ノ検査ヲ行フコトヲ得
- (四) 尙検査吏員ハ通信士ノ證明書ノ呈示ヲ要求スルコトヲ得尤モ職務上ノ知識ノ證明ハ之ヲ要求スルコトヲ得ズ

二 (一) 政府又ハ主管廳ガ本條第一項ニ規定スル處置ニ出ヅルコトヲ必要トシタルトキ又ハ通信士ノ證明書ガ呈示セラレザリシトキハ該移動局ノ屬スル政府又ハ主管廳ハ遲滯ナク其ノ旨通知セラルベキモノトス尙場合ニ依リ第十三條ニ規定スル如ク處置ス

(二) 局ヲ檢査シタル政府又ハ主管廳ノ吏員ハ該局ヲ去ル前其ノ調査ノ結果ヲ指揮者若ハ責任者(第十一條參照)又ハ其ノ代理者ニ通告スルコトヲ要ス

三 許可書ヲ有スル移動局ガ國際無線通信業務ニ付具備スルコトヲ要スル技術上及經營上ノ條件ニ關シ締約政府ハ臨時其ノ領水内ニ在リ又ハ臨時其ノ領域上ニ在ル外國ノ移動局ニ對シ本規則ニ規定スル條件ヨリ重キ條件ヲ課セザルコトヲ約ス右規定ハ航海又ハ航空ニ關スル國際協定ノ範圍ニ屬スルガ爲本規則ニ於テ決定セラレザル事項ニ對シ影響ヲ及ボスコトナシ

第十三條 違反ノ通告

一 條約又ハ無線通信規則ニ對スル違反ハ之ヲ認メタル局ヨリ其ノ屬スル主管廳ニ之ヲ報告ス該報告ハ附錄第五號ニ掲グル様式ニ依ル

二 局ガ重大ナル違反ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ヲ認メタル主管廳ヨリ該局ノ屬スル國ノ主管廳ニ對シ違反ニ關スル申告ヲ爲スコトヲ要ス

三 主管廳ガ其ノ許可シタル局ノ一ニ於テ條約又ハ規則ノ違反アリタルコトヲ知リタルトキハ事實ヲ調査シ責任ヲ定メ且必要ナル處置ヲ執ル

第十四條 呼出符號

一 (一) 公衆通信ノ國際業務ヲ取扱フ一切ノ局及公衆通信ノ國際業務ヲ取扱ハザル一切ノ航空機局竝ニ素人局私設實驗局及私設無線通信局ハ左ノ分配表ニ於テ各國ニ割當テタル國際識別符號ニ基キ作成シタル呼出符號ヲ有スルコトヲ要ス該表中呼出符號ノ最初ノ一文字又ハ二文字ハ局ノ國籍ヲ示ス

(二) 固定局ガ國際業務ニ於テ二箇以上ノ周波數ヲ使用スルトキハ各周波數ハ當該周波數ニ對シテノミ使用スル別箇ノ呼出符號ニ依リ之ヲ指示ス

呼出符號ノ分配表

國	符號
「チリ」國	GAA — CEZ
「カナダ」	CPA — CKZ
「キューバ」國	CLA — CMZ
「モロッコ」國	GNA — CNZ
「キューバ」國	GOA — COZ
「ポリヴィア」國	GPA — CPZ
「ポルトガル」領殖民地	GQA — CRZ
「ポルトガル」國	GSA — CUZ
「ウルグアイ」國	GVA — GXZ
「カナダ」	CYA — QZZ
獨逸國	D
西班牙國	EAA — EHZ
「アイルランド」國	EIA — EJZ
日本國	EKA — EKZ
「リベリア」共和國	ELA — ELZ

日本國	EMA — EOZ
「イラン」國	EPA — EQZ
日本國	ERA — ERZ
「エストニア」國	ESA — ESZ
「エチオピア」國	ETA — ETZ
日本國	EUA — EYZ
獨逸國	EZA — EZZ
佛蘭西國並ニ殖民地及保護領	F
「グレート、ブリテン」國	G
「ハンガリー」國	HAA — HAZ
瑞西國	HBA — HBZ
「エクアドル」國	HCA — HDZ
瑞西國	HEA — HEZ
「ポーランド」國	HFA — HFZ
日本國	HGA — HGZ
「ハイティ」共和國	HHA — HHZ
「ドミニカ」共和國	HIA — HIZ
「コロンビア」共和國	HJA — FKZ
日本國	HLA — HMZ

「イラーク」國	HNA — HNZ
「パナマ」共和國	HOA — HPZ
「ホンデュラス」共和國	HQA — HRZ
暹羅國	HSA — HSZ
「ニカラグア」國	HTA — HTZ
「サルヴァドル」共和國	HUA — HUZ
「ヴァティカン」市	HVA — HVZ
佛蘭西並ニ殖民地及保護領	HWA — HYZ
「サウディ、アラビア」王國	HZA — HZZ
伊太利國及殖民地	I
日本國	J
「アメリカ」合衆國	K
諾威國	LAA — LNZ
「アルゼンティン」共和國	LOA — LWZ
「ルクセンブルグ」國	LXA — LXZ
「リスアニア」國	LXA — LYZ
「ブルガリア」國	LZA — LZZ
「グレート、ブリテン」國	M
「アメリカ」合衆國	N

「ペルー」國	OAA — OCZ
「シリア」及「レバノン」	ODA — ODZ
埃地利國	OEA — OEZ
「フィンランド」國	OFA — OFZ
「チェッコスロヴァキア」國	OKA — OMZ
白耳義國及殖民地	ONA — OTZ
丁抹國	OVA — OZZ
和蘭國	PAA — PIZ
「キュラサオ」	PJA — PJZ
蘭領印度	PKA — POZ
「ブラジル」國	PPA — PYZ
「スリナム」	PZA — PZZ
(略語)	Q
「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦	R
瑞典國	SAA — SMZ
「ポーランド」國	SNA — SRZ
「エジプト」國	SSA — SUZ
希臘國	SYA — SSZ
「トルコ」國	TAA — TCZ

「グアテマラ」國	FDA — FDZ
「コスタ・リカ」國	FEA — FEZ
「アイスランド」國	FFA — FFZ
「グアテマラ」國	FGA — FGZ
佛蘭西國並ニ殖民地及保護領	FHA — FHZ
「コスタ・リカ」國	FIA — FIZ
佛蘭西國並ニ殖民地及保護領	TJA — TZZ
「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦	U
「カナダ」	VAA — VGZ
「オーストラリア」聯邦	VHA — VNZ
「ニュー・ファウンドランド」	VOA — VOZ
英領殖民地及保護領	VPA — VSZ
英領印度	VTA — VWZ
「カナダ」	VXA — VYZ
「オーストラリア」聯邦	VZA — VZZ
「アメリカ」合衆國	W
「メキシコ」國	XAA — XFZ
中華民國	XGA — XUZ
佛蘭西國並ニ殖民地及保護領	XVA — XWZ

「ポルトガル」領殖民地	XXA—XXZ
「ビルマ」	XYA—XZZ
「アフガニスタン」國	YAA—YAZ
蘭領印度	YBA—YHZ
「イラーク」國	YIA—YIZ
「ニュー、ヘブライツ」	YJA—YJZ
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦	YKA—YKZ
「ラトヴィア」國	YLA—YLZ
「ダンチッヒ」自由市	YMA—YMZ
「ニカラグア」國	YNA—YNZ
「ルーマニア」國	YOA—YBZ
「サルヴィドル」共和國	YSA—YSZ
「ユーゴスラヴィア」國	YTA—YTZ
「ヴェネズエラ」國	YVA—YVZ
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦	YXA—YZZ
「アルバニア」國	ZAA—ZAZ
英領殖民地及保護領	ZBA—ZJZ
「ニュー、ジラント」	ZKA—ZMZ
英領殖民地及保護領	ZNA—ZOZ

「パラグアイ」國	ZPA—ZPZ
英領殖民地及保護領	ZQA—ZQZ
南「アフリカ」聯邦	ZRA—ZUZ
「ブラジル」國	ZVA—ZZZ

二 呼出符號ハ左ノモノヨリ成ル

- (イ) 陸上局ノ場合ニ於テハ三文字
 - (ロ) 固定局ノ場合ニ於テハ三文字又ハ三文字及次ニ一數字(〇及一ヲ除ク)
 - (ハ) 船舶局ノ場合ニ於テハ四文字
 - (ニ) 航空機局ノ場合ニ於テハ五文字
 - (ホ) 國際聯盟ノ職務ニ關スル輸送ヲ行フ航空機ノ局ノ場合ニ於テハ五文字及其ノ前後ニ「字下線」ニ相當スル「モールス」字號ノ符號(——)無線電話ニ於テハ右航空機ノ呼出符號ニ「Société des Nations」ナル語辭ヲ前置ス
 - (ヘ) 他ノ移動局ノ場合ニ於テハ四文字及次ニ一數字(〇及一ヲ除ク)
 - (ト) 素人局、私設實驗局及私設無線通信局ノ場合ニ於テハ一文字若ハ二文字及一數字(〇及一ヲ除ク)次ニ最大限三文字ノ集合、尤モ〇及一ナル數字ノ使用ノ禁止ハ素人局ニ對シテハ之ヲ適用セズ
- 三 (一) 航空業務ニ於テハ完全ナル呼出符號(第二項(ニ)及(ホ)參照)ヲ以テ通信連絡ヲ取リタル後航空機局ハ左ノモノヨリ成ル略符號ヲ使用スルコトヲ得

- (イ) 無線電信ニ於テハ五文字ノ完全呼出符號ノ最初及最後ノ文字
 - (ロ) 無線電話ニ於テハ航空機ノ所有者(會社又ハ個人)ノ名ノ全部又ハ一部次ニ登録記號ノ最後ノ二文字
- (二) 本項ノ規定ハ關係國間ノ地域的協定ニ依リ之ヲ補足又ハ變更スルコトヲ得ベシ

右略符號ノ使用ハ航空業務内ニ於テノミ有效トス

- 四 (一) 「アルファベット」ノ二十六文字竝ニ第二項ニ規定シタル場合ノ數字ハ呼出符號ノ組成ニ使用スルコトヲ得音符ヲ附シタル文字ハ之ヲ除ク

(二) 尤モ左ノ文字ノ組合セハ呼出符號トシテ使用スルコトヲ得ズ

(イ) 「A」又ハ「B」ヲ以テ始マル組合セ 右ニ文字ハ國際通信書ノ地理ノ部ノ爲ニ之ヲ留保ス

(ロ) 國際通信書ノ第二部中ニ使用セラレタル組合セ(註一)

(ハ) 遭難信號又ハ同種ノ他ノ信號ト混同セラレ易キ組合セ

(ニ) 無線通信業務ニ於テ使用スベキ略語ノ爲ニ留保セラレタル組合セ(附錄第十一號)

- 五 (一) 各國ハ自國ニ割當テラレタル國際識別符字ニ基キ其ノ局ノ呼出番號ヲ選定シ其ノ局ニ附シタル呼出符號ヲ聯合事務局ニ通告ス此ノ通告ハ素人局、私設實驗局及私設無線通信局ニ附シタル呼出符號ニハ關係ナシ

(二) 自國ノ船名録ニ登録ノ際可視及可聽信號ノ爲船舶ニ附セラレタル識別符字ハ通則トシテ船舶局ノ呼出符號ト一致スルコトヲ要ス

(三) 聯合事務局ハ同一呼出符號ガ二回以上附セラレザル様又遭難信號若ハ同種ノ他ノ信號ト混同セラレ易キ呼出符號ガ附セラレザル様注意ス

(註一) (ロ)ニ掲グル組合セハ國際通信書ニ關スル常置委員會ガ同意シ且該通信書ニ關シ一切ノ混同ヲ避クル爲必要ナル處置ヲ執リタル後航空機ニ使用スルコトヲ得ベシ右同意ハ聯合事務局ニ依リ通告セラレベシ

第十五條 業務書類

一 聯合事務局ハ左ノ業務書類ヲ作成刊行ス

- (イ) 國際識別符字ニ基キ作成シタル呼出符號ヲ有シ且公衆通信ヲ取扱ヒ若ハ取扱ハザル一ツノ陸上局、移動局、固定局ノ局

名録 特別業務ヲ行フ局及無線放送局ノ局名録

- (ロ) 周波數表 本表ニハ無線通信局ニ割當テラレ且第十六條ノ規定ニ依リ聯合事務局ニ通告セラレタル一切ノ周波數ヲ掲グ

(ハ) 無線通信ノ一般統計表

(ニ) 公衆通信ヲ取扱フ海岸局ノ地圖

(ホ) 海岸局及船舶局名録ノ附錄タルベキ表及地圖ニシテ第二種船舶局ノ執務ノ時間及地帯ヲ示スモノ(附錄第六號及第七號參照)

(イ)ニ掲グル局ニシテ國際識別符字ニ基キ作成シタル呼出符號ヲ有スル局ノ呼出符號ヲ「アルファベット」順ニ排列シタル表 本表ハ國籍ニ關係ナク之ヲ作成ス本表ニハ第十四條ニ掲グル呼出符號ノ分配表ヲ卷頭ニ附ス

二 (一) 局名録(第一項(イ)ハ左ノ通分冊刊行ス

第一 海岸局及船舶局名録

第二 航空局及航空機局名録

第三 特別業務ヲ行フ局ノ局名録

第四 固定局名録(現用固定局ノ周波數表ノ索引)

第五 無線放送局名録

(二) 第一、第二及第三ノ局名録中ニ於テ各種類ノ局ハ各別ノ部門ニ排列ス

三 各種ノ局名録及周波數表ノ様式ハ附錄第八號ニ之ヲ掲グ此等ノ書類ノ作成ニ關スル詳細ナル事項ハ其ノ序文、各欄ノ冒頭及說明記事中ニ之ヲ掲グ

四 主管廳ハ毎月一回附錄第八號ニ掲ゲタルモノト同一ノ様式ニ依リ前記書類ニ對スル追加、變更及削除ヲ聯合事務局ニ通告ス

- 五 (一) 海岸局及船舶局局名錄ハ九月毎ニ改版シ其ノ間ニ追加ヲ發行セズ航空局及航空機局局名錄ハ六月毎ニ改版シ其ノ間ニ追加ヲ發行セズ特別業務ヲ行フ局ノ局名錄及無線放送局局名錄ニ付テハ聯合事務局ハ該局名錄ノ改版ノ時期ヲ決定ス
- (二) 特別業務ヲ行フ局ノ局名錄ニ付テハ三月毎ニ又無線放送局局名錄ニ付テハ六月毎ニ再録追加ヲ發行ス
- (三) 周波數並ニ現用固定局ニ對スル周波數表ノ索引タル固定局局名錄ハ毎年各別ニ改版ス右周波數表及局名錄ハ各別ニ發行スル月刊追加ニ依リ常ニ現行トス
- (四) 呼出符號ヲ「アルファベット」順ニ排列シタル表ハ聯合事務局ニ於テ有用ト認ムルトキ之ヲ改版ス本表ハ月刊再録追加ニ依リ常ニ現行トス

- 六 (一) 海岸局及航空局ノ名稱ニハ次ニ夫々「RADIO」及「AERADIO」ナル語ヲ附ス
- (二) 海上移動業務ノ無線羅針局及無線標識局ノ名稱ニハ次ニ夫々「GONIO」及「PHARE」ナル語ヲ附ス
- (三) 航空業務ノ無線羅針局及無線標識局ノ名稱ニハ次ニ夫々「AEROGONIO」及「AEROPHARE」ナル語ヲ附ス

- 七 附錄第九號ハ局ノ業務ノ種類及範圍ヲ表ス爲書類中ニ使用スル記號ヲ掲グ
- 八 移動局ノ備付クベキ業務書類ハ附錄第十號ニ之ヲ掲グ

第十六條 周波數ノ通告及公表

- 一 (一) 主管廳ハ固定局、陸上局、無線放送局ニ割當テタル周波數並ニ定メタル電力ノ最高限ヲ此等ノ局ガ國際的混信ヲ生ズル虞アルトキハ周波數表ニ公表ノ爲聯合事務局ニ通告ス
- (二) 尙移動局、可搬局、私設置驗局、素人局及特別業務ヲ行フ局ニ割當テタル周波數ヲ通告ス
- (三) 安定シタル送信機ヲ使用スル船舶局ト特定ノ業務ヲ行フ爲海岸局ガ受信ニ用ウル周波數モ亦公表ノ爲聯合事務局ニ之ヲ通告スルコトヲ要ス

(四) 本規則ニ依リ一定ノ業務ノ局ノ共用トシテ規定セラレタル周波數(五〇〇%)、(六〇〇%)、(三三三%)、(九〇〇%)、(三七五%) (八〇〇m) 等ハ聯合事務局ニ之ヲ通告セズ

(五) 第一節ニ規定スル通告ハ周波數ノ使用開始前ニ於テ且主管廳ガ其ノ業務ノ良好ナル施行ヲ確保スル爲必要ト認ムル一切ノ處置ヲ執ルニ十分ナル時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

(六) (イ) 尤モ主管廳ニ於テ固定局、陸上局又ハ無線放送局ニ割當テントスル周波數ガ本規則ニ依リ當該業務ニ對シ許可セラレタル周波數帶外ニ在ル周波數ナルトキハ該主管廳ハ該周波數ノ使用開始ノ少クトモ六月前ニ於テ又緊急ノ場合ニハ右開始期日ノ少クトモ三月前ニ於テ第五節ニ規定スル通告ヲ爲ス

(ロ) 主管廳ガ既ニ許可周波數帶外ニ於テ動作スル局ノ電力ヲ増大セントスルトキ又ハ輻射ノ條件ヲ變更セントスルトキハ使用周波數ガ同一ナル場合ト雖モ亦右通告手續ヲ遵守ス

二 (一) 地域的協定ニ基キ周波數ヲ通告スルトキハ右周波數通告ノ際該協定ヲ記載スベシ

(二) 地域的協定ニ於テ一定ノ業務ヲ行フ數箇ノ局ガ一周波數ヲ使用シ得ル旨規定スルトキハ單ニ右業務ニ對スル該周波數ノ割當及場合ニ依リ地域的協定ニ包含セララルル地域ヲ公表ス

三 固定局、陸上局及無線放送局ニ關シテハ主管廳ハ此等ノ局ニ割當テラレタル各周波數ニ對スル完全ナル明細表ヲ聯合事務局ニ通告ス

四 主管廳ハ第一節第一節ノ規定ニ從ヒ明細表ヲ通告シタル局ノ輻射ノ條件ニ付行ハントスル一切ノ變更ヲ聯合事務局ニ通告ス

五 移動局ニ關シテハ完全ナル明細表ヲ示サズ各國ニ付局ノ種類別(船舶局、航空機局、其ノ他ノ運輸機局)ニ此等ノ局ニ留保セラレタル周波數帶中右局ニ割當テラレタル周波數ヲ示スニ止ム

船舶局ニ對シテハ箇箇ノ周波數又ハ周波數帶ヲ掲グ(例ハ第七條第二十一項第一節(イ)參照)

六 特別業務ヲ行フ局、可搬局及私設實驗局ニ割當テラレタル周波數ハ同一周波數ガ數箇ノ局ニ割當テラレタルトキハ國別ニ一括シテ之ヲ記載ス此等ノ周波數ノ一箇ガ特定ノ一局ニ割當テラレタルトキハ右周波數ハ完全ナル明細表ノ様式ニ依リ之ヲ通告スルコトヲ得素人局ニ割當テラレタル周波數ハ國別ニ一括シテ之ヲ通告ス [例 3500 à 4000 kc/s (85,71 à 75 m) stations d' amateur, Canada]

七 多重方式ノ場合ニ於テハ第一欄ニ一切ノ搬送周波數ヲ掲ゲ周波數ノ各箇ト相對シテ備考欄ニ「système multiplex」ナル記事ト共ニ該方式ノ他ノ一切ノ搬送周波數ヲ再掲ス

八 搬送波ノ消去セラレタル發射ノ場合ニ於テハ第九欄(變調周波數)ノ數字ト結合シ使用周波數帶ヲ決定スベキ周波數ヲ第一欄ニ掲グ第十四欄(備考)ニハ搬送ガ消去セラレタルコト竝ニ傳送ガ單側波帶ヲ以テ行ハルルヤヲ示ス

九 周波數表ノ使用ヲ容易ナラシムル爲聯合事務局ハ各頁ニ記載セラルル周波數ニ相當スル分配表ノ周波數帶ヲ其ノ頁ニ記載ス [例 7300 à 8200 kc/s (41,10 à 36,59 m) services fixes]

十 聯合事務局ハ主管廳ノ通告シタル各周波數ト相對シ一箇又ハ二箇ノ通告日附ヲ記載ス右日附ハ左ノ通トス

(イ) 關係國ノ周波數ノ最初ノ通告日附(第三欄(イ))

(ロ) 關係國ノ特定ノ一局ニ對スル周波數ノ最初ノ通告日附(第三欄(ロ))

國トハ其ノ境域内ニ局ノ設置セラレタル地域ヲ謂フ殖民地、保護領、海外領土又ハ主權、權力若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域モ亦國ト看做ス

十一 (一) 第三欄(イ)ニ記載スベキ周波數ノ通告日附ハ聯合事務局ガ當該國ノ該周波數ノ最初ノ割當ヲ通知セラレタル通信ノ有スル日附トス

(二) 一國ノ一局ニ對スル一周波數ノ最初ノ通告ノ際該局ト相對シテ第三欄(ロ)ニ記載スベキ日附ハ第三欄(イ)ニ掲グル日附ト同一トス爾後同一國ノ他ノ局ニ同一周波數ヲ割當ツルトキハ第三欄(イ)ニ該新設局ト相對シテ前記ノ最初ノ通告日附ヲ記載シ

第三欄(ロ)ニ該新設局ニ對スル該周波數ノ割當ノ日附ヲ記載ス

(三) 局名ノ指示ナキ特定周波數ノ略式通告ノ場合ニ於テハ第三欄(イ)ノ日附ニ限り之ヲ記載ス

(四) 一括シテ通告セラレタル周波數ニ對シテハ移動局ニ割當テラレタル周波數ニ對スルト同様日附ハ之ヲ記載セズ

十二 (一) 特定局ニ對スル周波數ノ通告(第三欄(ロ)ノ日附)後二年ヲ經テ通告周波數ガ該局ニ依リ使用セラルルニ至ラザルトキハ聯合事務局ノ公表シタル記事ハ之ヲ抹消ス但シ關係主管廳ガ前記期間ノ滿了六月前ニ於テ聯合事務局ヨリ義務的ニ協議ヲ受ケ其ノ存續ヲ請求シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ通告日附ハ之ヲ存置ス

(二) 割當テラレタル局ノ決定シ居ラザル周波數ノ通告ノ場合ニ於テハ關係主管廳ガ聯合事務局ヨリ義務的ニ協議ヲ受ケ該周波數ガ使用セラルルニ至リタルコトヲ確答スルニ非ザレバ公表記事ハ通告後二年ヲ經テ抹消セラルベシ

(三) 主管廳ハ周波數表ニ完全ナル明細表ノ記載ヲ要スル周波數ノ使用開始ヲ遲滞ナク聯合事務局ニ通告ス

第十七條 移動業務ニ於ケル無線電信ノ一般手續(註一)(註二)

一 (一) 移動業務ニ於テハ第二十四條ノ規定ヲ適用スベキ遭難呼出又ハ遭難通信ノ場合ヲ除キ左ノ手續ニ依ルコトヲ要ス

(二) 專ラ航空ノ業務ニ於テハ本條ノ手續ハ關係政府ノ地域的協定ニ規定スル別段ノ手續ガ實施セラルル場合ヲ除キ之ヲ適用ス

(三) 無線通信ノ交換ニ付テハ移動業務ノ局ハ附錄第十一號ノ略語ヲ使用ス

尙海上移動業務ニ於テハ附錄第十一號ノ略語ノミヲ使用スルコトヲ要ス

二 (一) 送信前一切ノ局ハ自局ノ通信圈内ニ行ハルル傳送ニ有害ナル混信ヲ生ゼシメザルコトヲ確メ得ル爲十分ナル時間聽取スルコトヲ要ス斯カル混信ヲ生ズル虞アルトキハ該局ハ其ノ妨害スルコトアルベキ傳送ノ最初ノ中止ヲ待ツ

(二) 尤モ右ノ如ク行動スルモ該局ノ發射ガ既ニ行ハレツツアル無線電氣傳送ニ混信ヲ及ボストキハ左ノ規定ヲ適用スベシ

- (イ) 公衆通信ノ業務ヲ取扱フ陸上局又ハ各種ノ航空局ノ通信圈内ニ於テハ局ニシテ其ノ發射ガ混信ヲ生ズルモノハ右陸上局又ハ航空局ヨリ要求アリタルトキハ直ニ發射ヲ中止スルコトヲ要ス
- (ロ) 二船舶局間ニ於テ既ニ行ハレツツアル無線電氣通信ガ他ノ船舶ノ發射ニ依リ妨害セラルル場合ハ後者ハ二船舶局ノ何レカノ要求アリタルトキハ直ニ發射ヲ中止スルコトヲ要ス
- (ハ) 右中止ヲ要求スル局ハ其ノ發射ヲ中止セシメラルル局ノ概定ノ可待時間ヲ指示スルコトヲ要ス
- 三 船舶局ヨリ傳送スル一切ノ種類ノ無線電報ニハ異リタル各陸上局ニ毎日送信スル最初ノ無線電報ヲ第一號トシテ毎日ノ連續番號ヲ附ス
- 四 局ノ呼出及通信ノ準備符號

(一) 呼出手續

呼出ハ左ノ如ク構成ス

被呼局ノ呼出符號三回以下

[DE]ナル語

呼出局ノ呼出符號三回以下

(二) 呼出及準備符號ニ使用スル電波

呼出ヲ爲シ竝ニ準備符號ヲ傳送スル爲呼出局ハ被呼局ノ聽守電波ヲ使用ス

(三) 通信ニ使用スル電波ノ指示

前記第一節ニ指示スル如キ呼出ハ次ニ呼出局ガ通信ノ傳送ニ使用セントスル周波數又ハ電波ノ型式ヲ示ス成規ノ略語ヲ伴フコトヲ要ス

本規定ノ例外トシテ呼出ノ次ニ通信ニ使用スル電波ノ指示ヲ伴ハザルトキハ

(イ) 呼出局ガ陸上局ナルトキ 該局ガ局名錄ニ掲ゲラレタル通常通信電波ヲ通信ニ使用セントスルコトヲ示ス

(ロ) 呼出局ガ移動局ナルトキ 通信ニ使用スル電波ハ被呼局ニ於テ選定スベキコトヲ示ス

(四) 無線電報ノ通數又ハ連續傳送ノ指示

呼出局ガ被呼局ニ對シ傳送スベキ無線電報ニ通以上ヲ有スルトキハ前記準備符號ノ次ニ成規ノ略語及無線電報ノ通數ヲ示ス數字ヲ傳送ス

尙呼出局ガ右無線電報ヲ連續送信センコトヲ欲スルトキハ被呼局ノ同意ヲ得ル爲成規ノ略語ヲ附シテ其ノ旨ヲ指示ス

五 呼出ニ對スル應答及通信ノ準備符號

(一) 呼出ニ對スル應答手續

呼出ニ對スル應答ハ左ノ如ク構成ス

呼出局ノ呼出符號三回以下

[DE]ナル語

被呼局ノ呼出符號

(二) 應答電波

呼出及準備符號ニ對スル應答ノ傳送ニハ被呼局ハ呼出局ガ應答周波數ヲ指定セザル限り呼出局ノ聽守電波ヲ使用ス

本規定ノ例外トシテ移動局ガ二四三% (二〇〇m)ノ電波ニ依リ海岸局ヲ呼出ス場合ニハ海岸局ハ局名錄ニ掲ゲラルル一〇〇乃至一六〇% (三〇〇〇乃至一八七五m)ノ周波數帯ノ通常通信電波ヲ以テ呼出ニ對スル應答ヲ傳送ス

(三) 通信ニ使用スル電波ノ協定

イ 被呼局ガ呼出局ニ合意ナルトキハ左ノモノヲ傳送ス

(イ) 呼出ニ對スル應答

- (a) 呼出局ニ依リ通知セラレタル周波數又ハ電波ノ型式ヲ以テ爾後聽取ヲ爲スコトヲ示ス成規ノ略語
- (b) 場合ニ依リ第四節ニ規定スル指示
- (c) 被呼局ガ呼出局ノ通信ヲ受信スル準備整ヒタルトキハ「B」ナル文字
- (d) 場合ニ依リ有用ナルトキハ受信符號ノ強度ヲ示ス成規ノ略語及數字(附錄第十二號參照)
- 局ガ合意ナラザルトキ又ハ通信ニ使用スル電波ヲ選定スベキトキハ左ノモノヲ傳送ス
- (i) 呼出ニ對スル應答
- (ii) 要求スル周波數又ハ電波ノ型式ヲ示ス成規ノ略語(※)
- (k) 場合ニ依リ第四節ニ規定スル指示

呼出局ガ通信ニ使用スベキ電波ニ關シ合意成立スルトキハ被呼局ハ應答中ノ事項ノ次ニ「B」ナル文字ヲ傳送ス

(四) 連續傳送ノ要求ニ對スル應答

被呼局ガ無線電報ノ連續傳送(第四項第四節)ヲ要求スル呼出局ニ對シ應答スルトキハ成規ノ略語ヲ以テ其ノ拒絕又ハ受諾ヲ表示シ受諾スル場合ニハ必要アラバ一連續トシテ受信セントスル無線電報ノ通數ヲ指示ス

(五) 受信ノ困難

- (i) 被呼局ガ受信シ得ザルトキハ前記第三節ニ規定スル呼出ニ應答スルモ「B」ナル文字ノ代リニ「C」(可待)ナル符號ヲ送り次ニ概定ノ可待時間ヲ分時ニテ示タル數ヲ附ス此ノ概定時間ガ十分時(航空ノ移動業務ニ於テハ五分時)ヲ超ユルトキハ可待ノ理由ヲ附スルコトヲ要ス
- (ii) 局ガ自局ニ對スル呼出ナルコト確實ナラザル呼出ヲ受信シタルトキハ該局ハ呼出ガ反覆セラレ且了解セラルル迄應答ヲ爲スコトヲ得ズ又局ガ自局ニ對スル呼出ヲ受信シタルモ呼出局ノ呼出符號ニ疑アルトキハ呼出局ノ呼出符號ノ代リニ成規ノ略語ヲ使用シ直ニ應答スルコトヲ要ス

六 通信ノ傳送

(一) 通信電波

- (i) 移動業務ノ各局ハ原則トシテ呼出ガ行ハレタル周波數帯ニ對シ局名錄ニ掲ゲラルル該局ノ通信電波ノ一ヲ使用シテ其ノ通信ヲ傳送ス
- (ii) 各局ハ局名錄ニ於テ大字ヲ以テ印刷シタル其ノ通常通信電波ノ外第二十一條第四項第二節ノ規定ニ從ヒ同一周波數帯ノ補助電波ヲ使用スルコトヲ得
- (iii) 通信ニ對スル呼出電波ノ使用ハ第二十一條ニ之ヲ規定ス
- (iv) 無線電報ノ傳送ガ呼出ノ行ハレタル周波數又ハ電波ノ型式ト異リタル周波數又ハ電波ノ型式ヲ以テ行ハルルトキハ無線電報ノ傳送ニハ左ノモノヲ前置ス

被呼局ノ呼出符號三回以下

「DE」ナル語

呼出局ノ呼出符號三回以下
傳送ガ呼出ト同一ノ周波數及電波ノ型式ヲ以テ行ハルルトキハ無線電報ノ傳送ハ必要アルトキハ被呼局ノ呼出符號、

「DE」ナル語、呼出局ノ呼出符號ヲ前置ス

(二) 長文無線電報

- (i) 百語ヲ超過スル一切ノ無線電報ハ原則トシテ一連續ヲ構成スルモノト之ヲ看做シ又ハ傳送中ノ一連續ヲ終結セシム
- (ii) 長文ノ無線電報ハ普通語電報タルト隱語又ハ秘語ノ電報タルト問ハズ通則トシテ一區切ヅツ傳送ス各區切ハ普通語ノ場合ニ於テハ五十語、隱語又ハ秘語ノ場合ニ於テハ二十語又ハ二十集合トス
- (iii) 各區切ノ末尾ニ「此ノ所迄無線電報ヲ良好ニ受信シタリヤ」ヲ意味スル「— — — — —」ナル符號ヲ傳送ス一區

切ヲ正確ニ受信シタルトキハ受信局ハ「K」ナル文字ヲ以テ應答シ無線電報ノ傳送ハ繼續セラル
通信ノ中止

移動業務ノ局ガ陸上局ノ通信電波ヲ以テ傳送シ之ニ依リ該陸上局ニ混信ヲ生ゼシムル場合ニ於テ該陸上局ヨリ要求アルト
キハ其ノ通信ヲ中止スルコトヲ要ス

七 傳送及通信ノ終了

(一) 傳送ノ終信符號

(a) 無線電報ノ傳送ハ「———」(終信)ナル符號次ニ送信局ノ呼出符號及「K」ナル文字ヲ以テ終ル

(b) 連續傳送ノ場合ニ於テハ各無線電報ノ終了ハ「———」ナル符號又連續ノ終了ハ送信局ノ呼出符號及「K」ナル文
字ヲ以テ之ヲ示ス

(二) 受信證

(a) 無線電報ノ受信證ハ「B」ナル文字次ニ無線電報ノ番號ヲ傳送シテ之ヲ示ス受信證ノ前ニハ左ノ順序ニ依ル事項ヲ傳
送ス

傳送ヲ爲シタル局ノ呼出符號、「DE」ナル語、受信ヲ爲シタル局ノ呼出符號

(b) 一連續ノ無線電報ノ受信證ハ「R」ナル文字次ニ最後ニ受信シタル無線電報ノ番號ヲ傳送シテ之ヲ示ス此ノ受信證ノ
前ニハ前記ノ順序ニ依ル事項ヲ傳送ス

(c) 受信證ハ呼出ノ應答ニ對スルモノト同一ノ電波ヲ以テ受信局ヨリ之ヲ傳送ス(前記第五項第二節參照)
通信ノ完了

(d) 二局間ノ通信ノ完了ハ二局ノ雙方ヨリ「———」(通信完了)ナル符號次ニ自局ノ呼出符號ヲ送りテ之ヲ指示ス

(e) 此ノ符號ニ對シテハ送信局ニ於テハ通信電波又受信局ニ於テハ呼出ニ對スル應答電波ノ使用ヲ繼續ス

(f) 「———」(通信完了)ナル符號ハ又一般情報ノ無線電報、氣象報及一般安全通報ノ傳送ヲ完了スルトキ並ニ後廻
受信證ヲ要シ又ハ受信證ヲ要セザル長距離無線通信業務ニ於テ傳送ヲ完了スルトキ之ヲ使用ス

八 通信ノ時間

(一) 海上移動業務ニ於テハ如何ナル場合ニ於テモ五〇〇% (六〇〇m)ニ依ル通信ハ五分時ヲ超過スルコトヲ得ズ

(b) 航空移動業務ニ於テハ如何ナル場合ニ於テモ三三三% (九〇〇m)ニ依ル通信ハ五分時ヲ超過スルコトヲ得ズ

(二) 五〇〇% (六〇〇m)及三三三% (九〇〇m)以外ノ他ノ周波數ニ於テハ通信ノ時間ノ長サハ左ノ通之ヲ決定ス

(a) 陸上局及移動局間ノ場合ハ陸上局之ヲ決定ス

(b) 移動局相互間ノ場合ハ受信局之ヲ決定ス

九 試驗

呼出ヲ傳送スル前送信機ヲ調整スル爲又ハ受信機ヲ調整スル爲試驗符號ヲ傳送スル要アルトキハ右符號ハ十秒時ヲ超エ繼續
スルコトヲ得ズ又右符號ハ「VVVV」ノ連續ヨリ成ルコトヲ要シ次ニ試驗發射ヲ行フ局ノ呼出符號ヲ附ス

(註一) 此ノ手續ハ能フ限リ短波ニモ適用ス

(註二) 第二項及第八項ノ規定ハ移動業務ノ無線電話傳送ニ適用ス

(※) 被呼局ニ於テ通信ニ使用スル電波ヲ選定スベキ場合ニ於テ例外トシテ被呼局ガ相當ノ表示ヲ爲サザルトキハ通信ハ呼出ニ使用シタ
ル電波ヲ以テ之ヲ行フ

第十八條 「各局宛」一般呼出

一 二種ノ「各局宛」呼出符號ヲ認ム

第一「K」ナル文字ヲ伴フ「QQ」ナル呼出(第二項及第三項參照)

第二「K」ナル文字ヲ伴ハザル「QQ」ナル呼出(第四項參照)

二 局ガ移動業務ノ局ト通信ヲ爲サンコトヲ欲スルモ右局中自局ノ通信圈内ニ在ルモノノ局名不明ナルトキハ呼出手續中被呼局ノ呼出符號ノ代リニ「CQ」ナル探呼符號ヲ使用スルコトヲ得此ノ手續ノ次ニ「M」ナル文字ヲ附ス（一切ノ移動業務ノ局ニ對シ應答ヲ求ムル一般呼出）

三 通信ノ輻輳スル地域ニ於テハ「K」ナル文字ヲ件フ「CQ」ナル呼出ノ使用ハ之ヲ禁ズ例外トシテ緊急信號ト共ニ之ヲ使用スルコトヲ得

四 「K」ナル文字ヲ件ハザル「CQ」ナル呼出（應答ヲ求メザル各局宛一般呼出）ハ受信シ得ル何人ニ依リテモ閱讀又ハ利用セラルルコトヲ目的トスル一切ノ種類ノ情報ノ傳送ノ前ニ之ヲ使用ス

第十九條 應答ヲ求メザル數局宛呼出

二箇若ハ數箇ノ呼出符號又ハ一箇ノ略語ヲ件フ「CP」ナル呼出（應答ヲ求メザル一定ノ受信局呼出）ハ許可セラレタル者ニ依リ閱讀又ハ利用セラルルコトヲ目的トスル一切ノ種類ノ情報ノ傳送ニ對シテノミ之ヲ使用ス

第二十條 呼出

一 本條ノ規定ハ關係國間ノ地域的協定ガ別段ノ手續ヲ規定シ且右手續ガ實施セラルル場合ハ航空機ニ之ヲ適用セズ然レドモ本條ノ規定ハ海上無線業務ノ局ト通信シ又ハ通信セント欲スル航空機ニハ常ニ之ヲ適用スベシ

二 (一) 通則トシテ移動局ハ陸上局ト通信連絡ヲ取ルコトヲ要ス移動局ハ陸上局ノ通信圈内ニ入りタル後ニ非ザレバ之ガ爲該局ヲ呼出スコトヲ得ズ

(二) 尤モ移動局ニ對シ電報ヲ有スル陸上局ハ右移動局ガ自局ノ通達距離ニ在リ且聽取ヲ行ヒツツアリト認ムムルトキハ該局ヲ呼出スコトヲ得

三 (一) 尙海岸局ハ其ノ呼出ヲ現ニ有スル電報ノ著信局タル一切ノ移動局ノ呼出符號ヨリ成ル「呼出表」ノ形式ニ依リ關係政府間ノ協定ニ依リ定ムベキ少クトモ二時間ノ間隔アル一定ノ時間ニ能フ限り傳送スルコトヲ要ス五〇〇%（六〇〇m）ノ電

波ヲ以テ其ノ呼出ヲ傳送スル海岸局ハ該呼出ヲ「呼出表」トシテ現ニ有スル通報ノ著信局タル移動局ニシテ其ノ通信圈内ニ在ルモノノ呼出符號ノミヲ之ニ挿入シ「アルファベット」順ニ傳送ス該海岸局ハ傳送ニ使用セント欲スル通信電波ヲ指示スル略語ヲ自局ノ呼出符號ニ附加ス三六五乃至五一五%（八二二乃至五八三m）ノ周波數帯以外ノ持續電波ヲ使用スル海岸局ハ其ノ最モ便利トスル順序ニ於テ此ノ呼出符號ヲ傳送ス

(二) 海岸局ニ於テ呼出表ヲ傳送スベキ時刻並ニ此ノ目的ニ使用スル周波數及電波ノ型式ハ局名錄ニ之ヲ掲載スルコトヲ要ス

(三) 呼出表ノ傳送中自局ノ呼出符號ヲ認メタル移動局ハ應答シ得ルニ至ルヤ直ニ成ルベク喚呼セラレタル順序ニ遵ヒ應答ヲ爲スコトヲ要ス

(四) 通信ヲ直ニ行フコトヲ得ザルトキハ海岸局ハ各關係移動局ニ對シ通信ヲ開始シ得ベキ概定ノ時刻並ニ必要アラバ該移動局トノ通信ニ使用スベキ周波數及電波ノ型式ヲ通知ス

四 陸上局ガ殆ド同時ニ數多ノ移動局ヨリ呼出ヲ受ケタルトキハ該局ハ此等移動局ガ該陸上局ニ其ノ電報ヲ傳送シ得ベキ順序ヲ決定ス此ノ決定ハ單ニ各呼出局ヲシテ自局ト能フ限り多數ノ無線電報ノ交換ヲ爲サシムル必要ニ基キ之ヲ爲スコトヲ要ス

五 (一) 一切ノ移動局ハ陸上局ト最初ニ通信ヲ設定スルニ當リ混同ノ虞アルニ由リ有用ト認ムルトキハ局名錄ニ掲載セラルル名稱ヲ全部文字ヲ以テ傳送スルコトヲ得移動局ガ未ダ局名錄ニ掲載セラレザルトキハ該局ハ其ノ名稱ヲ全部文字ヲ以テ傳送スルコトヲ得

(二) 陸上局ハ移動局ニ對シ「P.P.R」ナル略語ニ依リ左ノ事項ヲ通知センコトヲ要求スルコトヲ得

(イ) 海里ニ於ケル概略ノ距離及陸上局ヨリノ方位又ハ經緯度ニ依リ示シタル位置

(ロ) 最近ノ立寄地

(三) 第二節ニ定ムル指示ハ移動局ヲ有スル運輸機ノ指揮者又ハ責任者ノ許可ヲ受ケタル後且陸上局ノ要求アリタル場合ニ

限リ之ヲ供給ス

- 六 陸上局及移動局間ノ通信ニ於テ移動局ハ傳送ノ順序及時刻周波數(波長)又ハ電波ノ型式ノ選定及通信ノ中止ニ關スル一切ノ事項ニ付陸上局ノ與フル指示ニ從フ此ノ規定ハ遭難ノ場合ニ之ヲ適用セズ
- 七 移動局間ノ通信ニ於テハ遭難ノ場合ヲ除ク外被呼局ハ前記第六項ニ示ス通信ノ指示ヲ爲ス
- 八 (一) 二分時ノ間隔ヲ以テ三回發スル呼出ニ對シ被呼局ガ應答セザルトキハ呼出ハ之ヲ中止スルコトヲ要シ十五分時ノ後ニ非ザレバ再ビ之ヲ爲スコトヲ得ズ
海上移動業務ノ局ト航空機局トノ間ノ通信ニ關シテハ呼出ハ五分時ノ後再ビ之ヲ爲スコトヲ得
呼出ヲ再開スル前呼出局ハ被呼局ガ現ニ他局ト通信中ニ非ザルコトヲ確ムルコトヲ要ス
- (二) 呼出ハ現ニ行ハレツツアル通信ニ混信ヲ來ス虞ナキトキニ限り短時間内ニ反覆スルコトヲ得
- 九 移動局ノ經營者ノ名稱及居所ガ局名録ニ掲載ナキトキ又ハ局名録掲載ノ事項ト符合セザルニ至リタルトキハ該移動局ハ右ニ關シ必要ナル一切ノ事項ヲ相當略語ヲ使用シテ自局ガ電報ヲ傳送スル陸上局ニ通知スルコトヲ要ス

第二十一條 移動業務ニ於ケル電波ノ使用

イ 制限(型式B及放送)

- 一 (一) 型式Bノ電波ノ使用ハ一切ノ無線電氣局ニ對シ之ヲ禁ズ
例外トシテ船舶局ニ於テハ左ノ周波數ヲ許スハ
三七五% (八〇〇m) 無線羅針ニ限ル
四二五% (七〇六m) 通信用
五〇〇% (六〇〇m)
- (二) 一般公衆ニ依リ直接ニ受信セラルルコトヲ目的トスル無線電話發射ノ放送ヲ行フコトハ海上ノ移動局ニ對シ之ヲ禁ズ

□ 三六五乃至五一五% (八二二乃至五八三m)ノ周波數帶

二 呼出及應答

- (一) 三六五乃至五一五% (八二二乃至五八三m)ノ許可周波數帶ニ於テ無線電信ヲ以テ動作スル一切ノ船舶局及一切ノ海岸局並ニ海岸局又ハ船舶局ト通信センコトヲ欲スル航空機ガ使用スベキ一般呼出電波ハ五〇〇% (六〇〇m) (A一、A二又ハB)ノ電波トス
- (二) 通信ノ輻輳スル地域ニ於ケル混信ヲ輕減スル爲主管廳ハ公衆通信ノ傳送ニ對シ海岸局ニ割當テタル呼出電波ガ五〇〇% (六〇〇m)ノ一般呼出電波ヨリ五「キロサイクル」ヲ超ユル間隔ヲ有セザル場合ニ於テ第一節ノ條件ヲ充シタルモノト看做ス權利ヲ留保ス
- (三) 一般呼出電波(第二項第一節參照)ニ依リ發射セラルル呼出ニ對スル應答電波ハ呼出電波ト同一即五〇〇% (六〇〇m)ノ電波トス

三 遭難

- (一) 五〇〇% (六〇〇m)ノ電波ハ國際遭難電波トス該電波ハ右目的ノ爲海上業務ノ救助ヲ要求スル船舶局及航空機局ニ依リ使用セラル右電波ハ呼出及應答並ニ遭難通信、緊急及安全ノ信號及通報ニ對シテノミ之ヲ使用スルコトヲ得
- (二) 例外トシテ右電波ハ第四項第三節ニ掲グル條件ニ於テ通信ニモ之ヲ使用スルコトヲ得
- (三) 五〇〇% (六〇〇m)ノ電波ヲ除ク外四八五乃至五一五% (六二〇乃至五八三m)ノ一切ノ型式ノ電波ノ使用ハ之ヲ禁ズ

四 通信

- (一) 三六五乃至五一五% (八二二乃至五八三m)ノ許可周波數帶ニ於テ動作スル海岸局及船舶局ハ五〇〇% (六〇〇m)ノ電波ノ外少クトモ一ノ電波ヲ使用シ得ルコトヲ要ス附加電波ガ局名録ニ於テ太字ヲ以テ印刷セラルトキハ該電波ハ該局

ノ通常通信電波トス海岸局ニ對シテ選定セラレタル附加電波ハ航行局ノ附加電波ト同一又ハ別異ナルコトヲ得一切ノ場合ニ於テ海岸局ノ通信電波ハ附近ノ局トノ混信ヲ避ケ得ル様之ヲ選定スルコトヲ要ス

(二) 局名録ニ於テ大字ヲ以テ印刷セラレタル通常通信電波ノ外陸上局及航行局ハ許可周波數帯ニ於テ補助電波ヲ使用スルコトヲ得補助電波ハ局名録ニ於テ普通文字ヲ以テ記載ス尤モ三六五乃至三八五(八二二乃至七七九m)ノ周波數帯ハ無線羅針業務ニ之ヲ留保ス該周波數帯ハ第七條ニ掲グル留保ノ下ニ於テノ無線電信通信ノ爲モ移動業務ニ依リ使用セララルコトヲ得

(三) 例外トシテ五〇〇% (六〇〇m)ノ電波ハ遭難、緊急及安全、呼出及應答ノ信號ヲ妨害セザルコトヲ條件トシテ左ノ目的ノ爲ニモ亦之ヲ使用スルコトヲ得

(イ) 通信ノ輻輳スル地域ニ於テハ專ラ船舶局ニ依ル一通ノ短文無線電報ノ傳送(註一)(註二)

(ロ) 其ノ他ノ地域ニ於テハ相當ノ注意ヲ以テ無線電報ノ傳送及無線羅針

(四) 歐羅巴沿岸ノ通信ノ輻輳スル地域ニ於テハ三六五乃至五五〇% (八二二乃至五四五m)ノ周波數帯内ノ型式Aニノ電波ヲ以テ動作スル船舶局ハ能ク限リ四二五% (七〇六m)及四八〇% (六二五m)ノ周波數ヲ使用スルコトヲ要ス

(五) 歐羅巴ノ如何ナル海岸局ト雖モ右周波數ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

五 聽守

(一) 海上(船舶)及海上空(航空機)ニ於ケル人命ノ安全ヲ期スル爲モ三六五乃至五一五% (八二二乃至五八三m)ノ許可周波數帯内ノ電波ニ於テ通常聽取スル海上移動業務ノ一切ノ局ハ其ノ執務時間中一時間ニ付二回「グリニッチ」標準時(T.M.G.)ニ依ル毎時ノ十五分及四十五分ヨリ三分間遭難電波(五〇〇% (六〇〇m))ヲ以テ聽取ヲ行フ爲モ有用ナル處置ヲ執ルコトヲ要ス

(二) 第二十四條(第二十二項乃至第二十八項)ニ規定スル發射ヲ除キ右時間中ニ於テ

第一 四八〇乃至五二〇% (六二五乃至五七七m)ノ周波數帯内ノ發射ヲ中止スルコトヲ要ス

第二 右周波數帯外ニ於テハ

(イ) 型式Bノ電波ノ發射ヲ禁ズ

(ロ) 移動業務ノ局ノ他ノ發射ハ之ヲ繼續スルコトヲ得海上移動業務ノ局ハ本項第一節ニ規定スル如ク先ヅ遭難電波ニ依ル聽守ヲ確保スルコトノ明ナル留保ノ下ニ右發射ヲ聽取スルコトヲ得

(三) 三六五乃至五一五% (八二二乃至五八三m)ノ許可周波數帯内ニ於ケル呼出ガ一般呼出電波(前記第二項第一節)ヲ以テ通常行ハルルニ依リ公眾通信ノ業務ヲ取扱ヒ且其ノ通信ニ對シ右周波數帯内ノ電波ヲ使用スル海上移動業務ノ局ハ其ノ聽守時間中其ノ業務ノ呼出電波ヲ以テ聽守スルコトヲ要ス五〇〇% (六〇〇m)ニ依ル聽守ハ型式A二又ハBノ電波ニ付テノミ之ヲ義務トス此等ノ局ハ第五項第一節及第二節並ニ第七項第四節ノ規定ニ遵フベキモノトシ他ノ電波ヲ以テ通信中ノ場合ニ限リ右聽守ヲ爲サザルコトヲ得

(註一) 通信ノ輻輳スル地域ハ海岸局局名録ニ之ヲ掲グ該地域ハ五〇〇% (六〇〇m)ニ依ル通信ヲ取扱ハザルモノトシテ記載セラレタル海岸局ノ通信圈ヨリ成ル(附錄第九號參照)

(註二) 原則トシテ此ノ使用ハ信號間ニ聽取スル裝置又ハ同様ノ裝置ヲ設備スル船舶局ニ限リ之ヲ許ス
100-160% (3000-1875m)ノ周波數帯

六 呼出及應答

(一) 一四三% (1100m)型式A一ニ限ル)ノ電波ハ一〇〇乃至一六〇% (3000乃至一八七五m)ノ周波數帯ニ於ケル長距離移動業務ノ通信ニ使用スル國際呼出電波トス

(二) 一四三% (1100m)ノ電波ヲ除ク外一四〇乃至一四六% (1143乃至1055m)ノ一切ノ電波ノ使用ハ之ヲ禁ズ

- (三) 一四三% (二二〇〇m)ノ國際呼出電波(第六項第一節參照)ニ依リ發射セラルル呼出ニ對スル應答電波ハ左ノ如シ
移動局ニ付テハ一四三% (二二〇〇m)ノ電波
海岸局ニ付テハ其ノ通常通信電波

七 通信

左ノ規定ハ一〇〇乃至一六〇% (三〇〇〇乃至一八七五m)ノ周波數帶ノ型式A一ノ電波ヲ使用スル移動業務ノ局ノ運用上之ヲ遵守スルコトヲ要ス

- (一) (イ) 右電波ノ一ヲ以テ通信ヲ行フ一切ノ海岸局ハ局名錄ニ別段ノ表示ナキ限り一四三% (二二〇〇m)ノ電波ニ於テ聽守ヲ爲スコトヲ要ス
- (ロ) 海岸局ハ自局ニ特ニ割當テラレタル一箇又ハ數箇ノ電波ヲ以テ其ノ一切ノ電報ヲ傳送ス
- (ハ) 一二五乃至一五〇% (二四〇〇乃至二〇〇〇m)ノ周波數帶内ノ一箇又ハ數箇ノ電波ヲ割當テラレタル海岸局ハ右一箇又ハ數箇ノ電波ニ關シ優先權ヲ有ス
- (ニ) 移動業務ノ他ノ一切ノ局ニシテ此等ノ一箇又ハ數箇ノ電波ヲ以テ公衆通信ヲ傳送シ之ニ因リ前記海岸局ニ混信ヲ及ボスモノハ該海岸局ノ要求アルトキハ其ノ通信ヲ中止スルコトヲ要ス
- (イ) 移動局ガ他ノ移動業務ノ局ト右電波ノ一ヲ以テ通信連絡ヲ取ランコトヲ欲スルトキハ該局ハ局名錄ニ別段ノ表示ナキ限り一四三% (二二〇〇m)ノ電波ヲ使用スルコトヲ要ス
- (ロ) 一般呼出電波タル右電波ハ北大西洋ニ於テハ專ラ左ノ目的ノ爲ニ之ヲ使用スルコトヲ要ス
 - 第一 箇箇ノ呼出及之ニ對スル應答
 - 第二 電報ノ傳送ニ先ツ符號ノ傳送
- (三) 移動局ガ一四三% (二二〇〇m)ノ一般呼出電波ヲ以テ他ノ移動業務ノ局ト通信連絡ヲ取リタル後ニ於テハ成ルベク許

可周波數帶内ノ何レカノ電波ニ於テ其ノ電報ヲ傳送スルコトヲ要ス但シ他局ノ行ヒツツアル通信ヲ妨害セザルコトヲ條件トス

- (四) 一〇〇乃至一六〇% (三〇〇〇乃至一八七五m)ノ周波數帶ノ型式A一ノ電波ニ於ケル義務ノ爲ニ裝置セラレタル一切ノ移動局ハ他ノ電波ヲ以テ通信中ニ非ザルトキハ通則トシテ他ノ移動業務ノ局ト電報ノ交換ヲ爲シ得ル爲該局ノ屬スル種別ニ從ヒ定メラルル時間中「グリニッチ」標準時ニ依ル毎時ノ三十五分ヨリ五分間一四三% (二二〇〇m)ノ電波ニ毎時復歸スルコトヲ要ス
- (五) (イ) 陸上局ハ成ルベク呼出表ノ形式ニ依リ呼出ヲ傳送スルコトヲ要ス此ノ場合該局ハ一〇〇乃至一六〇% (三〇〇〇m乃至一八七五m)ノ周波數帶ニ於テ自局ニ割當テラレタル一箇又ハ數箇ノ電波ヲ以テ局名錄ニ公表シタル一定ノ時刻ニ其ノ呼出表ヲ傳送ス但シ一四三% (二二〇〇m)ニ於テハ之ヲ傳送セス
- 尤モ通信ノ疎通上利便ナルトキハ陸上局ハ該局ノ屬スル官憲ノ許可ヲ受ケ一四三% (二二〇〇m)ヲ以テ左ノ簡單ナル額表ニ依リ其ノ呼出表ヲ傳送ヲ開始スルコトヲ得
 - 〇Q de (陸上局ノ呼出符號)
 - QSW (直ニ呼出表ヲ傳送セントスル局ノ先順位波長ノ指示ヲ伴フ 如何ナル場合ニ於テモ右額表ハ之ヲ反覆スルコトヲ得ズ)
 - (ロ) 尤モ陸上局ハ事情ニ從ヒ又ハ該局ガ行フベキ通信ニ從ヒ呼出表傳送ノ爲定メラレタル時刻以外ノ他ノ何レノ時刻ニ於テモ箇箇ニ移動局ヲ呼出スコトヲ得
 - (ハ) 一四三% (二二〇〇m)ノ電波ハ箇箇ノ呼出ノ爲使用スルコトヲ得且此ノ目的ノ爲成ルベク第七項第四節ニ掲グル時間中ニ之ヲ使用スベシ

II 航空業務(註1)

八 (一) 航空業務ノ一般呼出電波ハ左ノ如シ但シ別段ノ規定アル地域的協定ガ施行セラルル地域ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
三三三% (九〇〇m)

第七條第二十一項第一節(イ)ニ掲グル使用ノ外ニ六二一〇% (四八・三二m)

右ノ外關係政府間ノ協定ニ依リ其ノ他ノ周波數ヲ呼出電波トシテ選定スルコトヲ得ベシ此等ノ周波數竝ニ其ノ使用條件ハ聯合事務局ノ刊行スル業務書類中ニ之ヲ掲グ

(二) 航空業務ニ於ケル一般應答電波ハ左ノ如シ但シ別段ノ規定アル地域的協定ガ施行セラルル地域ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
三三三% (九〇〇m)

第七條第二十一項第一節(イ)ニ掲グル使用ノ外ニ六二一〇% (四八・三二m)

關係政府間ノ協定ニ依リ其ノ他ノ周波數ヲ應答電波トシテ選定スルコトヲ得ベシ此等ノ周波數竝ニ其ノ使用條件ハ聯合事務局ノ刊行スル業務書類中ニ之ヲ掲グ

(三) 航空局ノ無線通信ハ關係政府間ノ地域的協定ニ依リ之ヲ規律ス但シ本規則ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

(註一) 呼出及遭難ニ對スル五〇〇% (六〇〇m)ノ電波ノ使用ニ付テハ第二十一條第一項、第二項、第三項參照

第二十二條 混 信

一 (一) 無用又ハ出所不明ノ符號又ハ通信ノ傳送ハ一切ノ局ニ對シ之ヲ禁ズ

(二) 試験及實驗ハ他局ノ業務ヲ妨害セザル限リ移動局ニ於テ之ヲ行フコトヲ得移動局以外ノ局ニ關シテハ試験及實驗ヲ許スル以前ニ於テ各主管廳ハ施行セントスル試験又ハ實驗ガ他局ノ業務ヲ妨害スル虞アルヤ否ヤヲ判定ス

二 公衆通信ニ關係スル電報ハ型式Aニノ電波ヨリモ型式A一ノ電波ニ依リ又型式Bノ電波ヨリモ型式A二ノ電波ニ依リ傳送スルヲ可トス

三 移動業務ノ一切ノ局ハ良好ナル通信ヲ行フニ必要ナル最低限ノ輻射電力ヲ以テ電報ヲ交換スルコトヲ要ス

四 遭難ノ場合ヲ除キ航行局相互間ノ通信ハ陸上局ノ通信ヲ妨害セザルコトヲ要ス右通信ガ妨害セラルル場合妨害ヲ爲ス航行局ハ關係陸上局ノ要求アルトキハ直ニ傳送ヲ中止シ又ハ電波ヲ變更スルコトヲ要ス

五 試験及調整ノ符號ハ本規則又ハ國際通信書ニ依リ定メラレタル特別ノ意義ヲ要スル符號、略語等ト混同セザル様之ヲ選定スルコトヲ要ス

六 (一) 試験及調整ノ符號ヲ發射スル必要アリ且附近ノ陸上局ノ業務ヲ妨害スル虞アルトキハ該發射ヲ行フニ先チ該陸上局ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

(二) 何レノ局ト雖モ試験、調整又ハ實驗ノ爲ニ發射ヲ爲ストキハ其ノ發射中屢間隔ヲ置キテ能フ限リ緩速度ニ於テ其ノ呼出符號又ハ必要アルトキハ其ノ名稱ヲ傳送スルコトヲ要ス

七 混信ニ關シ申告ヲ爲ス主管廳又ハ企業ハ該申告ヲ支持及證明スル爲左ノ處置ヲ爲スコトヲ要ス
(イ) 認メタル混信ノ特性(周波數、調整ノ變化、判明セバ妨害局ノ呼出符號及混信ニ關シ知り得ベキ其ノ他一切ノ有用ナル事項)ヲ明ニスルコト

(ロ) 混信ヲ受ケタル局ガ自局ニ割當テラレタル周波數ヲ正確ニ使用スルコトヲ宣言スルコト

(ハ) 關係業務ノ一般實務上使用セラルル最良ノ型式ト同等ノ型式ノ受信機ヲ常時使用スルコトヲ聲明スルコト

八 主管廳ハ無線通信ノ許可セラレタル業務ニ重大ナル混信ヲ生ジ易キ電氣機器ガ斯カル妨害ヲ避クル様使用セラルル爲有用ト認メ且國內法令ニ適應スル處置ヲ執ル

第二十三條 補助設備

一 海上ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル條約ハ如何ナル船舶ガ補助設備(※)ヲ有スルコトヲ要スルヤヲ決定シ且右設備ノ具備スベキ條件ヲ定ム

- 二 補助設備ノ使用ニ付テハ本規則ノ一切ノ定規ヲ遵守スルコトヲ要ス
- 三 運用状態ニ在ル型式A一又ハA二ノ送信設備ヲ有スル船舶ハ遭難ノ信號及通信ノ發射ニ限り型式Bノ補助設備ヲ使用スルコトヲ得

(※) 海上ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル條約第三十一條(五)

(五) 無線電信設備ハ主設備及補助(豫備)設備ヨリ成ルベシ但シ主設備ガ補助(豫備)設備ノ一切ノ條件ニ適合スルトキハ補助(豫備)設備ハ義務的ナラズ

第二十四條 遭難ノ信號及通信、緊急信號、緊急信號及安全信號

イ 通 則

- 一 本規則ノ規定ニ拘ラズ遭難ノ移動局ハ注意ヲ喚起シ、其ノ狀況ヲ通報シ及救助ヲ受クル爲一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得
 - 二 (一) 遭難、緊急又ハ安全ノ場合ノ電信ノ送信速度ハ通則トシテ一分時ニ付十六語ヲ超過スルコトヲ得ス
 - (二) 緊急信號ノ送信速度ハ第二十一項第一節ニ之ヲ掲グ
 - ロ 遭難ノ場合ニ使用スベキ電波
 - 三 (一) 船舶 (イ) 遭難ノ場合ニ使用スベキ電波ハ國際遭難電波即五〇〇% (六〇〇m) トス (第二十一條參照) 該電波ハ成ルベク型式A二又ハBニ於テ使用セラルルコトヲ要ス國際遭難電波ヲ以テ發射シ得ザル船舶局ハ其ノ通常呼出電波ヲ使用ス
 - (ロ) 小電力ノ無線電話局ハ此ノ目的ノ爲第三十一條ニ掲グル如ク一六五〇% (一八一・八m) ノ呼出及遭難ノ電波ヲ使用ス
 - (二) 航空機 一切ノ遭難航空機ハ救助ヲ爲シ得ベキ陸上局又ハ移動局ノ聽守電波ヲ以テ遭難ノ呼出ヲ傳送スルコトヲ要ス使用スベキ電波ハ呼出ガ海上業務ノ局ニ宛テラルルトキハ此等ノ局ノ遭難電波又ハ聽守電波トス
- ハ 遭難信號

(一) 無線電信ニ於テハ遭難信號ハ單一ノ符號トシテ發セラルル
ナル集合トス右集合ニ於テ線ハ明瞭ニ點ト區別シ得ル様調節スルコトヲ要ス

無線電話ニ於テハ遭難信號ハ「MAYDAY」ナル話サレタル文句「m. ader」ナル文句ノ佛蘭西語ノ發音ニ相當スルモノトス

(二) 右遭難信號ハ之ヲ發スル船舶、航空機又ハ他ノ一切ノ運輸機ガ急迫シタル重大ナル急難ニ頻シ即時ノ救助ヲ要求スルコトヲ示ス

= 遭難呼出

- 五 (一) 遭難呼出ハ無線電信ニ依リ五〇〇% (六〇〇m) ヲ以テ發セラルルトキハ通則トシテ第二十一項第一節ニ定ムル緊急信號ヲ直前ニ附ス
- (二) 事情ノ許ストキハ呼出ノ發射ハ二分時ノ沈黙ヲ以テ緊急信號ノ終尾ヨリ之ヲ分離ス
- (三) 遭難信號ハ左ノモノヨリ成ル
 - 三回傳送スル遭難信號
 - 「DE」ナル語及
 - 三回傳送スル遭難移動局ノ呼出符號
- (四) 右呼出ハ他ノ傳送ニ對シ絕對先順位ヲ有ス之ヲ聞キタル一切ノ局ハ遭難ノ通信ニ妨害ヲ生ジ易キ一切ノ傳送ヲ直ニ中止シ且遭難呼出ノ發射電波ニ於テ聽取スルコトヲ要ス右呼出ハ特定ノ局ニ之ヲ宛ツルコトヲ得ズ且之ニ受信證ヲ要セズ

ホ 遭難通報

- 六 (一) 遭難呼出ノ次ニハ成ルベク速ニ遭難通報ヲ傳送スルコトヲ要ス該通報ハ遭難呼出次ニ遭難ノ船舶、航空機又ハ運輸機ノ名稱其ノ位置、遭難ノ種類及要求スル救助ノ種類ニ關スル事項並ニ場合ニ依リ右救助ヲ容易ナラシムベキ他ノ一切ノ事項

ヨリ成ル

(二) 航空機ガ其ノ遭難通報中ニ其ノ位置ヲ示シ得ザルトキハ該航空機ハ不完全ナル通報ヲ傳送シタル後無線羅針局ヲシテ該航空機ノ位置ヲ決定スルコトヲ得シムル爲十分ナル時間其ノ呼出符號ヲ發射スルコトニ努ム

七 (一) 通則トシテ海上ニ於ケル船舶又ハ航空機ハ緯度及經度(「グリニッチ」)ヲ以テ其ノ位置ヲ表示ス右表示ニハ「NORTH」又ハ「SOUTH」ナル語ノ一及「EAST」又ハ「WEST」ナル語ノ一ヲ伴フ度及分ニ對スル數字ヲ使用ス度ト分トハ點ヲ以テ之ヲ分離ス場合ニ依リ著名ナル地理上ノ地點ヨリ眞方位及海涅ニ於ケル距離ヲ示スコトヲ得

(二) 無線電信機ヲ設備スル船舶ハ右遭難通報ヲ傳送シタル後無線羅針機ヲ設備シタル陸上局及船舶局ヲシテ該船舶ノ位置ヲ決定スルコトヲ得シムル爲能フ限リ十分ナル時間船舶ノ呼出符號ヲ傳送ス

(三) 通則トシテ陸上ヲ航行スル航空機ハ最モ近キ地ノ名稱ヲ以テ其ノ位置ヲ表示シ及該地ヨリノ概略ノ距離ヲ表示ス距離ニハ場合ニ從テ「NORTH」「SOUTH」「EAST」若ハ「WEST」ナル語ノ一又ハ場合ニ依リ中間ノ方向ヲ示ス語ヲ附ス

八 遭難呼出及遭難通報ハ移動局ヲ有スル船舶、航空機又ハ他ノ一切ノ運輸機ノ指揮者又ハ責任者ノ命令アル場合ニ限り之ヲ送信ス

九 (一) 遭難通報ハ應答ヲ受クル迄殊ニ第二十一條第五項ニ規定スル沈黙時間中間隔ヲ置キテ之ヲ反覆スルコトヲ要ス

(二) 緊急信號モ亦必要アラバ反覆スルコトヲ得

(三) 尤モ間隔ハ應答セントスル局ニ其ノ送信機ヲ動作セシムル時間ヲ與フル爲十分長キコトヲ要ス

(四) 遭難航行局ガ五〇〇% (六〇〇m) ノ電波ヲ以テ傳送シタル遭難通報ニ對シ應答ヲ受ケザル場合ニ於テ通報ハ使用シ得ベキ他ノ一切ノ電波ニシテ之ニ依リ注意ガ喚起セラレ得ベキモノヲ以テ之ヲ反覆スルコトヲ得

十 尙他ノ移動局ノ遭難シ居ルコトヲ知りタル移動局ハ左ノ場合ニ遭難通報ヲ傳送スルコトヲ得

(イ) 遭難ノ局ガ自ラ遭難通報ヲ傳送シ得ザルトキ

(ロ) 仲介ヲ爲シ得ル局ヲ有スル船舶、航空機其ノ他ノ運輸機ノ指揮者(又ハ其ノ代理者)ガ他ノ救助ヲ必要ト認ムルトキ

十一 (一) 附近ニ在ルコト疑ナキ移動局ヨリノ遭難通報ヲ受信シタル移動業務ノ局ハ直ニ受信證ヲ與フルコトヲ要ス(第十八項及第十九項參照) 遭難呼出ニ自動緊急信號ヲ前置セザルトキハ此等ノ局ハ局ノ責任者(移動局ニ付テハ第十一條第一項參照)ノ許可ヲ受ケ該遭難通報ニ對シ他局ノ行フ受信證ノ傳送ヲ妨害セザル様注意シ自動緊急信號ヲ傳送スルコトヲ得

(二) 附近ニアラザルコト疑ナキ移動局ヨリノ遭難通報ヲ受信シタル移動業務ノ局ハ遭難移動局ニ一屬近キ局ヲシテ混信ナク應答シ且受信證ヲ與フルコトヲ得シムル爲自ラ受信證ヲ與フルニ先テ僅少ノ時間ヲ經過セシムルコトヲ要ス(註一)

(註一) 第十一項ノ規定ハ移動業務ノ周波數帶ニ於テ動作スル一切ノ局ニモ之ヲ適用ス

ハ 遭難通信

十二 遭難通信ハ遭難移動局ニ必要ナル即時ノ救助ニ關スル一切ノ通報ヲ包含ス

十三 遭難通信ノ一切ノ無線電報ハ呼出ニ遭難信號ヲ前置シ且額表ノ始ニ遭難信號ヲ反覆スルコトヲ要ス

十四 遭難通信ノ指揮ハ遭難ノ移動局又ハ第十項(イ)ノ規定ノ適用ニ依リ遭難呼出ヲ發シタル移動局ニ屬ス右局ハ他局ニ遭難通信ノ指揮ヲ委ヌルコトヲ得

十五 (一) 遭難ノ船舶、航空機又ハ運輸機ノ附近ニ在ル移動業務ノ一切ノ局ハ必要ト認ムルトキハ圈内ニ在ル移動業務ノ一切ノ局又ハ遭難通信ニ混信ヲ生ズルコトアルベキ局ヲ沈黙セシムルコトヲ得右何レノ場合ニ於テモ成規ノ略語(QRT)ヲ使用シ次ニ「DETTRESSE」ナル語ヲ附ス場合ニ從ヒ右指示ハ「各局」又ハ單ニ一局ニ之ヲ宛ツ「QRT」ナル略語ノ使用ハ能フ限リ遭難船舶及遭難通信ノ指揮ヲ爲ス局ニ對シ留保スルコトヲ要ス

(二) 遭難局ガ他局ヲ沈黙セシメント欲スルトキハ右手續ニ依リ「DETTRESSE」ナル語ニ代フニ遭難信號「-----」ヲ使用ス

- 六
- 一) 遭難呼出ヲ聞キタル一切ノ局ハ第五項第四節ノ規定ニ從フコトヲ要ス
 - 二) 遭難通信ヲ知リタル移動業務ノ一切ノ局ハ之ニ參加セザル場合ト雖モ右通信ヲ聽取スルコトヲ要ス
 - 三) 遭難通信ノ繼續時間中左ノ事項ハ該通信ヲ知り且之ニ參加セザル一切ノ局ニ對シ之ヲ禁ズ
 - (イ) 遭難電波〔五〇〇%（六〇〇m）〕又ハ遭難通信ガ行ハルル電波ヲ使用スルコト
 - (ロ) 型式Bノ電波ヲ使用スルコト
 - 四) 移動業務ノ局ニシテ其ノ知リタル遭難通信ヲ聽取スルト共ニ其ノ通常業務ヲ繼續シ得ルモノハ遭難通信ガ良好ニ行ハルルニ至リタルトキハ左ノ條件ニ於テ右ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得
 - (イ) 第三節ニ掲グル電波ノ使用ハ之ヲ禁ズ
 - (ロ) 型式A一ノ電波ノ使用ハ遭難通信ヲ妨害スルコトアルベキ電波ヲ除キ之ヲ許ス
 - (ハ) 型式A二及A三ノ電波ノ使用ハ移動業務ニ割當テラレタル周波數帯ニシテ遭難通信ニ使用スル周波數〔五〇〇% 六〇〇m〕附近ノ周波數帯ハ三八五乃至五五〇%（七七九乃至五四五m）ニ及ブヲ包含セザルモノニ於テノミ之ヲ許ス
- 七 沈黙ノ遵守ガ必要ナキニ至リタルトキ又ハ遭難通信ガ終了シタルトキハ遭難通信ノ指揮ヲ爲シタル局ハ遭難電波及必要アラバ右遭難通信ニ使用シタル電波ヲ以テ遭難通信ガ終了シタルコトヲ示ス「各局宛」通報ヲ傳送ス右通報ハ左ノ様式ニ依ル遭難信號
- 「CQ」ナル各局宛呼出符號（三回）
- 「DE」ナル語
- 通報ヲ傳送スル局ノ呼出符號（一回）
- 通報ノ頼信時刻

遭難シタル移動局ノ名稱及呼出符號

「QUM」ナル略語

ト 遭難通報ノ受信證

- 六
- 遭難通報ノ受信證ハ左ノ様式ヲ以テ之ヲ傳送ス
 - 遭難移動局ノ呼出符號（三回）

「DE」ナル語

受信證ヲ傳送スル局ノ呼出符號（三回）

「RRR」ナル集合

遭難信號

- 五
- 一) 遭難通報ノ受信證ヲ傳送スル一切ノ移動局ハ指揮者又ハ其ノ代理者ノ命令ニ依リ成ルベク速ニ左ノ順序ニ依ル事項ヲ通知スルコトヲ要ス

其ノ名稱

第七項ニ示ス様式ニ於ケル其ノ位置

遭難船舶（航空機又ハ其ノ他ノ運輸機）ニ向ケ赴キ得ル其ノ最大速力

- 二) 局ハ右通報傳送前遭難局ニ即時ノ救助ヲ與フルニ一層利便ナル位置ニ在ル他ノ局ノ發射ヲ妨ゲザルコトヲ確ムルコトヲ要ス

チ 遭難呼出又ハ遭難通報ノ反覆

- 三
- 一) 移動業務ノ一切ノ局ニシテ救助ヲ與フルコトヲ得ズ且直ニ受信證ヲ與ヘラレザリシ遭難通報ヲ聞キタルモノハ救助ヲ與ヘ得ル位置ニ在ル移動業務ノ局ノ注意ヲ喚起スル爲能フ限りノ處置ヲ執ルコトヲ要ス

(二) 右ノ目的ノ爲遭難呼出又ハ遭難通報ハ該局ノ責任者ノ許可ヲ受ケ之ヲ反覆スルコトヲ得此ノ反覆ニハ通則トシテ第二十一項ニ規定スル如ク自動緊急信號ノ發射ヲ前置ス自動緊急信號ノ發射ト遭難呼出(又ハ通報)ノ反覆トノ間ニハ無休聽守ヲ行ハザル移動局ガ該局ノ自動緊急機ノ動作ニ依リ警告セラレ聽取ヲ始ムル時間ヲ有スル爲十分ナル間隔ヲ置ク遭難呼出(又ハ通報)ノ反覆ハ遭難電波又ハ遭難ノ場合ニ使用シ得ル電波(本條第三項)ノ一ニ依リ全電力ヲ以テ之ヲ爲ス同時ニ有效ニ仲介シ得ベキ機關ニ通知スル爲必要ナル一切ノ處置ヲ執ルベシ

(三) 遭難呼出又ハ遭難通報ヲ反覆スル局ハ其ノ次ニ「U E」ナル語及三回傳送スル自局ノ呼出符號ヲ附ス

リ 自動緊急信號

三二 (一) 緊急信號ハ一分時ニ傳送セラルル十二線ノ一聯集ヨリ成ル各線ノ長サハ四秒時トシ二線間ノ間隔ノ長サハ一秒時トス右信號ハ手又ハ自動機ニ依リ發射スルコトヲ得三六五乃至五一五(八二二乃至五八三m)ノ周波數帯ニ於テ動作スル一切ノ船舶局ニシテ自動緊急信號ノ發射ノ爲自動機器ヲ裝置セザルモノハ明瞭ニ秒時ヲ示シ且成ルベク一分毎ニ一廻轉ヲ爲ス秒針ヲ有スル掛時計ヲ常備スルコトヲ要ス認掛時計ハ通信士ガ之ヲ見ツツ緊急信號ノ各種基本符號ニ正確ナル長サヲ容易ニ與ヘ得ル爲操縱座席ヨリ十分見得ル位置ニ之ヲ置クコトヲ要ス

(二) 右特別信號ハ急ヲ報ズル自動機器ヲ動作セシムルコトノミヲ目的トス右信號ハ遭難信號又ハ遭難通報ガ次ニ送ラルベキコト又ハ「サイクロン」ノ緊急通報ノ傳送セラルベキコトヲ報ズル爲ニノミ使用セラルルコトヲ要ス後ノ場合ニ於テハ右信號ハ政府ニ依リ正當ニ許可セラレタル海岸局ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

(三) 遭難ノ場合ニ於ケル緊急信號ノ使用ハ第五項第一節ニ之ヲ掲グ「サイクロン」ノ緊急通報ノ場合ニ於テハ此ノ通報ノ傳送ハ緊急信號ノ終了後二分時ニ非ザレバ之ヲ始ムルコトヲ得ズ

(四) 緊急信號ノ受信ニ用ウル自動機ハ左ノ條件ニ適合スルコトヲ要ス

第一 多數ノ局ガ通信中ナル場合又ハ空電ノ妨害アル場合ト雖モ緊急信號ヲ感受スルコト

第二 空電ニ依リ又ハ緊急信號以外ノ強力ナル信號ニ依リ動作セザルコト

第三 同一空中線ニ接續シタル鑛石檢波受信器ノ感度ニ等シキ感度ヲ有スルコト

第四 其ノ動作ニ狂ヲ生ジタルトキハ之ヲ表示スルコト

(五) 緊急自動受信機ガ船舶上ノ使用ニ對シ承認セラルルニ先チ該船舶ノ屬スル主管廳ハ適宜ノ混信状態ニ於テ行フ實驗ニ依リ該機ガ本規則ノ規定ニ適合スルコトヲ確認スルコトヲ要ス

(六) 第一節ニ掲グル緊急信號ノ型式ノ採用ハ主管廳ガ前記條件ニ適合シ且遭難信號「—————」ニ依リ動作スル自動機ノ使用ヲ許可スルコトヲ妨ゲズ

又 緊急信號

三三 (一) 無線電信ニ於テハ緊急信號ハ「M M X」ナル集合ノ三回ノ反覆ヨリ成ル但シ各集合ノ文字及各集合ハ明ニ分離シテ之ヲ傳送ス右信號ハ呼出ノ前ニ之ヲ傳送ス

(二) 無線電話ニ於テハ緊急信號ハ「P A N」ナル文句「Panne」ナル語ノ佛蘭西語ノ發音ニ相當スルモノノ三回ノ反覆ヨリ成ル右通信ハ呼出ノ前ニ之ヲ傳送ス

(三) 緊急信號ハ呼出局ガ船舶、航空機其ノ他ノ運輸機ノ安全又ハ何人タルヲ問ハズ船舶等ノ搭乗者若ハ船舶等ヨリ目撃セラルル人ノ安全ニ關スル緊急ノ通報ヲ傳送セントスルコトヲ示ス

(四) 航空業務ニ於テハ「P A N」ナル緊急信號ハ之ヲ發スル航空機ガ困難ニ遭遇シ著陸ノ已ムナキニ至リタルモ即時ノ救助ヲ必要トセザルコトヲ示ス爲無線電信及無線電話ニ於テ使用ス右信號ハ補足的情報ヲ與フル通報ヲ成ルベク伴フコトヲ要ス

(五) 緊急信號ハ遭難ノ通信ヲ除キ他ノ一切ノ通信ニ對シ先順位ヲ有ス又該信號ヲ聞キタル一切ノ移動局又ハ陸上局ハ緊急信號ニ次グ通報ノ傳送ニ混信ヲ與ヘザル様注意スルコトヲ要ス

(六) 緊急信號ガ移動局ニ依リ使用セラルル場合ニ於テ該信號ハ通則トシテ且前記第四節ノ規定ノ留保ノ下ニ之ヲ特定ノ局ニ宛ツルコトヲ要ス

二三 緊急信號ガ使用セラレタルトキハ之ヲ前置スル通報ハ船舶相互間又ハ船舶及海岸局間ノ警事通報ノ場合ヲ除キ通則トシテ普通語ヲ以テ記載セラルルコトヲ要ス

二四 (一) 緊急信號ヲ聞キタル移動局ハ少クトモ三分間聴取ヲ繼續スルコトヲ要ス右時間經過シ且緊急ノ通報ヲ聞カザルトキハ右局ハ其ノ通常業務ヲ再開スルコトヲ得

(二) 尤モ緊急信號及之ニ次グ呼出ノ傳送ニ對シ使用セラルル電波以外ノ電波ヲ以テ通信中ナル陸上局及航行局ハ「各局宛」(OO) 通報ニ關スルモノニ非ザルトキハ中止スルコトヲナク其ノ通常業務ヲ繼續スルコトヲ得

二五 (一) 緊急信號ハ移動局ヲ有スル船舶、航空機又ハ他ノ一切ノ運輸機ノ指揮者又ハ責任者ノ許可アル場合ニ限り之ヲ傳送スルコトヲ得

(二) 陸上局ノ場合ニ於テハ緊急信號ハ責任アル機關ノ承認アル場合ニ限り之ヲ傳送スルコトヲ得

(三) 緊急信號ガ一切ノ局ニ宛ツル通報ニシテ之ヲ受信シタル局ニ於テ措置ヲ要スルモノノ發射ノ前ニ使用セラレタル場合ニ於テ發射ニ付責任アル局ハ該通報ニ對スル措置ノ必要ナキニ至リタルコトヲ知りタルトキハ直ニ該通報ヲ取消スコトヲ要ス取消ノ通報ハ同様ニ「各局宛」(OO) ナルコトヲ要ス

ル 安全信號

二六 (一) 無線電信ニ於テハ安全信號ハ「EHE」ナル集合ノ三回ノ反覆ヨリ成ル但シ各集合ノ文字及各集合ハ明ニ分離シテ之ヲ傳送ス此ノ信號ノ次ニ「DE」ナル語及三回傳送スル送信局ノ呼出信號ヲ附ス右信號ハ該局ガ航行ノ安全ニ關スル通報又ハ重要ナル氣象警報ヲ傳送セントスルコトヲ示ス

(二) 無線電話ニ於テハ三回反覆スル「SECURITE」ナル語「Security」ナル語ノ佛蘭西語ノ發音ニ相當スルモノ

ヲ安全信號トシテ使用ス

二七 安全信號及之ニ次グ通報ハ遭難電波又ハ場合ニ依リ遭難ノ場合ニ使用シ得ル電波ノ一ヲ以テ之ヲ傳送ス(本條第三項參照)

二八 (一) 海上移動業務ニ於テハ一定時刻ニ傳送セラルル通報ノ外安全信號ハ最近ノ沈黙時間(第二十一條第五項)ノ終末ニ之ヲ傳送スルコトヲ要シ通報ハ沈黙時間ノ直後ニ之ヲ傳送ス第三十二條イ第四項第三節及第五項第一節並ニロ第七項ニ規定スル場合ニ於テハ安全信號及之ニ次グ通報ハ成ルベク速ニ之ヲ傳送シ且前記ノ如ク最近ノ沈黙時間ニ之ヲ反覆スルコトヲ要ス

(二) 安全信號ヲ聞キタル一切ノ局ハ之ニ依リ示サレタル通報ガ終了スル迄安全信號ノ傳送セラレタル電波ニ於テ聴取ヲ繼續スルコトヲ要ス尙該局ハ該通報ニ混信ヲ生ジ易キ一切ノ電波ニ付沈黙ヲ守ルコトヲ要ス

第二十五條 移動業務ノ局ノ執務時間

一 (一) 聽守時間ニ關シ左ノ規定ヲ適用シ得ル爲移動業務ノ一切ノ局ハ正確ナル時計ヲ有シ且該時計ガ「グリニッチ」標準時(T.M.G.)ニ正確ニ調整セラルル様適當ナル處置ヲ執ルコトヲ要ス

(二) 「グリニッチ」標準時(T.M.G.)(夜半ヨリ計算シ〇〇〇時乃至二四〇〇時トス)ハ國際協定ノ實施ニ依リ義務的ニ無線電氣機器ヲ設備スル船舶ノ無線電氣業務日誌及其ノ他一切ノ類似ノ文書ノ一切ノ記事ニ對シ之ヲ使用スベシ右ハ其ノ他ノ船舶ニ對シテモ能フ限リ同様タルベシ

イ 陸上局

二 (一) 陸上局ノ執務ハ成ルベク無休(晝夜)トス尤モ或陸上局ハ限定時間ノ執務ヲ爲スコトヲ得各主管廳又ハ之ガ爲正當ニ許可セラレタル私企業ハ其ノ管下ノ陸上局ノ執務時間ヲ定ム

(二) 陸上局ニシテ其ノ執務ガ無休ニ非ザルモノハ左ノ事務ノ終了前閉局スルコトヲ得ズ
第一 遭難呼出ニ基ク一切ノ通信

第二 其ノ通信圈内ニ在リ且通信ノ實際終了前在圖ヲ通知シタル諸移動局ヨリ發シ又ハ之ニ著スル一切ノ無線電報ノ交換

(三) 航空局ノ執務ハ當該局ガ無線通信業務ヲ行フ航空路ノ區間内ニ於ケル航空ノ全時間中之ヲ繼續ス
ロ 船舶局

三 (一) 公衆通信ノ國際業務ニ付船舶局ハ其ノ屬スル主管廳ノ國內規則ニ從ヒ之ヲ三種ニ分類ス

第一種局 此ノ局ハ無休ノ執務ヲ爲ス

第二種局 此ノ局ハ第二節ニ規定スル限定時間ノ執務ヲ爲ス

第三種局 此ノ局ハ第二種局ノ執務ヨリ一層限定セラレタル時間ノ執務又ハ本規則ニ時間ノ定ナキ執務ヲ爲ス

(二) (イ) 第二種船舶局ハ少クトモ附錄第六號ニ於テ割當テラレタル時間中執務ヲ爲スコトヲ要ス此ノ時間ハ許可書ニ之ヲ記載ス

(ロ) 短距離航海ニ於テハ該局ハ其ノ屬スル主管廳ニ依リ定メラレタル時間中執務ヲ爲ス

(三) 場合ニ依リ第三種船舶局ノ執務時間ハ局名錄ニ之ヲ掲グルコトヲ得

(四) 海岸局ガ一定ノ聽守時間ヲ有セザル第三種船舶局ニシテ該海岸局ノ通信圈内ニ在リト推定セラルルモノニ對シ現ニ通信ヲ有スルトキハ通則トシテ該海岸局ハ附錄第六號ノ規定ニ從ヒ八時間ノ執務ヲ爲ス第二種船舶局ノ第一及第三ノ聽守時間ノ初ノ三十分間ニ於テ該船舶局ニ對シ呼出ヲ爲ス

四 (一) 船舶局ニシテ其ノ執務ガ無休ニ非ザルモノハ左ノ事務ノ終了後ニ非ザレバ閉局スルコトヲ得ズ

第一 遭難呼出ニ基ク一切ノ通信

第二 其ノ通信圈内ニ在ル陸上局竝ニ其ノ通信圈内ニ在ル移動局ニシテ通信ノ實際終了前在圖ヲ通知シタルモノヨリ發シ又ハ之ニ著スル一切ノ無線電報ノ能フ限りノ交換

(二) 一定ノ執務時間ヲ有セザル移動局ハ連絡陸上局ニ對シ其ノ執務ノ終了時刻及再開時刻ヲ通知スルコトヲ要ス

(三) (イ) 入港ニ依リ執務ヲ休止セントスル一切ノ移動局ハ最近ノ陸上局及必要アラバ一般ニ其ノ通信スル他ノ陸上局ニ對シ其ノ旨通知スルコトヲ要ス

右移動局ハ現ニ有スル通信ヲ處理シタル後ニ非ザレバ閉局スルコトヲ得ズ但シ其ノ立寄ル國ノ規定ガ之ヲ許サザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(ロ) 右移動局ハ其ノ出發ニ際シ出發スル港ノ在ル國ニ於テ施行セラルル規定ニ依リ再開ヲ爲シ得ルニ至リタルトキハ直ニ關係陸上局ニ對シ再開ヲ通知スルコトヲ要ス

ハ 航空機局

五 航空機局ハ公衆通信ノ國際業務ニ關シ之ヲ一種ノミトス右局ハ本規則ニ時間ノ定ナキ執務ヲ爲ス

= 通信士ノ階級及最少限ノ員數

六 各締約政府ハ移動局ノ公衆通信ノ國際業務ニ關シ其ノ國籍ノ局ガ局ノ分類セラレタル種別ニ相當スル時間中有效ナル業務ヲ行フ爲十分ナル職員ヲ有スル様必要ナル處置ヲ執ル該局ノ職員ハ第十條第九項(ト職務上ノ實習)ヲ考慮シ少クトモ左ノ者ヨリ成ルコトヲ要ス

第一 第一種船舶局ニ付テハ第一級無線電信通信士證明書ヲ有スル通信士一名

第二 第二種船舶局ニ付テハ第一級又ハ第二級無線電信通信士證明書ヲ有スル通信士一名

第三 (イ) 第三種船舶局ニ付テハ第二級無線電信通信士證明書ヲ有スル通信士一名但シ(ロ)及(ハ)ニ規定スル場合ヲ除ク

(ロ) 國際協定ニ依リ無線電信設備ヲ課セラレザル船舶局ニ付テハ第十條ニ第六項ノ條件ニ適合スル特別證明書ヲ有スル通信士一名

(ハ) 小電力ノ無線電話設備ヲ裝置スル船舶局ニ付テハ第十條ハ第八項ノ條件ニ適合スル無線電話通信士證明書ヲ有ス

ル通信士一名

第四 (イ) 航空機局ニ付テハ該局ノ屬スル政府ノ執リタル國內的措置ニ從ヒ第一級又ハ第二級無線電信通信士證明書ヲ有スル通信士一名但シ(ロ)及(ハ)ニ規定スル場合ヲ除ク

(ロ) 國際協定ニ依リ無線電信設備ヲ課セラレザル航空機局ニ付テハ第十條ニ第六項ノ條件ニ適合スル特別證明書ヲ有スル通信士一名

(ハ) 小電力ノ無線電話設備ヲ裝置スル航空機局ニ付テハ第十條(第八項ノ條件ニ適合スル無線電話通信士證明書ヲ有スル通信士一名

第二十六條 移動業務ニ於ケル通信ノ先順位ノ順位

移動業務ニ於ケル無線通信ノ先順位ノ順位左ノ如シ

- 第一 遭難呼出、遭難通報及遭難通信
- 第二 緊急信號ヲ前置スル通信
- 第三 安全信號ヲ前置スル通信
- 第五 無線羅針測定ニ關スル通信
- 第五 先順位權ヲ拋棄セザル無線官報
- 第六 他ノ一切ノ通信

第二十七條 無線電報ノ發信局表示

一局名ガ同一ナル爲局名ノ次ニ該局ノ符號ガ附セラルルトキハ該符號ハ歸除線ヲ以テ局名ヨリ之ヲ分離ス

例 Oregon/OZOC (Oregonozoc トヤズ) Rose/DDOR (Rosedor トヤズ)

二 移動局ヨリ受信シタル無線電報ヲ一般ノ通信線路系上ニ傳送スルトキハ陸上局ハ發信局トシテ無線電報ノ發信移動局名ヲ

局名録ニ掲載シアル通傳送シ次ニ該陸上局名ヲ附ス場合ニ依リ第一項ノ規定ヲモ適用ス

三 陸上局ハ有用ト認ムルトキハ同名ノ電信局又ハ固定局トノ混同ヲ避クル爲發信移動局名ノ表示ヲ「navire」、「avion」又ハ「dirigeable」ナル語ヲ以テ補足スルコトヲ得此ノ語ハ該發信局名ノ前ニ之ヲ記載ス

第二十八條 無線電報ヲ傳送スベキ方向

一 (一) 三六五乃至五一五(八二二乃至五八三m)ノ周波數帯内ニ包含セラルル型式A二、A三又ハBノ電波ヲ使用スル移動局ハ通則トシテ其ノ無線電報ヲ最近ノ陸上局ニ傳送ス尤モ無線電報ノ傳送ヲ迅速又ハ容易ナラシムル爲該局ハ他ノ移動局ニ對シ該電報ヲ傳送スルコトヲ得該移動局ハ斯ク受信シタル無線電報ヲ自局ニ賴信セラレタルモノトシテ處理ス(尙追加規則第七條參照)

(二) 尤モ移動局ガ殆ト同一ノ距離ニ在ル數箇ノ陸上局中ヨリ選擇ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ該移動局ハ其ノ無線電報ノ著信國又ハ通常ノ中繼國ノ領域ニ在ル陸上局ヲ選定スルコトヲ要ス選定セラレタル陸上局ガ最近ナラザル場合ニ於テ移動局ハ自局ノ通信ガ實際最近ナル關係業務ノ陸上局ノ通信ニ混信ヲ與フル旨ヲ以テ該陸上局ヨリ要求アリタルトキハ直ニ其ノ通信ヲ中止シ又ハ發射ノ型式若ハ周波數ヲ變更スルコトヲ要ス

二 型式A一ノ電波又ハ三六五乃至五一五(八二二乃至五八三m)ノ周波數帯外ニ於テ型式A二若ハA三ノ電波ヲ使用スル移動局ハ通則トシテ著信國又ハ無線電報ノ中繼ヲ當然行フベキモノト認メラルル國ノ領域ニ在ル陸上局ヲ選定スルコトヲ要ス

三 移動局ニ於テ受付ケタル無線電報ノ發信人ガ其ノ無線電報ノ傳送セラルルコトヲ欲スル陸上局ヲ指定シタルトキハ該移動局ハ指定セラレタル陸上局ニ右傳送ヲ行フ爲場合ニ依リ前諸項ニ規定セラルル條件ガ充サレル迄待ツコトヲ要ス

第二十九條 無線電報ノ計算

イ 計算書ノ作成

- 一 原則トシテ陸上局料及移動局料ハ國際電信計算ニ之ヲ算入セズ
- 二 政府ハ計算ニ關スル他ノ措置ヲ採用シ殊ニ陸上局料及移動局料ガ電信計算ノ手續ニ依リ一國ヨリ一國ヘ無線電報ヲ追隨スル方法ヲ成ルベク採用スル爲政府相互間及關係私企業ト特別ノ協定ヲ爲ス權能ヲ留保ス斯カル協定ハ豫メ關係主管廳間ニ合意アルコトヲ要ス
- 三 第二項ノ規定ニ依ル特別ノ協定ナキトキハ右料金ニ關スル計算書ハ陸上局ノ屬スル主管廳ニ於テ毎月之ヲ作成シ且該主管廳ヨリ關係主管廳ニ之ヲ送付ス
- 四 (一) 陸上局ノ經營者ガ其ノ國ノ主管廳ニ非ザル場合ニ於テハ右經營者ハ計算ニ關シ該國ノ主管廳ニ代ハルコトヲ得
(二) 第二十條第九項ニ掲グル無線電報ハ場合ニ依リ船舶ノ屬スル主管廳ニ宛ツル計算書中ニ之ヲ算入スルコトヲ得
- 五 航行局發無線電報ニ付テハ陸上局ノ屬スル主管廳ハ陸上局料、一般ノ電氣通信線路系ノ經過ニ對スル料金以下電信料ト稱ス返信料前納ニ對シ徵收シタル總料金、照校ニ對シ徵收シタル陸上局料及電信料、別使又ハ郵便若ハ航空郵便ニ依ル交付ニ對シ徵收シタル料金及同文電報ノ謄寫ニ對シ徵收シタル料金ヲ發信航行局ノ屬スル主管廳ノ借方ニ記入ス電信通信線路上ノ傳送ニ付テハ無線電報ハ計算ニ關シ電信規則ニ從ヒ之ヲ取扱フ
- 六 陸上局ノ屬スル國以遠ノ國ニ著スル無線電報ニ付テハ前記規定ニ從ヒ精算スベキ電信料ハ國際電信通信ニ關スル料金表又ハ隣接國主管廳間ニ締結セラレ且該主管廳ニ於テ公表シタル特別協定ニ基ク料金トシ電報一通ノ最低限料金ヲ適用シ又ハ如何ナル方法ニ依ルヲ問ハズ電報一通ノ料金ヲ全數ト爲ス方法ヲ適用シテ徵收セラルコトアルベキ料金ニ非ズ尤モ〇〇〇〇無線電報及歐羅巴制度ノ無線電報ニ對スル五語ノ規定ノ最低限ヲ考慮スルコトヲ要ス
- 七 (一) 航行局ニ著スル無線電報ニ付テハ發信局ノ屬スル主管廳ハ陸上局ノ屬スル主管廳ニ依リ直接ニ陸上局料及移動局料並ニ照校ニ對スル陸上局料及移動局料ヲ以テ借方ニ記入セラル但シ無線電報ガ航行局ニ傳送セラレタル場合ニ限ル尤モ追加規則第九條第六項ニ掲グル場合ニ於テハ發信局ノ屬スル主管廳ハ陸上局ノ屬スル主管廳ニ依リ陸上局料ヲ以テ借方ニ記入セラ

- ル
- (二) 發信局ノ屬スル主管廳ハ電信計算ノ手續ニ依リ場合ニ依リ各國順次ニ且陸上局ノ屬スル主管廳ニ依リ電信料、返信料前納ニ對スル總料金及照校ニ對スル電信料ヲ以テ常ニ借方ニ記入セラル同文電報ノ謄寫ニ對スル料金ニ付テハ電信上ノ計算ノ關スル限り通常ノ電信上ノ手續ニ依リ之ヲ處理ス
- (三) 陸上局ノ屬スル主管廳ハ無線電報ガ傳送セラレタルトキハ左ノ料金ヲ著信航行局ノ屬スル主管廳ノ貸方ニ記入ス
 - (イ) 移動局料
 - (ロ) 場合ニ依リ中繼航行局ニ屬スル料金、返信料前納ニ對シ徵收シタル總料金、照校ニ對スル移動局料、同文電報ノ謄寫ニ對シ電信規則ノ規定スル最高限料金
- 八 返信料前納無線電報ニ對スル返信ハ移動業務ノ計算ニ於テハ一切ノ點ニ於テ他ノ無線電報ト同様ニ之ヲ取扱フ
- 九 航行局間ニ交換セラルル無線電報ニ付
 - (イ) 陸上局ノ中繼ニ依ラザル場合ニ於テハ
別段ノ協定アル場合ヲ除キ著信航行局ノ屬スル企業ハ徵收セラレタル總料金中ヨリ發信航行局ニ歸屬スル料金ヲ控除シタルモノヲ發信航行局ノ屬スル企業ノ借方ニ記入ス
 - (ロ) 一箇ノ陸上局ノ中繼ニ依ル場合ニ於テハ
陸上局ノ屬スル主管廳ハ第五項ノ規定ニ從ヒ徵收セラレタル總料金中ヨリ發信航行局ニ屬スル料金ヲ控除シタルモノヲ發信航行局ノ屬スル主管廳ノ借方ニ記入ス次ニ第七項ノ規定ニ從ヒ之ヲ處理ス
 - (ハ) 二箇ノ陸上局ノ中繼ニ依ル場合ニ於テハ
第一ノ陸上局ノ屬スル主管廳ハ第五項ノ規定ニ從ヒ徵收セラレタル總料金中ヨリ發信航行局ニ屬スル料金ヲ控除シタルモノヲ發信航行局ノ屬スル主管廳ノ借方ニ記入ス次ニ計算ニ付テハ第一ノ陸上局ヲ發信局ト看做シ第七項ノ規定ニ從ヒ之ヲ

處理ス

十 發信人ノ請求ニ依リ一箇又ハ二箇ノ中繼移動局ヲ經由シテ傳送セラルル無線電報ニ付テハ各中繼航行局ハ中繼ニ對シ自局ニ屬スル移動局料ヲ左ノ航行局ノ借方ニ記入ス

(イ) 陸地發航局著無線電報又ハ第九項(ロ)及(ハ)(第二ノ無線電信ノ經過)ニ掲グル場合ニ付テハ著信航行局

(ロ) 航行局發陸地著無線電報又ハ第九項(イ)並ニ第九項(ロ)及(ハ)(第一ノ無線電信ノ經過)ニ掲グル場合ニ付テハ發信航行局

ロ 計算書ノ交換、檢査及精算

十一 原則トシテ本條ニ掲グル無線電報ノ計算ノ基礎ヲ爲スベキ月次計算書ニ於テハ無線電報ハ一通毎ニ一切ノ必要ナル事項ヲ附シ之ヲ記載ス計算書ノ様式ハ附錄第十三號ニ之ヲ規定ス計算書ハ計算ノ關係スル月ヨリ三月ノ期間内ニ之ヲ送付ス

十二 計算書ノ承認又ハ之ニ關スル注意ノ通告ハ計算書發送ノ日ヨリ起算シ六月ノ期間内ニ之ヲ爲ス

十三 陸上局及其ノ屬スル主管廳間ニ於ケル書類ノ郵便送達ニ特別ノ困難アルトキハ前二項ニ掲グル期間ハ所定ノ期間ヲ超過スルコトヲ得然レドモ計算書ガ其ノ關係スル無線電報ノ賴信ノ日ヨリ十八月ヲ經タル後提出セラレタルトキハ其ノ精算及整理ハ借方主管廳ニ於テ之ヲ拒絕スルコトヲ得

十四 反對ノ協定アルニ非ザレバ左ノ規定ハ本條ニ掲グル無線電信計算ニ之ヲ適用ス

十五 (一) 月次計算書ハ貸方主管廳ノ計算書ノ金額ガ十萬「フラン」(一〇〇〇〇〇「フラン」)ヲ超過セザル場合ニ於テ關係ニ主管廳ノ作成シタル計算書間ノ差異ガ二十五「フラン」(二五「フラン」)ヲ超過セズ又ハ貸方主管廳ノ計算書ノ金額ノ百分ノ一ヲ超過セサルトキハ訂正ヲ爲スコトヲクシテ之ヲ承認ス貸方主管廳ノ作成シタル計算書ノ金額ガ十萬「フラン」(一〇〇〇〇〇「フラン」)ヲ超過スル場合ニ於テハ右差異ハ左ノ金額ヨリ成ル合計額ヲ超過スルコトヲ得ズ
第一 最初ノ十萬「フラン」(一〇〇〇〇〇「フラン」)ノ百分ノ一
第二 超過額ノ百分ノ〇・五

(二) 關係ニ主管廳間ノ注意ノ交換ニ因リ差異ガ本項第一節ニ定ムル最高限ヲ超過セザル値ニ下リタルトキハ訂正ハ之ヲ中止ス

十六 (一) 三箇月期ノ最後ノ月ニ屬スル計算書ノ承認後貸方主管廳ハ關係ニ主管廳間ニ反對ノ協定アルニ非ザレバ直ニ三箇月期ノ全體ニ對スル精算差額ヲ示ス三箇月期ノ計算書ヲ作成シ其ノ二通ヲ借方主管廳ニ送付ス借方主管廳ハ之ヲ檢査シタル後二通ノ内一通ニ承認ノ旨ヲ記載シ之ヲ返送ス

(二) 同一三箇月期ノ月次計算書ノ何レカガ該計算ノ關係スル三箇月期ニ次グ第六月ノ滿了前ニ承認ナカリシ場合ト雖モ貸方主管廳ハ假精算ヲ爲ス爲第三箇月期ノ計算書ヲ作成スルコトヲ得借方主管廳ハ第十七項ニ規定スル條件ニ於テ右假精算ヲ爲ス義務アリ爾後必要ナリト認メラレタル訂正ハ次ノ三箇月期ノ精算ニ於テ之ヲ爲ス

十七 三箇月期ノ計算書ハ借方主管廳ガ之ヲ受領シタル日ヨリ起算シ六週間内ニ之ヲ檢査シ且其ノ金額ヲ支拂フコトヲ要ス此ノ期間ヲ經過スルトキハ一主管廳ヨリ他ノ主管廳ニ支拂フベキ金額ニハ該期間滿了ノ日ノ翌日ヨリ起算シ年六分ノ割合ニ於テ利子ヲ生ズ

十八 (一) 金「フラン」ニ於ケル三箇月期ノ精算差額ハ借方主管廳ヨリ貸方主管廳ニ其ノ價值ニ相當スル額ニ對シ之ヲ支拂フ此ノ支拂ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

(イ) 借方主管廳ノ選擇ニ從ヒ金又ハ第二節及第三節ニ規定スル條件ニ適合シ且貸方國ノ首府若ハ商業地ニ宛ツル小切手若ハ一覽拂ノ手形

(ロ) 二主管廳間ノ協定ニ從ヒ在「パール」國際決済銀行ノ手形交換ヲ利用スル銀行ノ媒介

(ハ) 關係者間ニ協定シタル他ノ一切ノ方法

(二) 小切手又ハ手形ヲ以テ支拂フ爲ス場合ニ於テ此等ノ證券ハ中央發行銀行又ハ他ノ公立發行機關カ法令又ハ政府トノ協定ニ依リ決定シタル一定ノ率ニテ自國貨幣ト引換ニ金又ハ金證券ヲ賣買スル國ノ貨幣ヲ以テ之ヲ表示ス

- (三) 數國ノ貨幣ガ右條件ニ適合スルトキハ貸方主管廳ハ自國ニ便宜ナル貨幣ヲ指示ス換算ハ金貨ノ純分比價ニ依リ之ヲ爲ス
- (四) 貸方國ノ貨幣ガ第二節ニ規定スル條件ニ適合セザル場合ニ於テ二國間ニ之ニ關スル協定アルトキハ小切手又ハ手形ハ亦貸方國ノ貨幣ヲ以テ之ヲ表示スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ精算差額ハ金貨ノ純分比價ニ依リ之ヲ前記ノ條件ニ適合スル國ノ貨幣ニ換算ス次ニ其ノ得タル結果ハ小切手又ハ手形ノ買入日ニ於ケル借方國ノ首府又ハ商業地ノ取引相場ニ依リ之ヲ借方國ノ貨幣ニ換算シ更ニ貸方國ノ貨幣ニ換算ス
- (五) 精算差額ガ五千金「フラン」ヲ超過スル場合ニ於テ貸方主管廳ノ要求アルトキハ借方主管廳ハ小切手又ハ手形ノ發送日、買入日及金額ヲ局報ヲ以テ通知スルコトヲ要ス
- 九 支拂ノ費用ハ借方主管廳ニ於テ之ヲ負擔ス

ハ 文書保存ノ期間

三 主管廳ニ於テ保管スル無線電報ノ原書及關係書類ハ秘密ヲ保護スル爲必要ナル一切ノ用意ヲ以テ關係計算ノ精算迄又一切ノ場合ニ於テ其ノ無線電報ノ賴信ノ月ニ次グ月ヨリ起算シ少クトモ十月間之ヲ保存ス

第三十條 公衆通信ノ航空業務

特別ノ協定(條約第十三條)ナキ限り無線通信ノ交換及計算ノ手續ヲ定ムル本規則ノ規定ハ一般的ニ公衆通信ノ航空業務ニ之ヲ適用ス

第三十一條 小電力ノ移動無線電話局ノ業務(※)

- 一 此等ノ局ノ業務ハ無線電話通信士證明書(第十條第八項)ヲ有スル通信士ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ要ス
- 二 (一) 一六五〇% (一八一・八m)ノ周波數ハ無線電話業務ノ許可セラルル一五六〇乃至三六三五% (一九二・三乃至八二・五三m)ノ周波數帯ノ部分ニ於テ動作スル小電力ノ船舶局トノ無線電話ノ海上移動業務ニ對スル呼出電波及遭難電波トス(第一

七條第七項)

- (二) (イ) 歐羅巴地域ニ於テハ本電波ハ之ヲ義務的ニ使用スベキ遭難ノ呼出及通信、緊急及安全ノ信號及通報ノ場合ノ外呼出及應答ニ對シテノミ使用スルコトヲ得
- (ロ) 右協定ハ主管廳ノ指定スル海岸局又ハ船舶局トノ無線電話業務ニ對シ主管廳ガ定メ得ル他ノ周波數ヲ使用スルコトヲ妨グズ
- (三) 其ノ他ノ地域ニ於テハ其ノ使用ハ義務的ニ非ズ

三 左ノ規定ハ一六五〇% (一八一・八m)ノ周波數ヲ呼出及遭難ノ電波トシテ使用シ且空中線ニ於ケル搬送波ノ電力ガ該周波數帯内ニ於テ一〇〇「ワット」ヲ超エザル(第十條第八項第四節ニ定ムル地域的協定アル場合ヲ除ク)移動無線電話局ノ業務ノミニ關ス

四 (一) 海岸局ヲ呼出スニハ海岸局及船舶局局名錄又ハ特別業務ヲ行フ局ノ局名錄ニ掲グル呼出符號又ハ場所ノ地理的名稱ヲ無線電話呼出符號トシテ使用スルコトヲ得

(二) 船舶局ヲ呼出スニハ船舶ノ名稱又又ハ第十四條ニ從ヒ定メラレタル呼出符號ヲ無線電話呼出符號トシテ使用スルコトヲ得

(三) 船舶ノ名稱及國籍ヲ確知シ得ザル場合ニハ呼出符號又ハ名稱ノ前ニ所有者ノ名稱ヲ附ス

(四) 前各節ノ規定ハ呼出符號ノ自動裝置ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

五 (一) 本周波數帯ニ於ケル公衆無線電話業務ニ參加スル一切ノ海岸局ハ其ノ執務時間中能フ限り一六五〇% (一八一・八m)ヲ以テ聽取ヲ行フコトヲ要ス

(二) 歐羅巴地域ニ於テハ海上ニ於ケル人命ノ安全ヲ期スル爲小噸數ノ船舶ノ電話業務ヲ行フ移動業務ノ一切ノ局ハ一時間ニ付一回「グリニッチ」標準時(T.M.G.)ノ零時乃至二十四時(夜半ヨリ)ノ毎時ノ零分ヨリ三分間一六五〇% (一八一・

八m)ノ遭難電波ヲ以テ聴取ヲ行フ爲能フ限り有用ナル處置ヲ執ル

(三) 右時間中ニ於テハ遭難、緊急及安全ノ發射ヲ除キ一六三〇乃至一六七〇% (一八四・〇乃至一七九・六m)ノ周波數帶内ノ一切ノ發射ハ之ヲ中止スルコトヲ要ス

六 (一) 一六五〇% (一八一・八m)ノ呼出電波ヲ使用スル海岸局及船舶局ハ無線電話業務ノ許可セララル一五六〇乃至三六三五% (一九二・三乃至八二・五三m)ノ周波數帶ノ部分ニ於テ少クトモ他ノ一電波ヲ使用シ得ルコトヲ要ス (第七條第七項) 右第二ノ電波ハ該局ノ通常電波タルコトヲ示ス爲局名録ニ於テ太字ヲ以テ之ヲ印刷スベシ此等ノ局ノ通信電波ハ他ノ無線通信局トノ混信ヲ避クル様之ヲ選定スルコトヲ要ス

(二) 海岸局及船舶局ハ其ノ通常通信電波ノ外右周波數帶ニ於テ補助電信ヲ使用スルコトヲ得此等ノ電波ハ局名録ニ於テ普通文字ヲ以テ之ヲ記載ス

七 (一) 遭難ノ場合ニ於テ無線電話ニ對シ五〇〇% (六〇〇m)ノ國際遭難電波又ハ一六五〇% (一八一・八m)ノ呼出及遭難ノ電波ヲ使用シ得ザルトキハ局ハ注意ヲ喚起シ、其ノ狀況ヲ通報シ及救助ヲ受クル爲他ノ一切ノ電波ヲ使用スルコトヲ得

(二) 無線電話ノ遭難信號「MAYDAY」ナル話サレタル文句「In'arder」ナル文句ノ佛蘭西語ノ發音ニ相當スルモノトス

八 混信、遭難、緊急、安全ノ業務、執務ノ終了及呼出ニ關スル無線電信業務ニ關スル規定 (第十七條、第二十條、第二十二條、第二十四條及第二十五條)ハ實際的且妥當ナル範圍内ニ於テ移動無線電話業務ニ之ヲ適用ス

九 小電力ノ移動無線電話局ノ業務ニ於テハ附錄第十四號ニ掲グル手續ヲ適用スルコトヲ得

(※) 此等ノ規定ハ場合ニ依リ航空機局ニ之ヲ適用スルコトヲ得

第三十二條 特別業務

イ 氣象

一 氣象通報ハ左ノモノヲ包有ス

(イ) 公ニ氣象豫報並ニ航海及航空ノ保護ニ任ズル氣象業務ニ宛ツル通報

(ロ) 右氣象業務ノ通報ニシテ特ニ左ノモノヲ目的トスルモノ

第一 海上業務ノ移動局

第二 航空業務ノ保護

第三 公衆

此等ノ通報ニハ左ノ情報ヲ包含スルコトヲ得

第一 一定ノ時刻ニ於ケル觀測

第二 危險ナル現象ノ通報

第三 豫報及警報

第四 一般氣象狀況報

二 (一) 各國ノ各氣象業務ハ最モ適當ナル位置ニ在ル送信局ヲ其ノ受持得ル廣キ地域ノ利益ノ爲ニ利用スル様發射ノ共同番組作成ノ爲協定ス

(二) 前記第一項(イ)及(ロ)第一、第二ノ種類ニ含マルル氣象觀測ハ移動局ニ依リ傳送セララルト又ハ之ニ宛テラルルトヲ問ハズ原則トシテ國際氣象略號ニ企リ之ヲ記載ス

三 公ノ氣象業務ニ宛ツル觀測通報ハ概況氣象及航空氣象専用ノ電波ノ使用ニ付關係業務ニ依リ定メララルル地域的協定ニ從ヒ該專用電波ノ割當ニ因ル利便ヲ享ク

四 (一) 特ニ海上業務ノ移動局ノ總體ニ宛ツル氣象報ハ原則トシテ一定ノ時間割ニ從ヒ且成ルベク該局中一名ノ通信士ノミヲ有スル局ニ於テモ受信シ得ル時刻ニ之ヲ傳送シ傳送ノ速度ハ第二級證明書ノミヲ有スル通信士ト雖モ符號ノ通讀ヲ爲シ得ル

機之ヲ選定ス

- (一) 移動業務ノ局ニ宛ツル氣象報ノ「各局宛」傳送中移動業務ノ一切ノ局ニシテ其ノ傳送ガ右氣象報ノ受信ヲ妨害スルモノハ右氣象報ヲ受信セント欲スル一切ノ局ヲシテ之ヲ受信スルコトヲ得シメル爲メ沈黙ヲ守ルコトヲ要ス
- (二) 氣象警報ヘ直ニ之ヲ傳送シ且最近ノ沈黙時間(第二十一條第五項參照)ノ終了後之ヲ反覆スルコトヲ要ス右警報ハ海上移動業務ニ割當テラレタル電波ヲ以テ之ヲ傳送スルコトヲ要ス此ノ傳送ニハ安全信號ヲ前置ス
- (三) 前記各節ニ規定スル常時ノ通報業務ノ外尙主管廳ハ或局ヲシテ要求アラバ移動業務ノ局ニ氣象報ヲ通知スルコトヲ擔當セシムル爲メ必要ナル處置ヲ執ル
- (四) 前記ノ規定ハ航空ニ對シ少クトモ同等ノ保護ヲ確保スル一層精確ナル地域的協定ニ反セザル範圍内ニ於テ航空業務ニ之ヲ適用ス
- (五) 移動局ヨリ發スル通報ニシテ熱帶「サイクロン」ノ存在ニ關スル事項ヲ含ムモノハ成ルベク速ニ附近ノ他ノ移動局及連絡ヲ取り得ル沿岸ノ最初ノ地點ノ權限アル機關ニ之ヲ傳送スルコトヲ要ス此ノ傳送ニハ安全信號ヲ前置ス
- (六) 一切ノ移動局ハ他ノ移動局ニ依リ傳送セラルル氣象觀測ガ一國ノ氣象業務ニ宛テラルル場合ト雖モ之ヲ自己ノ用途ノ爲メ聽取スルコトヲ得一國ノ氣象業務ニ宛ツル氣象觀測ヲ傳送スル移動業務ノ局ハ此等ノ觀測ヲ反覆スル義務ナシ尤モ要求ニ依リ天候ニ關スル情報ノ交換ヲ爲スコトハ移動局間ニ之ヲ許ス

ロ 時報信號、航行者ヘノ通報

- 六 前記第四項ノ規定ハ報時信號及航行者ヘノ通報ニ之ヲ適用ス但シ報時信號ニ關シテハイ第四項第三節ノ規定ヲ適用セズ
- 七 危險ナル流水、危險ナル漂流物又ハ其ノ他航行ニ對スル一切ノ急迫ノ危險ノ存在ニ關スル事項ヲ含ム通報ハ成ルベク速ニ附近ノ他ノ移動局及連絡ヲ取り得ル沿岸ノ最初ノ地點ノ權限アル機關ニ之ヲ傳送スルコトヲ要ス此ノ傳送ニハ安全信號ヲ前置スルコトヲ要ス

八 主管廳ハ有用ト認ムルトキハ發信人ガ同意スルコトヲ條件トシテ海損及海難ニ關スル情報又ハ航海ニ對シ一般的利益アル情報ヲ其ノ認メタル海事通信社ニ主管廳ノ定メタル條件ニ從ヒ通知スルコトヲ其ノ陸上局ニ許可スルコトヲ得

ハ 無線羅針局ノ業務

- 九 無線羅針局ノ屬セル主管廳ハ不正確ナル方位測定又ハ何等カノ理由ニ因リ方位測定ガ與ヘラザリシ事實ヨリ生ズル結果ニ關シ何等ノ責ニ任ゼズ
- 十 右主管廳ハ特別業務ヲ行フ局ノ局名録ニ掲載ノ爲各無線羅針局ノ特性ヲ方位測定ガ通常正確ナル「セクター」ト共ニ通告ス右事項ニ關スル變更ハ遲滯ナク之ヲ公表スルコトヲ要ス變更ガ永久的性質ナルトキハ聯合事務局ニ之ヲ通告スルコトヲ要ス
- 十一 專ラ航空ノ業務ニ於テハ本條ノ手續ハ關係政府ノ地域的協定ニ規定スル別段ノ手續ガ實施セラルル場合ヲ除キ之ヲ適用ス
- 十二 (一) 海上業務ニ於ケル無線羅針ノ通常電波ハ三七五% (八〇〇m) ノ電波トス一切ノ海岸無線羅針局ハ原則トシテ右電波ヲ使用シ得ルコトヲ要ス(註一) 右羅針局ハ尙特ニ遭難、緊急及緊急ノ信號ノ方位測定ノ爲五〇〇% (六〇〇m) ニ於テ爲サルル發射ノ方位測定ヲ爲シ得ルコトヲ要ス
- (二) 航空機局ニシテ海岸局ノ附近ニ在リ且方位ノ測定ヲ得ンガ爲右局ヲ呼出スモノハ右海岸局ノ聽守周波數ヲ使用スルコトヲ要ス

十三 無線羅針業務ニ於ケル手續ハ附錄第十五號ニ之ヲ掲グ

- (註一) 或現存局ガ此ノ電波ヲ使用シ得ザルコトハ之ヲ認ム然レドモ一切ノ新設局ハ三七五% (八〇〇m) 及五〇〇% (六〇〇m) ヲ以テ測定ヲ爲シ得ルコトヲ要ス

ニ 無線標識局業務

十四 (一) 主管廳ガ航海及航空ノ爲ニ無線標識業務ヲ組織スルヲ有用ト認メタルトキハ此ノ目的ノ爲左ノモノヲ使用スルコトヲ

得

- (イ) 陸上又ハ常ニ繫留スル船舶上ニ設置シタル固有ノ無線標識 其ノ發射ハ無指向式又ハ指向式トス
- (ロ) 移動局ノ要求ニ應ジ無線標識トシテノ業務ヲモ行フコトヲ指定セラレタル固定局、海岸局又ハ航空局
- (二) 固有ノ無線標識ハ左ノ電波ヲ使用ス
 - (イ) 歐羅巴地域ニ於テハ海上無線標識ニ對シ二九〇乃至三二〇% (一〇三四乃至九三八m) ノ周波數帶ノ電波又航空無線標識ニ對シ三五〇乃至三六五% (八五七乃至八二二m) ノ周波數帶ノ電波並ニ國際航空機關ノ選定シタル二五五乃至二九〇% (一一七六乃至一〇三四m) 及三九五乃至四一五% (七五九乃至七二三m) ノ周波數帶内ノ或電波
 - (ロ) 其ノ他ノ地域ニ於テハ海上無線標識ニ對シ二八五乃至三一五% (一〇五三乃至九五二m) ノ周波數帶ノ電波及航空無線標識ニ對シ一九四乃至三六五% (一五四六乃至八二二m) ノ周波數帶内ヨリ選定シタル電波
 - (ハ) 尙歐羅巴、「アフリカ」、亞細亞ニ於テハ指向式無線標識(海上及航空)ハ第七條第二十三項ニ定ムル條件ニ於テ一五六〇乃至一六三〇% (一九二・三乃至一八四・〇m) 及一六七〇乃至三五〇〇% (一七九・六乃至八五・七一m) ノ周波數帶ノ電波ヲ使用スルコトヲ得
 - (ニ) 固有ノ無線標識ニ對シテハ型式Bノ電波ノ使用ヲ禁ズ
 - (三) 他ノ局ニシテ無線標識トシテ通告セラレタルモノハ其ノ通常周波數及其ノ通常發射型式ヲ使用ス
 - 五 無線標識ノ發射スル符號ハ正確且明確ナル照合ヲ爲シ得ルモノタルコトヲ要ス右符號ハ二箇又ハ數箇ノ無線標識間ノ區別ニ關シ疑惑ナカラシムル様之ヲ選定スルコトヲ要ス
 - 六 無線標識業務ヲ組織シタル主管廳ハ該業務ノ效力及正確ヲ確保スル爲即發射ガ定時ニ且特定ノ波長ヲ以テ正確ニ行ハルル爲必要ナル一切ノ處置ヲ執ルベシ但シ主管廳ハ無線標識ニ依リ得タル不正確ナル方位測定、不完全ナル運用又ハ無線標識ノ運用停止ノ結果ニ關シ何等ノ責ニ任ゼズ

七

- (一) 主管廳ハ特別業務ヲ行フ局ノ局名錄ニ掲載ノ爲各固有ノ無線標識及無線標識トシテモ業務ヲ行フコトヲ指定セラレタル各局ノ特性ヲ必要アラバ方位測定ガ通常正確ナル「セクター」ノ指示ト共ニ通告ス
- (二) 無線標識業務ニ生ズル運用上ノ一切ノ變更又ハ一切ノ支障ハ遲滯ナク之ヲ公表スルコトヲ要ス運用上ノ變更又ハ支障ガ永久的性質ナルトキハ聯合事務局ニ之ヲ通告スルコトヲ要ス
- (三) 無線標識ノ行ハルル國ノ海岸局ハ運用ノ變更又ハ支障ニ關スル通報ヲ無線標識ノ通常ノ業務ガ回復スル時迄又永久的變更ガ爲サレタルトキハ一切ノ關係航行者ガ豫告セラレタルコトヲ正當ニ認メ得ル時迄必要アルトキハ毎日發信ス
- (四) 永久的變更又ハ長期間ノ支障ノ場合ニ於テハ前記ノ通報ハ能ク限り速ニ航行者ヘノ通報中ニ之ヲ公表ス

第三十三條 國際無線通信諮問委員會 (C. I. R.)

- 一 國際無線通信諮問委員會ハ無線電氣ノ技術上ノ問題及解決ガ主トシテ技術的方面ノ考察ニ懸ル運用ノ問題ヲ研究スルコトヲ任務トス
- 二 (一) 諮問委員會ハ其ノ議事ニ參加セント欲スル旨ヲ宣言シ且其ノ會合ノ共同費用ヲ分擔スルコトヲ約スル締約主管廳及各自ノ締約政府ノ認メタル私企業又ハ私企業ノ集合ノ専門家ヲ以テ之ヲ組織ス
- (二) 無線電氣ノ研究ニ關係アル國際機關ニシテ前同ノ全權委員ノ會議又ハ主管廳會議ニ依リ指定セラレ其ノ議事ニ參加セント欲スル旨ヲ宣言シ且會合ノ共同費用ヲ分擔スルコトヲ約スルモノモ亦其ノ參加ヲ許可ス(註一)
- (三) 右宣言ハ聯合事務局ニ之ヲ宛ツ該局ハ一切ノ主管廳ニ之ヲ通知ス
- (四) 各主管廳、私企業及國際機關ハ國際無線通信諮問委員會ノ議事ニ參加スル約束ヲ終止セシムル權利ヲ有ス其ノ決定ハ聯合事務局ニ之ヲ通告シ該局ハ一切ノ主管廳ニ之ヲ通告ス右通告ハ次回國際無線通信諮問委員會ノ會合ヨリ其ノ效力ヲ發生ス

三 本規則ニ加入セザル主管廳及私企業並ニ主管廳及各自ノ政府ノ認メタル國際機關ニシテ國際無線通信諮問委員會ノ議事ニ

常時的ニハ參加セズ第二項ニ定ムル宣言ヲ爲サザルモノハ第六項ノ國際無線通信諮問委員會ノ内部規則ニ規定スル條件ニ於テ其ノ參加ヲ許可スルコトヲ得

四 (一) 各主管廳、私企業又ハ國際機關ハ各自其ノ専門家ノ個人的經費ヲ負擔ス

(二) 國際無線通信諮問委員會ノ會期中政府、私企業及國際機關ノ専門家並ニ聯合事務局ノ代表者ハ關係主管廳及私企業トノ協定ニ依リ組織主管廳ノ定ムル條件ニ於テ電氣通信ノ無料取扱ヲ受クル權利ヲ有ス

五 原則トシテ國際無線通信諮問委員會ノ會合ハ三年毎ニ之ヲ開催ス然レドモ定メラレタル會合ハ十二箇ノ參加主管廳ノ請求アリ且審議スベキ問題ノ數及性質ガ之ヲ正當トスルトキハ組織主管廳ニ於テ之ヲ繰上ゲ又ハ繰下グルコトヲ得

六 國際無線通信諮問委員會ノ組織ニ關スル前記規定ハ本規則附屬内部規則(附錄第十六號參照)ヲ以テ之ヲ補足ス

(註一) 「カイロ」會議ニ依リ指定セラレタル國際機關左ノ如シ

一 國際海上無線關係者協會 (A.I.T.R.M.)

二 國際航空委員會 (C.I.N.A.)

三 國際海上無線委員會 (C.I.R.M.)

四 國際素人無線聯合 (I.A.R.U.)

五 國際無線放送聯合 (U.I.R.)

第三十四條 聯合事務局ノ費用

一 聯合事務局ノ無線通信業務ニ對スル共同費用ハ一年二十萬金「フラン」ノ金額ヲ超過スルコトヲ得ズ

二 尤モ一年間ニ各種ノ印刷又ハ文書ニ例外的ニ多額ノ費用ヲ生ジ且同一年間ニ之ニ相當スル收入ヲ得ザリシトキハ事務局ハ右場合ニ依リ規定ノ經費ノ最高限額ヲ超ユルコトヲ許可セラル但シ次年度ニ對スル經費ノ最高限額ハ右超過額ニ等シキ額ヲ減額スルコトヲ條件トス

三 二十萬金「フラン」ノ金額ハ一切ノ締約當事者ノ同意ヲ得テ二會議間ニ於テ之レヲ變更スルコトヲ得

第三十五條 主管廳會議ノ招請

一 (一) 會議ノ召集ニ任ズル政府(管理政府)ハ會議ノ確定期日ヲ定ム

(二) 右期日ヨリ十八月前ニ右政府ハ締約政府ニ招請狀ヲ發ス締約政府ハ本規則ニ加入シタル各自ノ政府ノ認メタル私企業及會議ニ關係ヲ有スベキ國際機關ニ之ヲ通知ス

(三) 管理政府ハ條約ニ署名シ又ハ條約ニ加入シタル政府ニシテ未ダ本規則ニ加入セザルモノヲ招請スル權能ヲ有ス

二 (一) 招請セラレタル政府ハ管理政府ニ回答ヲ發送スルニ際シ其ノ認メタル私企業ニシテ會議ニ參加ヲ許可セラレタキ旨ノ要求ヲ爲シタルモノノ表ヲ送付ス

(二) 國際機關ノ參加許可ノ要求ハ招請狀ノ日附ヨリ五月ノ期間内ニ管理政府ニ之ヲ發送(權限アル政府ノ仲介ニ依ル)スルコトヲ要ス

三 (一) 會議ノ會合ヨリ六月前ニ管理政府ハ第二項第二節ニ掲グル要求ヲ締約政府ニ通知シ右要求ノ承認ニ付意見ノ表明ヲ求ム

(二) 締約政府ハ會議ノ期日ヨリ四月前ニ其ノ回答ヲ送達スルコトヲ要ス

四 左ノ者ハ會議ニ參加ヲ許可ス

(イ) 本規則ノ締約政府又ハ加入政府ノ代表部、第一項第三節ニ掲グル政府ノ代表部及締約政府ノ認メタル私企業ノ代表者

(ロ) 第二項第二節ニ掲グル國際機關ニシテ第三項第二節ニ定ムル期間内ニ回答ヲ爲シタル締約政府ノ少クトモ半數ガ贊成ノ旨ヲ表明シタルモノ

五 其ノ他ノ國際機關ニ付テハ許可ニ關スル決走ハ第一回總會ニ於テ之ヲ行フ

第三十六條 一般規則ノ施行

本一般規則ハ千九百三十九年九月一日ヨリ施行スベキ第七條ヲ除キ千九百三十九年一月一日ヨリ之ヲ施行スベシ

右證據トシテ各代表委員ハ「エジプト」國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルベキ本一般規則ノ一通ニ署名シタリ其ノ認證謄本一通ハ各締約政府ニ交付セラルベシ

千九百三十八年四月八日「カイロ」ニ於テ之ヲ作成ス

南「アフリカ」聯邦及南西「アフリカ」委任統治領

伊太利領東「アフリカ」

獨逸國

「アルゼンティン」共和國

「オーストラリア」聯邦

白耳義國

「ビルマ」

「ブラジル」國

「ブルガリア」國

「カナダ」

「チリ」國

中華民國

「ヴァティカン」市

「コロンビア」共和國

佛領殖民地

「ポルトガル」領殖民地

端西聯邦

白耳義領、「コンゴ」及「ルアング・ウルンディ」委任統治領

「コスタ・リカ」國

「キューバ」國

「キュラサオ」及「スリナム」

丁抹國

「ダンチツヒ」自由市

「エーゲ」海ノ伊太利領諸島

「エジプト」國

「サルヴァドル」共和國

西班牙國

「エストニア」國

「アメリカ」合衆國

「フィンランド」國

佛蘭西國

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國

希臘國

「グアテマラ」國

「ホンデュラス」共和國

- 「ハンガリー」國
- 英領印度
- 蘭領印度
- 「イラン」國
- 「イラン」政府ノ承認ヲ條件トス
- 「イラク」國
- 「アイルランド」國
- 「アイスランド」國
- 伊太利國
- 日本國
- 朝鮮、臺灣、樺太、關東州租借地及日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル南洋群島
- 「ラトヴィア」國
- 「レバノン」
- 「リビア」
- 「リスアニア」國
- 「モロッコ」國
- 「ニカラグア」國
- 諾威國
- 「ニュー、ジーランド」

- 「バナマ」共和國
- 「ブラグアイ」國
- 和蘭國
- 「ペルー」國
- 「ポーランド」國
- 「ポルトガル」國
- 南「ローデシア」
- 「ルーマニア」國
- 瑞典國
- 「シリア」
- チエッコスロヴァキア」國
- 「テュニス」國
- 「トルコ」國
- 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦
- 「ウルグアイ」國
- 「ヴェネズエラ」國
- 「ユーゴスラヴィア」國
- 「モロッコ」保護領西班牙地帯

附錄第一號 周波數許容偏差表 (第六條參照)

第一 周波數ノ許容偏差トハ實際發射周波數ト該發射ノ有スベキ周波數 (通告セラレタル周波數又ハ通信士ノ選定シタル周波數) トノ間ニ許容セラルル最大限ノ偏差ヲ謂フ

第二 右偏差ハ左ノ誤差ヨリ生ズ

(イ) 機器較正ノ際ノ誤差 此ノ誤差ハ半恒久的性質ヲ呈ス

(ロ) 機器使用ノ際ノ誤差 (一ノ發射ヨリ他ノ發射ヘノ切換ニ依リ生ズル可變ナル誤差右ハ周圍ノ溫度、供給電壓、空中線通信士ノ技備等實際ノ使用狀態ヨリ生ズ) 右誤差ハ概シテ他ノ業務ニ對シテハ僅少ナルモ移動局ノ場合ニ於テハ特ニ重大トス

(ハ) 發射中ニ於ケル送信機ノ周波數ノ緩慢ナル變動ニ因ル誤差

註 搬送波ヲ伴ハザル發射ノ場合ニ於テハ前記ノ定義ハ消去前ノ搬送波ノ周波數ニ對シ適用ス

第三 船舶局ノ場合ニ於テハ基準周波數トハ發射ヲ始メタル周波數トス本表中星印ヲ附シタル數字ハ十分時ノ發射時間中ニ認めラレタル周波數ノ偏差ノミニ關ス

第四 周波數ノ許容偏差ニハ變調ヲ考慮セズ

周波數帶 (波長)	許容偏差	
	第一欄	第二欄
イ 一〇〇乃至五五〇% (三〇〇〇〇乃至五四五m)	千九百四十四年一月一日迄ニ於ケル現用送信機ニ對シテハ 〇・一% 以後ノ新設送信機 〇・二%	千九百四十年一月一日以後ノ新設送信機 〇・一%

(イ) 固定局 (ロ) 陸上局 (ハ) = 掲グル周波數帶ノ周波數以外ノ周波數ヲ使用スル移動局 (ニ) 一〇一・一六〇% (二七二七乃至一八七五m)、三六五・一五% (八二二乃至五八三m)ノ周波數帶内ノ周波數ヲ使用スル移動局 (註)	(イ) 〇・一% (ロ) 〇・一% (ハ) 〇・五% (※)	〇・一% 〇・一% 〇・三% (※)
	(ニ) 航空機局 (ハ) 無線放送	〇・五% c/s 〇・一%
(イ) 無線放送局 (ロ) 陸上局 (ハ) 一三六四% (二二〇m)ノ周波數ヲ使用スル移動局	五〇% c/s 〇・一% 〇・五%	二〇% c/s 〇・〇五% 〇・一%
(イ) 固定局 (ロ) 陸上局 (ハ) = 掲グル周波數帶ノ周波數以外ノ周波數ヲ使用スル移動局	〇・〇三% 〇・〇四%	〇・〇一% 〇・〇一%
(イ) 一五〇〇乃至六〇〇〇% (二二〇乃至五〇m)	〇・一% (※)	〇・〇五% (※)

四〇〇〇乃至六〇〇〇% (七五乃至五〇m)	〇・〇四%	〇・〇二%
(a) 左ノ周波數帶ニ於ケル周波數ヲ使用スル移動局 四一・一五乃至四一・六五% (七二・九〇乃至七二・〇三m) 五五・〇〇乃至五五・五〇% (五四・五五乃至五四・〇五m)	〇・一% (*)	〇・〇五% (*)
(b) 航空機局	〇・〇五%	〇・〇二五%
(c) 無線放送	五〇c/s	二〇c/s
一五〇〇乃至一六〇〇% (二〇〇m乃至一八七・五m) 一六〇〇乃至六〇〇〇% (一八七・五乃至五〇m)	〇・〇一%	〇・〇〇五%
ニ六〇〇〇乃至三〇〇〇〇% (五〇乃至一〇m)		
(d) 固定局	〇・〇一%	〇・〇一%
(e) 陸上局	〇・〇四%	〇・〇二%
(f) (=) 掲グル周波數帶ノ周波數以外ノ周波數ヲ使用スル移動局 (=) 左ノ周波數帶内ニ於ケル周波數ヲ使用スル移動局 六二・〇〇乃至六二・五〇% (四八・三九乃至四八m) 八三・三〇乃至八三・三〇% (三六・四五乃至三六・〇一m) 一一〇〇〇乃至一一・一〇〇% (一七・二七乃至二七・〇三m) 一一三三〇乃至一一・五〇〇% (一四・三二乃至二四m)	〇・〇四%	〇・〇二%

一六四六〇乃至一六六六〇% (一八・二三乃至一八・〇一m) 一一二〇〇〇乃至一一二二〇〇% (一三・六四乃至一三・五一m)	〇・一% (*)	〇・〇五% (*)
(g) 航空機局	〇・〇五%	〇・〇二五%
(h) 無線放送局	〇・〇一%	〇・〇〇五%

(註一) 本業務ニハ此ノ條件ヲ充シ得ザル火花式送信機又ハ簡單ナル自動式送信機ガ多數存スルコトヲ認ム

(*) 前文第三參照

註一 主管廳ハ周波數許容偏差ヲ漸次縮少スル爲技術ノ進歩ヲ利用スルコトニ努ムベシ

註二 共用周波數帶内ニ於テ動作スル船舶局ハ陸上局ニ適用スベキ許容偏差ヲ遵守シ且第七條第二十一項第二節イニ從フベキモノト了解ス

ス

註三 海上ニ孤立スル燈臺トノ連絡ノ爲海上燈臺業務ニ依リ使用セラルル電力二五「ワット」未滿ノ無線電話局ハ周波數ノ安定度ニ付テハ表ハニ掲グル移動局ニ準ズ

註四 一五六〇—四〇〇〇% (一九二・三一七五m)ノ周波數帶ニ於テ動作スル電力一〇〇「ワット」未滿ノ送信機ヲ有スル船舶ハ第一欄ノ規定ニ從ハズ

附錄第二號 固定局、陸上局及無線放送局ノ高調波強度ニ對スル許容偏差表 (註一) (第六條參照)

周波數帶	許容偏差
三〇〇〇%未滿ノ周波數 (一〇〇〇mヲ起ユル波長)	高調波ニ依リ生ズル電界強度ハ發射空中線ヨリ五キロメートルニ於テ三〇〇「マイクログヴォルト」/メートル未滿ナルコトヲ要ス

三〇〇〇兆ヲ超ユル周波數
(1000m未滿ノ波長)

高調波ノ空中線電力ハ基本電力以下四〇dbナルコトヲ要ス但シ如何ナル場合ニ於テモ二〇〇「ミリワット」ヲ超過スルコトヲ得ズ(註二)

(註一) 移動局ノ許容偏差ニ關シテハ能ク限リ固定局ニ對シ指示シタル數字ニ到達スルコトニ努ムベシ

(註二) 高調波ノ強度ハ定メラレタル數字ヲ超過セザルモ混信ヲ生ズル虞アル送信機ハ混信ヲ除去スル爲特別ノ方法ヲ講ズベシ

附錄第三號 發射ニ依リ占有セラルル周波數帶ノ幅ノ表(第五條及第六條參照)

技術ノ進歩ノ現狀ニ於テ各種ノ發射型式ニ必要ナル周波數帶左ノ如シ本表ハ專ラ振幅ノ變調ヲ基礎トス周波數又ハ位相ノ變調ニ付テハ各種發射ニ對シ必要ナル周波數帶ノ幅ハ數倍大ナリ

發射型式	幅兩側波帶ニ於ケル周波數帶ノ全付
A〇 信號ヲ伴ハザル持續電波	一秒時ノ「サイクル」ニ於ケル周波數帶ノ全付
A一 電信 純粹持續電波 「モールス」字號 「ポドー」字號 調歩印刷機 走査式印刷機	基本周波數ニ付テハ數字上「ボー」ニ於ケル電信速度ニ等シ例ヘバ第三高調波ニ付テハ右ノ幅ノ三倍ニ等シ等 〔一字ニ付八箇ノ時間的素子(點又ハ間隔)及一語ニ付四十八箇ノ時間的素子ヨリ成ル字號ニ付テハ「ボー」ニ於ケル速度ハ一分時ノ語數ニ於ケル速度ノ〇・八倍ニ等シ〕 一分時ニ付五十語ノ速度ニ對シ運用狀況及走査線數(例ヘバ七又ハ一二)ニ從ヒ三〇〇—一〇〇〇(右ノ値ニハ高調波ヲ考慮セズ)

A二 樂音周波數ニ變調シタル電信	A一ニ指示スル値ニ最高變調周波數ノ二倍ヲ加ヘタル値
A三 商業無線電話 無線放送	國際電話諮問委員會ノ意見ニ依リ指示セラレタル數ノ二倍(約六〇〇乃至八〇〇〇)(註一) 一五〇〇〇乃至二〇〇〇〇
A四 電寫	大體ニ於テ傳送スベキ影像(註二)ノ構成素子ノ數ト發射ニ必要ナル秒時ノ數トノ比
A五 電視	大體ニ於テ影像(註二)ノ構成素子ノ數ト一秒時ニ傳送セラルル影像ノ數トノ積

(註一) 多重無線電話及秘密無線電話ニ付テハ周波數帶ノ幅ハ一層大ナルベキコトヲ認ム

(註二) 影像ノ二構成子タル黒及白ハ「サイクル」ヲ組成シ從テ變調周波數ハ一秒時ニ傳送セラルル構成素子ノ數ノ二分ノ一ニ等シ

附錄第四號 「アメリカ」大陸ニ於ケル將來ノ研究及實驗ノ基礎トスル爲ノ周波數(波長)ノ分配ヲ示ス表(第七條參照)

三〇〇〇〇—三〇〇〇〇〇ノ(一〇乃至一m)

周波數 mc/s	波長 m	業務
三〇—四	一〇—七・三七	固定及移動
四—四	七・三七—六・八八	無線放送
四—五	六・八八—五・三七	電視

五	一〇	五・三三七	一五	素 人
六	一六	五	一四・四四五	固定及移動
七	二三	四・四四五	一四・二六七	電 視
八	三〇	四・二六七	三・八四六	固定及移動(無線標識、航空機、表示機)
九	三七	四・一七	三・八四六	電 視
一〇	四四	三・三三三	三・三三三	固定及移動(盲目著陸ノ航空方式ヲ含ム)
一一	五一	三・三三三	三・二五	電 視
一二	五八	三・二五	二・七六	固定及移動(盲目著陸用及地點指示用航空無線標識ヲ含ム)
一三	六五	二・七六	二・六九	素 人
一四	七二	二・六九	二・五二	固定及移動
一五	七八	二・五二	二・四九	方位指示用航空無線標識
一六	八五	二・四九	二・四六	航空(空港通信ノ管理)
一七	九二	二・四六	二・三三	固定及移動
一八	九九	二・三三	二・二五	無線放送(電視)
一九	一〇六	二・二五	一・九三	固定及移動
二〇	一一三	一・九三	一・六六	無線放送(電視)
二一	一二〇	一・六六	一・六七	固定及移動
二二	一二七	一・六七	二・五二	無線放送(電視)
二三	一三四	一・五二	一・四七	固定及移動
二四	一四一	一・四七	一・三九	無線放送(電視)

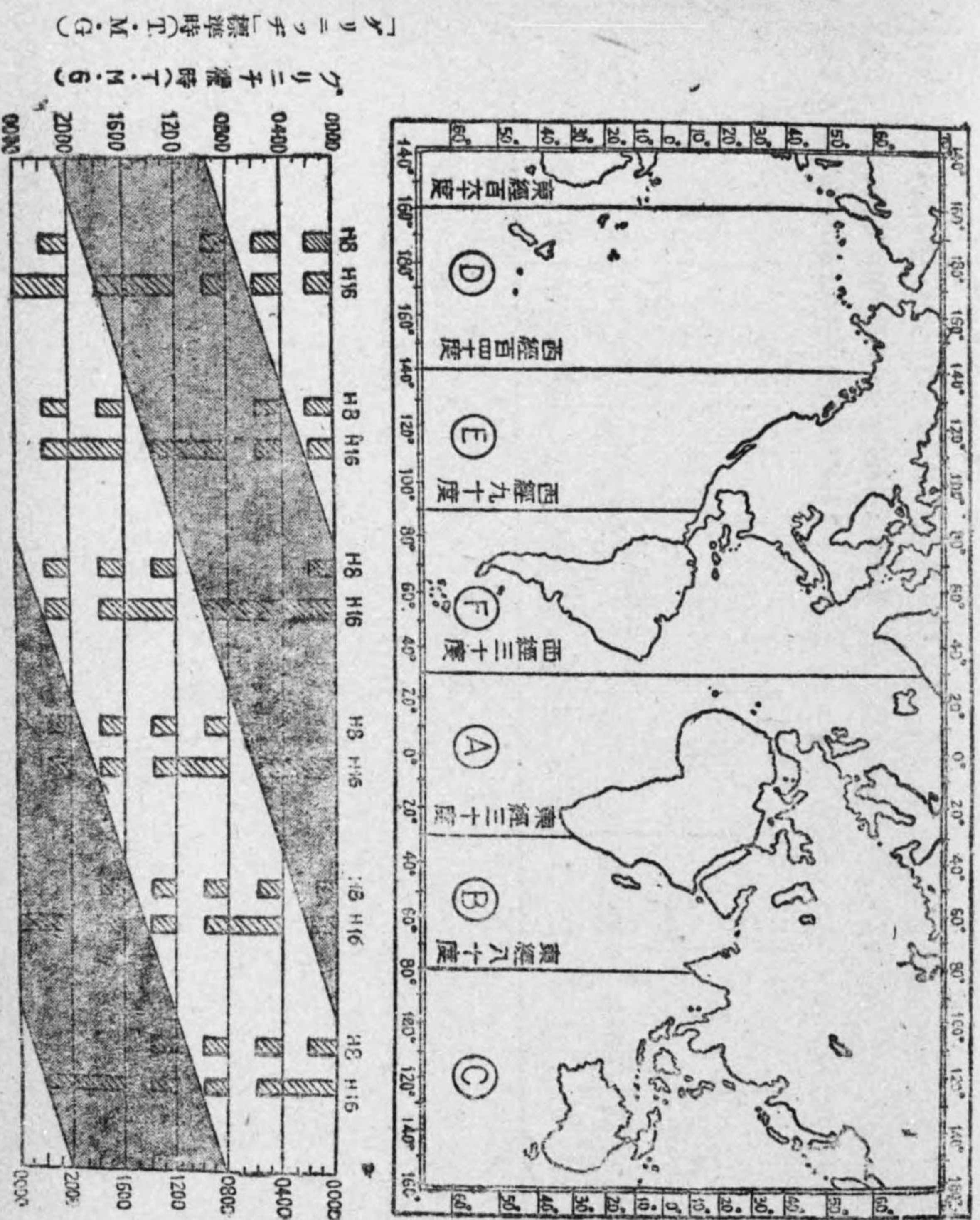
附錄第五號 電氣通信條約又ハ無線通信規則ノ違反ノ報告(第十三條参照)

規則ニ違反シタル局ニ關スル細項

- 一 名稱判明 (印刷體ニテ記載ス) (備考イ)
- 二 呼出符號 (印刷體ニテ記載ス)
- 三 國籍判明 (セバ)
- 四 使用電波(%)又ハ(m)
- 五 方式(備考ロ)

二六	一三四	一・三九	一・三九	固定及移動
二七	一四一	一・三九	一・三〇	素 人
二八	一四八	一・三〇	一・二八	固定及移動
二九	一五五	一・二八	一・二六	無線放送(電視)
三〇	一六二	一・二六	一・二〇	固定及移動
三一	一六九	一・二〇	一・一三	無線放送(電視)
三二	一七六	一・一三	一・〇六	固定及移動
三三	一八三	一・〇六	一・〇四	無線放送(電視)
三四	一九〇	一・〇四	一・〇〇	固定及移動
三五	一九七	一・〇〇	一・〇〇	無線放送(電視)
三六	二〇四	一・〇〇	一・〇〇	固定及移動

地帯	西端	東端	執務時間	
			(グリニッチ標準時) (T.M.G.) 八時間 (H8)	(T.M.G.) 十六時間 (H16)
A 東部大西洋、地中海、北極海	西經三十度ノ子午線「グリニッチ」	「アフリカ」海岸ノ南方東經三十度ノ子午線、地中海ノ東端、黒海及「バルチック」海ノ東端ノ子午線、威ノ北方東經三十度ノ子午線	自二十時 自二十時 自二十時 自二十時	至二十四時 至二十四時 至二十四時 至二十四時
B 西部印度洋、東部北氷洋	A地帯ノ東端	東經八十度ノ子午線、ニアドムス「ブリッヂ」ニ至ル錫蘭ノ西部海岸、「アドムス」ブリッヂニヨリ印度海岸ニ沿ヒテ西方ニ及ブ	自十六時 自十六時 自十六時 自十六時	至二十時 至二十時 至二十時 至二十時
C 東部印度洋、支那海、西部太平洋	B地帯ノ東端	東經六十度ノ子午線	自十二時 自十二時 自十二時 自十二時	至十六時 至十六時 至十六時 至十六時
D 中部太平洋	C地帯ノ東端	西經四十度ノ子午線	自八時 自八時 自八時 自八時	至十二時 至十二時 至十二時 至十二時
E 東部太平洋	D地帯ノ東端	中央「アメリカ」海岸ニ至ル西經九十度ノ子午線、中央「アメリカ」及北「アメリカ」ノ西部海岸	自四時 自四時 自四時 自四時	至八時 至八時 至八時 至八時
F 西部大西洋、及「メキシコ」灣	西經九十度ノ子午線「メキシコ」灣、北「アメリカ」東部海岸	西經三十度ノ子午線「グリーンランド」海岸	自零時 自零時 自零時 自零時	至四時 至四時 至四時 至四時



第六編 國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則

附錄第七號 第二種船舶局ノ執務時間
(附錄第六號並ニ第十五條及第二十五條參照)
「グリニッチ」標準時(T.M.G.)

附錄第八號 業務書類(第十五條及第十六條參照)

第一卷 海岸局及船舶局名錄

甲部 海岸局ノ「アルファベット」順目次

局名	呼符	乙部
一	號出	參照
二		頁
三		

乙部 海岸局ノ明細表

(國名)「アルファベット」順ニ依ル)

一	局名 (註八)	呼出符號	電波	發射空中線ノ正確ナル位置 (註二)	空中線電力 (註三)	業務種類	執務時間 (註四)	料金 (註五、六)	備考 (註七)
二			周波數 (註一)						
三			型式						
四									
五									
六									
七									
八									
九									
十									

(註一) 通常通信電波ハ太字ヲ以テ之ヲ印刷ス

(註二) 度、分及秒ヲ以テ示ス「グリニッチ」子午線

(註三) 指向性空中線ノ場合ニ於テハ指向性及方位ヲ示スベシ

(註四) 「グリニッチ」標準時 (T.M.G.)

(註五) 海岸局ノ屬スル國ノ國內電信料及該國ガ隣接國宛電報ニ適用スル料金ハ本局名錄附錄ニ之ヲ掲グ

(註六) 料金計算ガ私企業ニ依リ精算セラルトキハ場合ニ依リ該私企業ノ名稱及所在地ヲ記載スベシ

(註七) 呼出表第ノ傳送ニ對スル呼出時刻及可能ナルトキハ海岸局ガ各種ノ波長ヲ以テ聽守ヲ行フ時間等ニ屬スル特別事項

(註八) 各國ニ付船舶局ニ對シ短波ニ依リ傳送スベキ無線電報ヲ宛ツベキ一箇又ハ數箇ノ海岸局ヲ指示スルコトヲ要ス

丙部 船舶局ノ明細表

此等ノ局ニ關スル事項ハ左ノ順序ニ依リ二行又ハ三行ニ之ヲ記載ス

第一行

呼出符號 其ノ下ニ船舶料ヲ記載シ次ニ料金計算書ヲ宛ツベキ主管廳又ハ私企業ヲ示ス參照ヲ附ス經營者ノ所在地ノ變更ノ場合ニハ料金ノ次ニ第二ノ參照ヲ附シ新所在地及該變更ノ施行期日ヲ示スベシ

船舶ノ名稱 國籍ヲ考慮セズ「アルファベット」順ニ排列シ同名ノモノアル場合ニハ次ニ呼出符號ヲ附ス此ノ場合ニハ名稱及呼出符號ハ歸除線ヲ以テ分離ス次ニ△、△等ノ記號ヲ附ス同一國籍ノ二箇又ハ數箇ノ船舶局ガ同一ノ名稱ヲ有スル場合並ニ料金計算書ヲ直接船舶ノ所有者ニ宛ツベキ場合ニハ參照ニ於テ船舶ノ屬スル航空會社又ハ船主ノ名稱ヲ記載ス

「キロワット」ニ於ケル空中線電力

五〇〇%(六〇〇m)ニ對スル「メートル、アムペア」括弧ヲ以テ圍ム

「メートル、アムペア」ノ積ヲ算出スルニハ滿載吃水線ヨリノメートルニ於ケル空中線ノ實際ノ高サニ空中線ノ底部ノ「アムペア」ニ於ケル實効電流ヲ乘ズ

業務ノ種類

執務時間 業務用記號又ハ參照ヲ以テ之ヲ示ス

業務用記號以外ノ様式ニ依リ表示セラルル時間ハ「グリニッチ」標準時 (T.M.G.) ヲ以テ示スコトヲ要ス

第二行及第三行

(料金ニ付テハ第一行参照)

局ノ屬スル國(略語ヲ以テ記載ス)

型式及發射周波數帶ノ表示

周波數帶ノ表示ハ太字ヲ以テ印刷シタル左ノ略語ニ依リ之ヲ爲ス

- W 一〇〇—一六〇% (三〇〇〇—一八七五m)
- X 三七五—五〇〇% (八〇〇—六〇〇m)
- Y 一五〇〇—三五〇〇% (二〇〇—八六m)
- Z 四〇〇〇—二二〇〇〇% (七五—一四m)

略語ノ意義ハ局名錄ノ各第二頁ノ下段ニ之ヲ記載ス

右略語ハ必要ナルトキハ局名錄ノ末尾ニ在ル要約シタル備考及運用セラルル發射周波數(波長)ノ表示ニ對スル参照ヲ伴フ
通常通信電波ハ太字ヲ以テ之ヲ印刷ス

第二卷 航空局及航空機局名錄

甲部 航空局ノ「アルファベット」順目次

局名	符呼	參乙
一	號出	頁
二		照部
三		

乙部 航空局ノ明細表

(國名)「アルファベット」順ニ依ル

一	局名	呼出	電	波	七	八	九	十	十一	十二	十三
二	符號	號出	送信用	受信用	發射空中線ノ正確ナル位置(註二)	空中線電力(註三) kW	種類	業務時間(註四)	料(註五) 金(註六)	備	者
三			周波數(註一) (波長) (m)	周波數(波長) (m)							
四			型式	型式							
五											
六											
七											
八											
九											
十											
十一											
十二											
十三											

- (註一) 通常通信電波ハ太字ヲ以テ之ヲ印刷ス
- (註二) 度、分及秒ヲ以テ示ス「グリニッチ」子午線
- (註三) 指向性空中線ノ場合ニ於テハ指向性及方位ヲ示スベシ
- (註四) 「グリニッチ」標準時 (T.M.G.)
- (註五) 航空局ノ屬スル國ノ國內電信料及該國ガ隣接國宛電報ニ適用スル料金ハ本局名錄附錄ニ之ヲ掲グ
- (註六) 料金計算ガ私企業ニ依リ精算セラルトキハ場合ニ依リ該私企業ノ名稱及所在地ヲ記載スベシ

丙部 航空機局ノ明細表

局ハ國籍ヲ考慮セズ呼出符號ノ「アルファベット」順ニ之ヲ排列ス

第六編 國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則

一	呼出符號	局名又ハ國籍及登錄號	電波	周波數 (註一) 波長(m)	空中線電力 kW	國	業務ノ種類	料金	計算書ヲ送付スベキ主送管又ハ企業ノ所在地	通常ノ航路ノ(定置場)造標	航空機ノ型式及構造	備考
---	------	------------	----	----------------------	-------------	---	-------	----	----------------------	---------------	-----------	----

(註一) 通常通信電波ハ太字ヲ以テ之ヲ印刷ス

第三卷 特別業務ヲ行フ局ノ局名錄

甲部 局ノ「アルファベット」順目次

一	局名	呼出符號	乙部參照頁
二			
三			

乙部 局ノ明精表

第一 無線羅針局

(國名)「アルファベット」順ニ依ル

一	局名	呼出符號	電波	周波數	波長	式	送受信機	羅針局	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル
二	(註一) 物理的 位置ノ受信 (註一) 羅針局ノ 空中線ノ發 (註一) 射線ノ 第八欄ニ掲 グ (註一) 局ノ 空中線ノ發 機	呼出符號	羅針局 呼出用	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
三	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
四	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
五	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
六	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
七	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
八	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
九	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル
十	呼出符號	呼出符號	羅針局	對必測 ル送信機 ノナ	羅針局 依ル測定 ノ傳送用	線ノ電力 kW	送受信機	設キ通ナキ	送受信機	備正ナル	備正ナル

(註一) 度、分及秒ヲ以テ示ス「グリニッチ」子午線
(註二)「グリニッチ」標準時 (T.M.G.)

第二 無線標識局

無線標識ハ左ノ二部ニ之ヲ排列ス

- (イ) 海上業務
- (ロ) 航海業務

(國名) (註二)「グリニッチ」標準時 (T.M.G.)

一	局名	無線標識ノ發射空中線ノ正確ナル地理的位置	無線標識ノ特性	必要アラバ無線標識ノ呼出符號	周波數(波長)	型式	必要アラバ變調周波數 c/s	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等
二	無線標識ノ發射空中線ノ正確ナル地理的位置	無線標識ノ特性	必要アラバ無線標識ノ呼出符號	周波數(波長)	型式	必要アラバ變調周波數 c/s	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等	
三	無線標識ノ特性	無線標識ノ呼出符號	周波數(波長)	型式	必要アラバ變調周波數 c/s	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等		
四	必要アラバ無線標識ノ呼出符號	周波數(波長)	型式	必要アラバ變調周波數 c/s	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等			
五	周波數(波長)	型式	必要アラバ變調周波數 c/s	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等				
六	型式	必要アラバ變調周波數 c/s	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等					
七	必要アラバ變調周波數 c/s	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等						
八	通常通達距離	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等							
九	無線標識ノ發射ノ請求ガ傳送セラレ得ル局ノ名稱及呼出符號	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等								
十	呼出電波周波數(波長)	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等									
十一	備考 (イ)通常正確ナル「セクター」及「ブーム」ノ國際標識ニ關スルノ刊行物ニ關スル參照(註三) (ロ)執務時間料金等										

(註一) 度、分及秒ヲ以テ示ス「グリニッチ」子午線

(註二) 通達距離ハ海上業務ノ局ニ付テハ海里ヲ以テ又航空業務ノ局ニ付テハ「キロメートル」ヲ以テ之ヲ示ス

(註三) 「グリニッチ」標準時 (T.M.G.)

第三 報時信號ヲ傳送スル局

(國名) 「アルファベット」順ニ依ル

局名	符呼號出	周波數(波長)	型式	時傳	方
一	二	三	四	五	六

(註一) 「グリニッチ」標準時 (T.M.G.)

(註二) 氣象信號ニ關スル一般の指示

第四 定時氣象通報ヲ傳送スル局

(國名) 「アルファベット」順ニ依ル

局名	符呼號出	周波數(波長)	型式	時傳	備
一	二	三	四	五	六

(註一) 「グリニッチ」標準時 (T.M.E.)

(註二) 氣象報ニ關スル一般の指示

第五 航行者ヘノ通報ヲ傳送スル局

(國別ノ局名、必要ナル事項ヲ附記ス)

(イ) 海上無線業務

(ロ) 航空業務

第六 各局宛 (○○) 新聞報ヲ傳送スル局

(國名) (局名、必要ナル事項ヲ附記ス)

第七 醫事通報ヲ傳送スル局

第八 標準電波ヲ發射スル局

第六編 國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則

一	
二	(イ)
三	(ロ)
四	
五	
六	
七	(イ) (ロ)
八	
九	
十	
十一	
十二	
十三	
十四	

(註一) 度、分及秒ヲ以テ示ス「グリニッチ」子午線

(註二) 第九欄ニ掲グルル數字ハ傳送ニ依リ占有セララルル周波數帶ノ幅ヲ決定スルコトヲ得シムルモノタルコトヲ要ス

傳送ガ兩側波帶ヲ使用スルトキハ數字ノ前ニ何等ノ記號ヲ附セス傳送ガ搬送波及單側波帶ノミヲ使用スルトキハ數字ノ前ニ「十」

(搬送周波數ヨリ大ナル側波帶)又ハ「一」(搬送周波數ヨリ小ナル側波帶)ナル記號ヲ附シテ之ヲ示ス

(註三) 國際「モールス」字號ニ對スル「ボー」ニ於ケル速度ハ一分時ノ語數ニ於ケル速度ノ約〇・八倍ニ等シ

(註四) 第一條ニ掲グルル定義參照

附錄第九號 業務記號(第十五條及第二十一條第四項第三節(イ)參照)

✕ 軍艦又ハ軍用航空機上ノ局

⊠ 自動警急機

△ 移動局上ノ無線羅針機

■ 第二十一條第四項第三節(イ)ニ從ヒ五〇〇% (六〇〇m) ニ依ル通信ノ制限セララルル通信輻輳地域ニ在ルモノトシテ區別セララルル局

D 30° 三十度(時計ノ針ノ方向ニ於テ眞北ヨリノ零乃至三百六十度ヲ以テ示ス)ノ最大輻射方向ノ指向性空中線

DR 反射裝置ヲ有スル指向性空中線

EA 航空機局トノ業務ヲ行フ陸上局

FC 船舶局トノ業務ヲ行フ陸上局

FR 一般ノ電氣通信線路系ニ接続セララルル受信ノミヲ爲ス局

FS 人命ノ安全ノ唯一ノ目的ヲ以テ設置シタル陸上局

FX 固定地點間ノ無線通信業務ヲ行フ局

H24 晝夜無休ニ執務ヲ爲ス局

H16 十六時間ノ執務ヲ爲ス第二種船舶局

H8 八時間ノ執務ヲ爲ス第二種船舶局

HJ 日出ヨリ日没迄執務スル局(晝間執務)

HX 一定ノ執務時間ヲ有セザル局

CO 官用通信ノミヲ取扱フ局

CP 公衆通信ヲ取扱フ局

CR 制限公衆通信ヲ取扱フ局

CV 私企業ノ通信ノミヲ取扱フ局

RC 無指向式無線標識

RD 指向式無線標識

RG 無線羅針局

RT 回轉式無線標識

RV 可變指向式無線標識

附錄第十號 移動局ノ備付クベキ書類(第三條、第十條、第十二條、第十五條及附錄第八號參照)

イ 無線電信設備ヲ義務的ニ裝置スル船舶上ノ船舶局

第六編 國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則

- 第一 無線電氣許可書
- 第二 通信士ノ證明書
- 第三 記錄簿(無線電氣業務日誌) 該記錄簿ニハ一切ノ種類ノ業務上ノ事件並ニ陸上局又ハ移動局ト交換シタル通信ニシテ海難ノ通報ニ關スルモノヲ其ノ生ジタルトキニ記載ス船舶ノ規則ガ許ストキハ一日一回船舶ノ位置ヲ該記錄簿ニ記載スベシ
- 第四 「アルファベット」順ノ呼出符號表
- 第五 海岸局及船舶局局名錄
- 第六 特別業務ヲ行フ局ノ局名錄
- 第七 一般無線通信規則及追加無線通信規則並ニ船舶上ノ無線通信業務ノ運用ニ必要ナル條約ノ規定
- 第八 局ガ最モ頻繁ニ受付ヲ爲ス無線電報ノ著スル國ノ電信料金表

ロ 其ノ他ノ船舶局

イ號中ノ第一乃至第五ニ掲グル書類

ハ 航空機局

- 第一 イ號中ノ第一、第二及第三ニ掲グル書類
- 第二 航空局及船舶機局局名錄又ハ航空業務ノ施行上航空機局ニ必要ナル航空局及航空機局ニ關スル公ノ事項ヲ包含スル其ノ他ノ書類

附錄第十一號 無線通信用略語(第十七條參照)

1 「Q」略語

一切ノ業務ニ於テ使用スル略語(註一)(註二)

(註一) 略語ハ其ノ次ニ問符ヲ附ストキハ問ノ様式トナル
 (註二) 「QA」乃至「QD」及「QF」乃至「QN」ノ符號ノ連續ハ特別航空略語ニ之ヲ留保ス
 イ「アルファベット」順ニ依ル略語表

略語	問	答 又 ハ 通 知
QRA	貴局名如何	當局名ハ、、、ナリ
QRB	汝ハ當局ヨリ幾何ノ概略距離ニ在リヤ	貴我兩局間ノ概略距離ハ、、、海里(又ハ、、、キロメートル)ナリ
QRC	何私企業(又ハ主管廳)ガ貴局ノ料金計算ヲ精算スルヤ	當局ノ料金計算ハ、、、私企業(又ハ、、、主管廳)之ヲ精算ス
QRD	汝ハ何處ニ行クヤ又何處ヨリ來レルヤ	我ハ、、、ニ行ク又、、、ヨリ來レリ
QRE	汝ハ何處ニ行クヤ又何處ヨリ來レルヤ %(又ハm)ニ於ケル我正確ナル周波數(波長) ヲ我ニ示サルルヤ	汝ノ正確ナル周波數(波長)ハ、、、%(又ハ、、、m)ナリ
QRH	我周波數(波長)ハ變化スルヤ	汝ノ周波數(波長)ハ變化ス
QRI	我發射ノ音調ハ正常ナリヤ	汝ノ發射ノ音調ハ變化ス
QRJ	汝ハ我ヲ受信スルニ困難ナリヤ我符號弱キヤ	我ハ汝ヲ受信シ難シ汝ノ符號弱キニ過グ
QRK	我符號ノ明瞭度如何(一乃至五)	汝ノ符號ノ明瞭度ハ、、、(一乃至五)ナリ
QRL	汝ハ通信中ナリヤ	我ハ通信中ナリ(又ハ我ハ、、、ト通信中ナリ) 混信ヲ與フル勿レ

QRM	汝ハ混信ヲ受クルヤ	我ハ混信ヲ受ク
ERN	汝ハ空電ニ妨ゲラルルヤ	我ハ空電ニ妨ゲラル
QRO	我ハ電力ヲ増加スベキヤ	電力ヲ増加セラレタシ
QRP	我ハ電力ヲ減少スベキヤ	電力ヲ減少セラレタシ
QRQ	我ハ一層速ニ送信スベキヤ	一層速ニ送信セラレタシ(一分時ニ付、、、語)
QRS	我ハ一層緩ク送信スベキヤ	一層緩ク送信セラレタシ(一分時ニ付、、、語)
QRT	我ハ送信ヲ中止スベキヤ	送信ヲ中止セラレタシ
QRU	汝ハ我ニ傳送スベキモノヲ有スルヤ	我ハ汝ニ傳送スベキモノヲ有セス
QRY	汝ハ用意整ヒタリヤ	我ハ用意整ヒタリ
QRW	汝ガ、、、(又ハ、、、m)ヲ以テ、、、ヲ喚呼シツツアルコトヲ我ヨリ彼ニ通知スベキヤ	我ガ、、、(又ハ、、、m)ヲ以テ、、、ヲ喚呼シツツアルコトヲ彼ニ通知セラレタシ
QRX	我ハ待ツベキヤ、汝ハ何時再ビ我ヲ喚呼スルヤ	待タレタシ(又ハ我ガ、、、トノ通信ヲ完了スル迄待タレタシ)
QRY	我順位如何	我ハ、、、時ニ(又ハ間モ無ク)再ビ汝ヲ喚呼スベシ 汝ノ順位ハ第、、、番(又ハ他ノ一切ノ指示ニ依ル)ナリ

QRZ	誰ガ我ヲ喚呼シ居ルヤ	汝ハ、、、ヨリ喚呼セラレツツアリ
QSA	我符號ノ強度如何(一乃至五)	汝ノ符號ノ強度ハ、、、(一乃至五)ナリ
QSB	我符號ノ強度ハ變化スルヤ	汝ノ符號ノ強度ハ變化ス
QSD	我電鍵ノ操作ハ正確ナリヤ、我符號ハ明瞭ナリヤ	汝ノ電鍵ノ操作ハ不正確ナリ、汝ノ符號ハ不良ナリ
QSG	我ハ電報ヲ一度ニ、、、通(又ハ一通)送信スベキヤ	電報ハ一度ニ、、、通(又ハ一通)送信セラレタシ
QSI	、、、宛一語ニ付徴收スベキ料金ハ汝ノ國內電信料ヲ合シ何程ナリヤ	、、、宛一語ニ付徴收スベキ料金ハ我國内電信料ヲ合シ、、、「フラン」ナリ
QSK	我ハ我一切ノ電報ノ送信ヲ繼續スベキヤ我ハ我符號ノ間ニ汝ヲ聴取シ得	汝ノ一切ノ電報ノ送信ヲ繼續セラレタシ我ハ必要アラバ汝ヲ中止スベシ 我ハ汝ニ受信證ヲ送ル
QSL	汝ハ我ニ受信證ヲ送り得ルヤ	汝ガ我ニ送信シタル最後ノ電報ヲ反覆セラレタシ
QSM	我ハ汝ニ送信シタル最後ノ電報ヲ反覆スベキヤ	我ハ、、、ト直接(又ハ、、、ノ中繼ニ依リ)通信スルコトヲ得
QSO	汝ハ、、、ト直接(又ハ、、、ノ中繼ニ依リ)通信シ得ルヤ	我ハ、、、ト直接(又ハ、、、ノ中繼ニ依リ)通信スルコトヲ得
QSP	汝ハ無料ニテ、、、ハ中繼セラルルヤ	我ハ無料ニテ、、、ハ中繼スベシ
QSR	、、、ヨリ受ケタル遭難呼出ハ處理セラレタ	、、、ヨリ受ケタル遭難呼出ハ、、、ニ依

QSTU	我ハ、、、、% (又ハ、、、、m) 又ハ型式A一、 A三、A三若ハBノ電波ニ於テ送信(ハ又應答) スベキヤ	リ處理セラレタリ 、、、、% (又ハ、、、、m) 又ハ型式A一、 A二、A三若ハBノ電波ニ於テ送信(又ハ應答) セラレタシ
QSV	我ハ「VVV」ノ連續ヲ傳送スベキヤ	「VVV」ノ連續ヲ傳送セラレタシ
QSW	汝ハ、、、、% (又ハ、、、、m) 又ハ型式A 一、A二、A三若ハBノ電波ニ於テ送信セラル ルヤ	我ハ、、、、% (又ハ、、、、m) 又ハ型式A 一、A二、A三若ハBノ電波ニ於テ送信セント ス(又ハ送信スベシ)
QSX	汝ハ、、、、% (又ハ、、、、m) ニ於テ、、 、、(呼出符號)ヲ聽取セラルルヤ	我ハ、、、、% (又ハ、、、、m) ニ於テ、、 、、(呼出符號)ヲ聽取ス
QSY	我ハ電波ノ型式ヲ變更セズ、、、、% (又ハ、、 、、m) ニ於ケル送信ニ移ルベキヤ	電波ノ型式ヲ變更セズ、、、、% (又ハ、、、、 m) ニ於ケル送信ニ移ラレタシ
QSZ	又ハ 我ハ他ノ電波ニ於ケル送信ニ移ルベキヤ	又ハ 他ノ電波ニ於ケル送信ニ移ラレタシ
QTA	我ハ各語又ハ各集合ヲ二回傳送スベキヤ 我ハ第、、、、號電報ヲ傳送セラレザリシモノ トシテ取消スベキヤ	各語又ハ各集合ヲ二回傳送セラレタシ 第、、、、號電報ヲ傳送セラレザリシモノトシ テ取消サレタシ
QTB	汝ハ我語數計算ニ同意スルヤ	我ハ汝ノ語數計算ニ同意セズ我ハ各語ノ最初ノ

QTC	汝ハ傳送スベキ電報ヲ何通有スルヤ	文字及各數ノ最初ノ數字ヲ反覆ス 我ハ汝ヘノ(又ハ、、、、、ヘノ)電報、、、、 通ヲ有ス
QTE(註1)	汝ヨリノ我真方位如何 又ハ 、、、、(呼出符號)ヨリノ我真方位如何 又ハ 、、、、(呼出符號)ヨリノ、、、(呼出符 號)ノ真方位如何	我ヨリノ汝ノ真方位ハ、、、、度ナリ 又ハ 、、、、(呼出符號)ヨリノ汝ノ真方位ハ、、 、、(時)ニ於テ、、、、度ナリ 又ハ 、、、、(呼出符號)ヨリノ、、、、(呼出符號) ノ真方位ハ、、、、(時)ニ於テ、、、、度ナリ
QTF	汝ノ管理スル無線羅針局ノ爲シタル測定ニ基ク 當局ノ位置ヲ我ニ示サルヤ	我管理スル無線羅針局ノ爲シタル測定ニ基ク貴 局ノ位置ハ緯度、、、、經度、、、、ナリ
QTG	我ニ於テ汝ノ無線羅針方位ヲ測定シ得ル爲汝ハ 、、、、% (又ハ、、、、m) ニ於テ五十秒間 汝ノ呼出符號ヲ終ニ十秒間ノ線ヲ附シ傳送セラ ルヤ	汝ガ我無線羅針方位ヲ測定シ得ル爲我ハ、、 、、% (又ハ、、、、m) ニ於テ五十秒間我呼出 符號ヲ終ニ十秒間ノ線ヲ附シ傳送セントス
QTH	緯度及經度ニ於ケル(又ハ他ノ一切ノ指示ニ依 ル)汝ノ位置如何	我位置ハ緯度、、、、經度、、、、(又ハ他ノ 一切ノ指示ニ依ル)ナリ

QTI	汝ノ眞針路如何	我眞針路ハ、、、度ナリ
QTIJ	汝ノ速力如何	我速力ハ一時間ニ付、、、「ノット」(又ハ、、、キロメートル)ナリ
QTM	我ヲシテ我方位及我距離ヲ決定セシムル爲無線電氣符號及水中音響符號ヲ傳送セラレタシ	汝ヲシテ汝ノ方位及汝ノ距離ヲ決定セシムル爲我ハ無線電氣符號及水中音響符號ヲ傳送ス
QTO	汝ハ岸壁(又ハ港)ヨリ出デタルヤ	我ハ岸壁(又ハ港)ヨリ出デタリ
QTP	汝ハ岸壁(又ハ港)ニ著カントスルヤ	我ハ岸壁(又ハ港)ニ著カントス
QTQ	汝ハ國際通信書ニ依リ當局ト通信シ得ルヤ	我ハ國際通信書ニ依リ當局ト通信セントス
QTR	正確ナル時刻如何	正確ナル時刻ハ、、、ナリ
QTV	貴局ノ執務時間如何	當利ノ執務時間ハ、、、ヨリ、、、迄ナリ
QVA	汝ハ、、、(移動局ノ呼出符號)ノ消息ヲ知ルヤ	、、、(移動局ノ呼出符號)ノ消息ハ左ノ如シ
QVB	汝ハ、、、(觀測地)ノ視界、雲ノ高サ、地上ノ風ニ關スル情報ヲ右順序ニ於テ我ニ通報シ得ルヤ	請求セラレタル情報ハ左ノ如シ
QUC	汝ガ、、、(移動局ノ呼出符號)ヨリ受信シタル最後ノ電報ハ何ナルヤ	我ノ、、、(移動局ノ呼出符號)ヨリ受信シタル最後ノ電報ハ、、、ナリ
QUD	汝ハ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル	我ハ、、、(時)ニ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル遭難信號ヲ受信シタリ

QUF	緊急信號ヲ受信シタリヤ	號)ガ送リタル緊急信號ヲ受信シタリ
QUG	汝ハ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル遭難信號ヲ受信シタリヤ	我ハ、、、(時)ニ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル遭難信號ヲ受信シタリ
QUH	汝ハ著水(又ハ著陸)ヲ餘儀ナクセラレントスルヤ	我ハ、、、(場所)ニ著水(又ハ著陸)ヲ餘儀ナクセラレ
QUI	汝ハ海面ニ於ケル現在ノ氣壓ヲ我ニ示サルルヤ	海面ニ於ケル現在ノ氣壓ハ、、、(單位)ナリ
QUI (註1)	汝ハ我ガ貴方ニ向フ爲無風ニ於テ採ルベキ眞針路ヲ我ニ示サルルヤ	汝ガ當方ニ向フ爲無風ニ於テ採ルベキ眞針路ハ、、、(時)ニ於テ、、、度ナリ
QUK	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於テ觀測シタル海ノ状態ヲ我ニ示シ得ルヤ	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於ケル海ハ、、、ナリ
QUL	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於テ觀測シタル「ウネリ」ヲ我ニ示シ得ルヤ	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於ケル「ウネリ」ハ、、、ナリ
QUM	遭難通信ハ終了シタリヤ	遭難通信ハ終了シタリ

(註1) 或種ノ航空業務ニ於テハ「眞針路」又ハ「眞方位」ハ「地理的針路」又ハ「地理的方位」ト稱ス

問、答又ハ通知ノ種類別略語表

略語	問	答 又 ハ 通 知
QRA	名稱 貴局名如何 經路	當局名ハ、、、ナリ
QRD	汝ハ何處ニ行クヤ又何處ヨリ來レルヤ 位置	我ハ、、、ニ行ク又、、、ヨリ來レリ
QRB	汝ハ當局ヨリ幾何ノ概略距離ニ在リヤ	貴我兩局間ノ概略距離ハ、、、海里(又ハ、、、キロメートル)ナリ
QTH	緯度及經度ニ於ケル(又ハ他ノ一切ノ指示ニ依ル)汝ノ位置如何 符號ノ質	我位置ハ緯度、、、經度、、、(又ハ他ノ一切ノ指示ニ依ル)ナリ
QRI	我發射ノ音調ハ正常ナリヤ	汝ノ發射ノ音調ハ變化ス
QRK	我符號ノ明瞭度如何(一乃至五) 符號ノ強度	汝ノ符號ノ明瞭度ハ、、、(一乃至五)ナリ
QRJ	汝ハ我ヲ受信スルニ困難ナリヤ我符號弱キヤ	我ハ汝ヲ受信シ難シ汝ノ符號弱キニ過グ
QRO	我ハ電力ヲ増加スベキヤ	電力ヲ増加セラレタシ
QRP	我ハ電力ヲ減少スベキヤ	電力ヲ減少セラレタシ
QSA	我汝號ノ強度如何(一乃至五)	汝ノ符號ノ強度ハ、、、(一乃至五)ナリ

QSB	我符號ノ強度ハ變化スルヤ 電鍵ノ操作	汝ノ符號ノ強度ハ變化ス
QRQ	我ハ一層速ニ送信スベキヤ	一層速ニ送信セラレタシ(一分時ニ付、、、語)
QRS	我ハ一層緩ク送信スベキヤ	一層緩ク送信セラレタシ(一分時ニ付、、、語)
QSD	我電鍵ノ操作ハ正確ナリヤ、我符號ハ明瞭ナリヤ 混信	汝ノ電鍵ノ操作ハ不正確ナリ、汝ノ符號ハ不良ナリ
QRM	汝ハ混信ヲ受クルヤ	我ハ混信ヲ受ク
QRN	汝ハ空電ニ妨ゲラルルヤ 波長ノ調整	我ハ空電ニ妨ゲラル
QRG	%(又ハm)ニ於ケル我が正確ナル周波數(波長)ヲ我ニ示サルヤ	汝ノ正確ナル周波數(波長)ハ、、、汝(又ハ、、、m)ナリ
QRH	我周波數(波長)ハ變化スルヤ 波長又ハ電波型式ノ選擇	波ノ周波數(波長)ハ變化ス
QSU	我ハ、、、%(又ハ、、、m)又ハ又ハ型式A一、A二、A三若ハBノ電波ニ於テ送信	、、、%(又ハ、、、m)又ハ型式A一、A二、A三若ハBノ電波ニ於テ送信(又ハ應答)

應答) スベキヤ

QSV 「VVV」ノ連續ヲ傳送スベキヤ
汝「、、、」(又ハ「、、、m」)又ハ型式A

QSW 一、A二、A三若ハBノ電波ニ於テ送信セラルルヤ
汝「、、、」(又ハ「、、、m」)ニ於テ、

Q SX 「(呼出符號)ヲ聽取セラルルヤ
波長ノ變更

QSY 我ハ電波ノ型式ヲ變更セズ、
「、、、m」ニ於ケル送信ニ移ルベキヤ

又ハ
我ハ他ノ電波ニ於ケル送信ニ移ルベキヤ

QRL 通信ノ設定
汝ハ通信中ナリヤ

QRY 汝ハ用意整ヒタリヤ
我ハ待ツベキヤ、汝ハ何時再ビ我ヲ喚呼スルヤ

QRX 我ハ待ツベキヤ、汝ハ何時再ビ我ヲ喚呼スルヤ

セラレタシ

「VVV」ノ連續ヲ傳送セラレタシ
我ハ「、、、」(又ハ「、、、m」)又ハ型式A

一、A二、A三若ハBノ電波ニ於テ送信セントス(又ハ送信スベシ)

我ハ「、、、」(又ハ「、、、m」)ニ於テ、
「(呼出符號)ヲ聽取ス

電波ノ型式ヲ變更セズ、
「、、、m」ニ於ケル送信ニ移ラレタシ

又ハ
他ノ電波ニ於ケル送信ニ移ラレタシ

我ハ通信中ナリ(又ハ我ハ「、、、」ト通信中ナリ)
混信ヲ與フル勿レ

我ハ用意整ヒタリ
待タレタシ(又ハ我ガ「、、、」トノ通信ヲ完了スル迄待タレタシ)

我ハ「、、、」時ニ(又ハ間モ無ク)再ビ汝ヲ喚呼スベシ

汝ノ順位ハ第「、、」番(又ハ他ノ一切ノ指示ニ依ル)ナリ

汝ハ「、、、」ヨリ喚呼セラレツツアリ
汝ハ國際通信書ニ依リ貴局ト通信セントス

正確ナル時刻ハ「、、」ナリ
當局ノ執務時間ハ「、、」ヨリ「、、」迄ナリ

當局ノ料金計算ハ「、、」私企業(又ハ「、、」主管廳)之ヲ精算ス

「、、」宛一語ニ付徵收スベキ料金ハ我國内電信料ヲ合シ「、、」「フラン」ナリ

我が「、、、」(又ハ「、、、m」)ヲ以テ「、、」
「、、」ヲ喚呼シツツアルコトヲ彼ニ通知セラレタシ

我ハ「、、、」時ニ(又ハ間モ無ク)再ビ汝ヲ喚呼スベシ

汝ノ順位ハ第「、、」番(又ハ他ノ一切ノ指示ニ依ル)ナリ

汝ハ「、、、」ヨリ喚呼セラレツツアリ
汝ハ國際通信書ニ依リ貴局ト通信セントス

正確ナル時刻ハ「、、」ナリ
當局ノ執務時間ハ「、、」ヨリ「、、」迄ナリ

當局ノ料金計算ハ「、、」私企業(又ハ「、、」主管廳)之ヲ精算ス

「、、」宛一語ニ付徵收スベキ料金ハ我國内電信料ヲ合シ「、、」「フラン」ナリ

我が「、、、」(又ハ「、、、m」)ヲ以テ「、、」
「、、」ヲ喚呼シツツアルコトヲ彼ニ通知セラレタシ

QSY

QRZ

QTQ

QTR

QTC

QSI

QSW

我順位如何

誰ガ我ヲ喚呼シ居ルヤ

汝ハ國際通信書ニ依リ當局ト通信シ得ルヤ

正刻ナル時刻如何

貴局ノ執務時間如何

何私企業(又ハ主管廳)ガ貴局ノ料金計算ヲ精算スルヤ

「、、」宛一語ニ付徵收スベキ料金ハ汝ノ國內電信料ヲ合シ何程ナリヤ

中繼
汝ガ「、、、」(又ハ「、、、m」)ヲ以テ「、、」
「、、」ヲ喚呼シツツアルコトヲ我ヨリ彼ニ通知スベキヤ

QSO	汝ハ、、、ト直接(又ハ、、、ノ中繼ニ依リ)通信シ得ルヤ	我ハ、、、ト直接(又ハ、、、ノ中繼ニ依リ)通信スルコトヲ得
QSP	汝ハ無料ニテ、、、ヘ中繼セラルルヤ	我ハ無料ニテ、、、ヘ中繼スベシ
QTA	汝ハ、、、(移動局ノ呼出符號)ノ消息ヲ知ルヤ	、、、(移動局ノ呼出符號)ノ消息ハ左ノ如シ
QUO	汝ガ、、、(移動局ノ呼出符號)ヨリ受信シタル最後ノ電報ハ何ナリヤ	我ノ、、、(移動局ノ呼出符號)ヨリ受信シタル最後ノ電報ハ、、、ナリ
	通信ノ交換	
QRD	汝ハ我ニ傳送スベキモノヲ有スルヤ	我ハ汝ニ傳送スベキモノヲ有セズ
QSG	我ハ電報ヲ一度ニ、、、通(又ハ一通)送信スベキヤ	電報ハ一度ニ、、、通(又ハ一通)送信セラレタシ
QSK	我ハ我一切ノ電報ノ送信ヲ繼續スベキヤ我ハ我符號ノ間ニ汝ヲ聽取シ得	汝ノ一切ノ電報ノ送信ヲ繼續セラレタシ我ハ必要アラバ汝ヲ中止スベシ
QSL	汝ハ我ニ受信證ヲ送り得ルヤ	我ハ汝ニ受信證ヲ送ル
QSM	我ハ汝ニ送信シタル最後ノ電報ヲ反覆スベキヤ	汝ガ我ニ送信シタル最後ノ電報ヲ反覆セラレタシ
QSN	我ハ各語又ハ各集合ヲ二回傳送スベキヤ	各語又ハ各集合ヲ二回傳送セラレタシ
QTA	我ハ第、、、號電報ヲ傳送セラレザリシモノ	第、、、號電報ヲ傳送セラレザリシモノトシ

QTB	トシテ取消スベキヤ	テ取消サレタシ
	汝ハ我語數計算ニ同意スルヤ	成ハ汝ノ語數計算ニ同意セズ我ハ各語ノ最初ノ文字及各數ノ最初ノ數字ヲ反覆ス
QTC	汝ハ傳送スベキ電報ヲ何通有スルヤ	我ハ汝ヘノ(又ハ、、、ヘノ)電報、、、通ヲ有ス
	動靜	
QTI	汝ノ眞針路如何	我眞針路ハ、、、ナリ
QTI	汝ノ速力如何	我速力ハ一時間ニ付、、、、「ノット」ハ又ハ、、、キロメートル)ナリ
QTO	汝ハ岸壁(又ハ港)ヨリ出デタルヤ	我ハ岸壁(又ハ港)ヨリ出デタリ
QTP	汝ハ岸壁(又ハ港)ニ著カントスルヤ	我ハ岸壁(又ハ港)ニ著カントス
QUG	汝ハ著水(又ハ著陸)ヲ餘儀ナクセラレントスルヤ	我ハ、、、(場所)ニ著水(又ハ著陸)ヲ餘儀ナクセラル
QVK	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於テ觀測シタル海ノ状態ヲ我ニ示シ得ルヤ	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於ケル海ハ、、、ナリ
QUU	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於テ觀測シタル「ウネリ」ヲ我ニ示シ得ルヤ	、、、(場所又ハ方位線交叉點)ニ於ケル「ウネリ」ハ、、、ナリ
	氣象	

QUB	汝ハ、、、(觀測地)ノ視界、雲ノ高サ、地上ノ風ニ關スル情報ヲ右順序ニ於テ我ニ通報シ得ルヤ	請求セラレタル情報ハ左ノ如シ 、、、
QUH	汝ハ海面ニ於ケル現在ノ氣壓ヲ我ニ示サルルヤ 無線羅針	海面ニ於ケル現在ノ氣壓ハ、、、(單位)ナリ
QTE(註1)	汝ヨリノ我真方位如何 又ハ 、、、(呼出符號)ヨリノ我真方位如何	我ヨリノ汝ノ真方位ハ、、、ナリ 又ハ 、、、(呼出符號)ヨリノ汝ノ真方位ハ、、、(時)ニ於テ、、、ナリ
QTF	汝ノ管理スル無線羅針局ノ爲シタル測定ニ基ク當局ノ位置ヲ我ニ示サルルヤ 我ニ於テ汝ノ無線羅針方位ヲ測定シ得ル爲汝ハ、、、(又ハ、、、m)ニ於テ五十秒間汝ノ呼出符號ヲ終ニ十秒間ノ線ヲ附シ傳送セラ ルルヤ	汝ヲシテ汝ノ方位及汝ノ距離ヲ決定セシムル爲ノ管理スル無線羅針局ノ爲シタル測定ニ基ク當局ノ位置ハ緯度、、、經度、、、ナリ 汝ガ我無線羅針方位ヲ測定シ得ル爲我ハ、、、(又ハ、、、m)ニ於テ五十秒間我呼出符號ヲ終ニ十秒間ノ線ヲ附シ傳送セントス
QTG	汝ヲシテ我方位及我距離ヲ決定セシムル爲無線電氣符號及水中音響符號ヲ傳送セラレタシ 汝ハ我ガ貴方ニ向フ爲無風ニ於テ採ルベキ眞針路ヲ我ニ示サルルヤ 通信ノ中止	汝ヲシテ汝ノ方位及汝ノ距離ヲ決定セシムル爲我ハ無線電氣符號及水中音響符號ヲ傳送ス 汝ガ當方ニ向フ爲無風ニ於テ採ルベキ眞針路ハ、、、(時)ニ於テ、、、度ナリ
QRT	我ハ送信ヲ中止スベキヤ 緊急	送信ヲ中止セラレタシ
QUD	汝ハ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル緊急信號ヲ受信シタリヤ 遭難	我ハ、、、(時)ニ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル緊急信號ヲ受信シタリ
QUR	、、、ヨリ受ケタル遭難呼出ハ處理セラレタルヤ	、、、ヨリ受ケタル遭難呼出ハ、、、ニ依リ處理セラレクリ
QUF	汝ハ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル遭難信號ヲ受信シタリヤ	我ハ、、、(時)ニ、、、(移動局ノ呼出符號)ガ送リタル遭難信號ヲ受信シタリ
QUM	遭難通信ハ終了シタリヤ	遭難通信ハ終了シタリ

(註1) 或種ノ航空業務ニ於テハ「眞針路」又ハ「眞方位」ハ「地理的針路」又ハ「地理的方位」ト稱ス

11 諸種ノ略語

略語	意	義
Q	然リ	
N	否	
P	移動業務ニ於ケル私報ノ表示(前置符號トシテ使用ス)	
W	語	
AA	、、、ノ後全部(反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)	
AB	、、、ノ前全部(反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ關シテ使用ス)	
AL	今傳送ヲ終リタルモノノ全部(反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)	
AS	待タレタシ	
BN	、、、ト、、、トノ間全部(反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)	
BQ	RQニ對スル返信	
CL	我ハ閉局セントス	
CS	呼出符號(呼出符號ヲ請求シ又ハ之ガ反覆ヲ請求スル爲使用ス)	
DB	我ハ汝ニ方位ヲ示スコトヲ得ズ汝ハ當局ノ目盛シタル「セクター」内ニ在ラズ	
DC	Qノ符號ノ最低限ハ方位ノ測定ニ適ス	
DF	、、、(時)ニ於ケル汝ノ方位ハ當局ノ疑ハシキ「セクター」内ニ於テ、、、ナリ但シ二度ノ誤差アルヤモ知レズ	
DG	通知シタル方位ニ誤差ヲ發見シタルトキハ通知アリタシ	

DI	汝ノ符號不良ナル爲方位疑ハシ
DJ	混信ノ爲方位疑ハシ
DL	、、、(時)ニ於ケル汝ノ方位ハ當局ノ疑ハシキ「セクター」内ニ於テ……度ナリ
DO	方位疑ハシ後刻又ハ、、、(時)ニ再ビ測定ヲ要求アレ
DP	五十哩ヲ超ユルトキハ測定ノ誤差ハ二度ニ達スルコトアルベシ
DS	汝ノ送信機ヲ調整セヨ汝ノ符號ノ最低限ハ幅廣キニ過グ
DT	我ハ汝ニ方位ヲ示スコトヲ得ズ汝ノ符號ノ最低限ハ幅廣キニ過グ
DY	我ハ雙方向式ナリ汝ノ當局ニ對スル概略方向ハ何度ナリヤ
DZ	汝ノ方位ノ測定ハ相互的ナリ(無線羅針局團ノ中央局ガ同一團ニ屬スル他ノ局ト通信スルトキニミ使用ス)
ER	當方ハ、、、(線路ノ指示ノ傳送上移動局名ノ前ニ附シテ使用ス)
GA	傳送ヲ再開セヨ(殊ニ固定業務ニ於テ使用ス)
JM	我ヨリ傳送ヲ爲シ得ルトキハ線ノ連續ヲ傳送セヨ、我傳送ヲ止メントスルトキハ點ノ連續ヲ傳送セヨ [五〇〇% (六〇〇m)ニ於テハ使用セズ]
MN	分時(可待時間ヲ示ス爲使用ス)
NW	我ハ傳送ヲ再開ス(殊ニ固定業務ニ於テ使用ス)
OK	我ハ同意ス
RQ	請求ノ表示

SA
SF
SN
SS
TR
TU
UA
WA
WB
XS
YS
ABV
ADR
CFM
COL
ITP
MSG
NIL

航空機局ノ名稱ノ表示 (通路ノ指示ノ傳送上使用ス)
 航空局ノ名稱ノ表示
 海岸局ノ名稱ノ表示
 船舶局ノ名稱ノ表示 (通路ノ指示ノ傳送上使用ス)
 移動局ニ關スル事項ノ傳送
 汝ノ協力ヲ謝ス
 同意ナリヤ
 、、、ノ次ノ語 (反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)
 、、、ノ前ノ語 (反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)
 空電
 貴局發事務報參照
 略體ニテ數字ヲ反覆セヨ (又ハ我ハ略體ニテ數字ヲ反覆ス)
 名宛 (反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)
 確認セヨ (又ハ我ハ確認ス)
 照校セヨ (又ハ我ハ照校ス)
 句讀點算入
 船舶業務ニ關スル電報ノ表示 (前置符號トシテ使用ス)
 我ハ汝ニ傳送スベキモノヲ有セズ (質問ニ對スル回答ガ否定的ナルコトヲ示ス爲「Q」略語ノ次ニ

PBL
REF
RPT
SIG
SYG
TFC
TXT

使用ス)
 額表 (反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)
 、、、ニ關シ (又ハ、、、、ヲ參照セヨ)
 反覆セヨ (又ハ我ハ反覆ス) (電報ノ全部又ハ一部ノ反覆ヲ請求スル爲又ハ反覆ヲ爲ス爲本略語ノ次ニ該當ノ表示ヲ附シテ使用ス)
 署名 (反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)
 私報ニ關スル局報ノ表示 (前置符號トシテ使用ス)
 電報
 本文 (反覆ヲ請求スル爲問符ノ次ニ附シテ使用ス)

附錄第十二號 符號ノ強度ハ明瞭度ヲ表スニ使用スル標準 (第十七條參照)

強 度	明 瞭 度
QSA 1 — 辛フジテ聞エ	QRK 1 — 讀ミ得ズ
QSA 2 — 弱シ	QRK 2 — 時時讀ミ得
QSA 3 — 稍良好	QRK 3 — 讀ミ得ルモ困難ナリ
QSA 4 — 良好	QRK 4 — 讀ミ得
QSA 5 — 極メテ良好	QRK 5 — 完全ニ讀ミ得

附錄第十三號 無線電報ノ計算ニ對スル計算書ノ様式 (第二十九條參照)

、、、、月中、、、、海岸局(又ハ、、、、海岸局(國籍)ノ媒介ニ依リ、、、、ト、、、、(國名)トノ間ニ交換

日	附發信局	著信局	語數	方		備考
				貸	借	
				「フラン」	「サンチーム」	

附錄第十四號 小電力ノ移動無線電話局ノ業務ニ於ケル手續(第三十一條参照)

一 手續ノ例左ノ如シ

第一「A」局ノ呼出

Allo B, allo B, A appelle, radiotélégramme pour vous, commutez

第二「B」局ノ應答

Allo A, allo A, B répond, B répond, envoyez votre radiotélégramme, envoyez votre radiotélégramme, commutez

第三「A」局ノ應答

Allo B, A répond, radiotélégramme commencé, de.....n°.....nombre de mots.....jour.....heure.....adresse
.....texte.....signature.....transmission du radiotélégramme terminée, je répète, radiotélégramme commencé,
de.....n°.....nombre de mots.....jour.....heure.....adresse.....texte.....signature.....radiotélégramme terminé, commutez

第四「B」局ノ應答

Allo A, B répond, votre radiotélégramme commencé, de.....n°.....nombre de mots.....jour.....heure.....adresse
.....texte.....signature....., votre radiotélégramme terminé, commutez

第五「A」局ノ應答

Allo B, A épond, exact, exact, couions.

第六 次ニ「A」局ハ通信連絡ヲ斷テ兩局ハ通常ノ聽守ヲ再開ス

備考 通信連絡ノ初ニ於テ呼出手續ハ呼出局及被呼出局トモ二回之ヲ行フ連絡ガ設定セラレタルトキハ呼出手續ハ一回ノミ之ヲ行フ
二 呼出符號、通信用略語及語辭ノ綴ヲ讀ム必要ナルトキハ左表ヲ使用スベシ

傳送スベキ數字	傳送スベキ文字	使用スベキ語辭	傳送スベキ文字	使用スベキ語辭
1	A	Amsterdam	N	New-York
2	B	Baltimore	O	Oslo
3	Q	Casablanca	P	Paris
4	D	Danemark	Q	Québec
5	E	Edison	R	Roma
6	F	Florida	S	Santiago
7	G	Gallipoli	T	Tripoli
8	H	Havana	U	Upsala
9	I	Italia	V	Valencia

0	J	Jérusalem	W	Washington
小讀點	K	Kilogramme	X	Xanthippe
歸除點	L	Liverpool	Y	Yokohama
區別符號	M	Madagascar	Z	Zurich
終點				

三 受信局が無線電報ヲ正確ニ受信シタルコトヲ確信スルトキハ第一項第四ニ掲グル反覆ハ照校無線電報ニ對スルモノヲ除キ其ノ必要ナシ反覆ヲ省クトキハ「B」局ハ左ノ様式ニ依リ傳送スル無線電報ノ受信證ヲ送ル

Allo A, B répond, bien reçu votre radiotélégramme, commutez

(註一) 一切ノ數字ノ傳送ハ二回反覆スル [en nombre] ナル語ヲ以テ豫告シ且終了ス

附錄第十五號 無線羅針方位測定(第三十二條參照)

一 一般心得

イ 移動局ニ於テ方位測定ノ請求ヲ爲サントスルトキハ一箇又ハ數箇ノ無線羅針局ヲ呼出ス前局名録ニ就キ左ノ事項ヲ調査スルコトヲ要ス

- 第一 無線羅針方位測定ヲ求メンガ爲呼出スベキ局ノ呼出符號
- 第二 無線羅針局ガ聽守スル電波及測定ヲ行フ一箇又ハ數箇ノ電波
- 第三 呼出スベキ無線羅針局ト特別線條ニ依リ連絡ニ依リ一團ト爲リ得ベキ無線羅針局
- ロ 移動局ノ執ルベキ手續ハ各場合ニ依リ異ル一般ニ左ノ事項ヲ考慮スルコトヲ要ス
 - 第一 數箇ノ無線羅針局ガ測定ヲ行フ爲ノ電波タルト其ノ他ノ電波タルトヲ問ハズ同一ノ電波ニ於テ聽守セザルトキハ測定ハ各局又ハ一定ノ電波ヲ使用スル局ノ各集合ニ對シ別々ニ之ヲ請求スルコトヲ要ス

第二 關係無線羅針局ノ全部ガ同一ノ電波ニ於テ聽守シ共通ノ電波聽守電波以外ノ他ノ電波タルコトヲ得ヲ以テ測定ヲ行ヒ得ルトキハ唯一ノ發射ニ依リ此等ノ局ニ於テ同時ニ測定ヲ爲シ得ル爲其ノ全部ヲ一緒ニ呼出スコトヲ要ス

第三 數箇ノ無線羅針局ガ特別線條ニ依リ一團ヲ爲ストキハ各局ガ送信機ヲ有スル場合ニ於テモ其ノ中ノ一局ノミヲ呼出スコトヲ要ス然レドモ此ノ場合移動局ハ必要アラバ呼出中ニ自局ガ測定ヲ求メントスル無線羅針局ヲ呼出符號ニ依リ示スコトヲ要ス

ハ 左ノ事項ハ之ヲ局名録ニ掲グ

- (イ) 方位ヲ得ル爲使用スベキ符號
- (ロ) 移動局ノ行フベキ發射ノ時間
- (ハ) 當該無線羅針局ノ使用スベキ時

二 手續

イ 方位ヲ求ムル場合

- (一) 移動局ハ無線羅針局ヲ局名録ニ其ノ聽守電波トシテ示サレタル電波ヲ以テ呼出ス呼出局ハ「QTE?」ナル略語(無線羅針局ガ移動局ナルトキハ次ニ「QTH?」ナル略語ヲ附ス)ヲ傳送シ且必要アラバ測定ヲ行ハシムル爲使用セントスル電波ヲ示ス然ル後呼出局ハ指示ヲ待ツ
- (二) 被呼無線羅針局ハ呼出局ニ傳送ヲ求ム
- (三) 呼出局ハ必要アラバ新傳送電波ノ準備ヲ爲シタル後測定ヲ行フニ十分ナル時間自局ノ呼出符號及場合ニ依リ他ノ符號ヲ之ニ附シタルモノヲ傳送シテ應答ス
- (四) 無線羅針局ハ方向及可能ナルトキハ方位ヲ決定シ左ノ順序ヲ以テ呼出局ヘ通報ヲ電送ス

⑤ 「QTE」ナル略語

- (a) 無線羅針局ヨリノ度ヲ以テ示ス眞方位
- (b) 測定時刻
- (c) 無線羅針局ガ移動スルトキハ「QTH」ナル略語ヲ前置シ緯度及經度ヲ以テ示ス該局ノ位置
無線羅針局ガ測定ノ結果不良ト認ムルトキハ呼出局ニ對シ(三)ニ掲グル發射ノ反覆ヲ求ム
- (五) 呼出局ガ測定ノ結果ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ無線羅針局ニ對シ之ヲ反覆ス次ニ無線羅針局ハ反覆ノ正確ナルコトヲ確認シ又ハ場合ニ依リ右通報ヲ再ビ反覆シテ校正ス無線羅針局ニ於テ移動局ガ右通報ヲ正確ニ受ケタルコトヲ確知スルトキハ「通信完了」ノ符號ヲ傳送ス此ク符號ハ測定ノ終了シタル表示トシテ呼出局之ヲ反覆ス
- 一團トシテ組織セラレタル二箇又ハ數箇ノ無線羅針局ヨリノ位置ヲ求ムル場合
呼出局ガ無線羅針局ノ中央局ヨリ其ノ位置ノ通知ヲ受クルコトヲ欲スルトキハ呼出局ハ前記ノ如ク中央局ヲ呼出シ「QTH」ナル略語ヲ使用シテ位置ヲ要求ス(註一)
- 中央局ハ呼出ニ應答シ無線羅針局ノ準備整ヒタルトキハ呼出局ニ傳送ヲ求ム中央局ハ位置ヲ測定シタルトキハ前記ノ如ク「QTH」ナル略語ヲ使用シテ呼出局ニ之ヲ傳送ス
- (註一) 通則トシテ海岸局ハ位置ヲ示サズ
- ハ 一團トシテ組織セラレタル二箇又ハ數箇ノ無線羅針局ヨリノ同時測定ヲ求ムル場合
測定ノ要求アルトキハ無線羅針局團ノ中央局ハ前記ロニ於ケル如ク手續シ次ニ一團ノ各局ノ測定シタル方位ヲ傳送ス各方位ニハ之ヲ測定シタル局ノ呼出符號ヲ前置ス

附錄第十六號 國際無線通信諮問委員會內部規則(規則第三十三條參照)

第一條 組織主管廳、定義及職務

組織主管廳トハ國際無線通信諮問委員會ノ會合ヲ組織スルコトヲ任務トスル主管廳ヲ謂フ該主管廳ノ職務ハ其ノ組織シタル會

合ノ閉會ヨリ五月後ニ終了ス

第二條 會合ノ招請

- 一 組織主管廳ハ會合ノ場所及正確ナル日期日ヲ定メ少クトモ一年前ニ聯合事務局ノ媒介ニ依リ他ノ主管廳ニ之ヲ通知ス
- 二 右期日ヨリ少クトモ六月前ニ組織主管廳ハ聯合事務局ノ媒介ニ依リ國際電氣通信聯合ノ一切ノ主管廳及第三十三條第二項第二節ニ掲グル國際機關ニ右會合ニ對スル招請狀ヲ發ス

主管廳ハ其ノ認メタル私企業並ニ會合ニ對スル參加ヲ有用ナリト認ムル國際機關ニ招請狀ヲ通知ス

會合ヨリ少クトモ四月前ニ右主管廳ハ其ノ回答、無線通信規則ニ加入シタル各自ノ政府ノ認メタル私企業ノ回答並ニ前節ニ掲グル國際機關ノ回答ヲ聯合事務局ニ送付ス

第三十三條第二項第二節ニ掲グル國際機關ハ其ノ回答ヲ定メラレタル期間内ニ聯合事務局ニ直接送付ス

無線電氣業務ガ私企業ニ依リ行ハルル國ニ關シテハ此等ノ私企業及他ノ國際機關ハ夫々二箇ノ政府ノ媒介ニ依リ組織主管廳ノ招請狀ヲ受領ス

三 左ノ者ハ會合ニ參加ヲ許可ス

- (i) 權利トシテ、無線通信規則ニ加入シ又ハ加入セザル主管廳ノ專門家(代表委員)各自ノ政府ノ認メタル私企業ノ專門家(代表者)及第三十三條第二項第二節ニ掲グル國際機關ノ專門家(傍聽者)
- (ii) 權利トシテ、聯合事務局長又ハ其ノ代表者及他ノ國際諮問委員會ノ代表者
- (iii) 開會ノ總會ノ決議ヲ經テ、主管廳ニ依リ通知セラレタル他ノ國際機關ノ專門家(傍聽者)
- (iv) 組織主管廳ハ會合ノ五月前ニ意見ノ分類並ニ委員會間ニ於ケル問題ノ分配ヲ參酌シ其ノ提案セント欲スル委員會ノ構成ヲ一切ノ主管廳ニ通知ス會合開會期日ノ直前ニ代表部ノ長ハ右提案ヲ審議スル爲會合ス

第三條 開會ノ總會、國際無線通信諮問委員會ノ會合ノ議長ノ職務

- 一 開會ノ總會ハ組織主管廳ノ代表者之ヲ主宰ス右總會ハ必要ナル委員會ヲ設置シ審議スベキ問題ヲ其ノ種類ニ從ヒ之ニ分配ス該總會ハ國際無線通信諮問委員會ノ會合ノ議長及一人又ハ數人ノ副議長並ニ各委員會ノ議長一人又ハ數人ノ副議長及一人又ハ數人ノ報告者ヲ指名ス該總會ハ又前條第三項(イ)ニ規定スル國際機關ノ許可ニ付決定ヲ爲ス
- 二 國際無線通信諮問委員會ノ會合ノ議長ハ總會ヲ主宰シ且會合ノ議事ノ一般的指揮ヲ爲ス副議長ハ議長ヲ補佐シ議長不在ノ場合之ニ代ル

第四條 書記局

國際無線通信諮問委員會ノ會合ノ書記局ハ聯合事務局之ニ當ル

第五條 總會ノ議事録

原則トシテ總會ノ議事録ハ代表委員ノ陳述ヲ其ノ要點ノミニニ付採録ス尤モ各代表委員ハ遲クトモ會議ノ終了ニ次グ二時間内ニ正文ヲ提出スルコトヲ條件トシテ其ノ爲シタル一切ノ陳述ノ摘要又ハ全部ヲ議事録ニ掲載スルコトヲ請求スル權利ヲ有ス

第六條 總會ニ於ケル國語及投票方法

- 一 總會ニ於テ使用セラルル國語ハ條約第二十一條ニ掲グル國語トス
- 二 總會ニ於テハ聯合事務局ノ無線通信業務ノ經費ヲ分擔シ且前回ノ全權委員ノ會議又ハ主管廳會議ニ於テ表決權ヲ作シタル主管廳ノ代表部ニ限り表決權ヲ有ス(※) 他ノ一切ノ主管廳私企業及第三十三條第二項第二節ニ掲グル國際機關、聯合事務局長及他ノ諮問委員會ノ代表者ハ表決ニ加ハラザル發言權ノミヲ有ス尤モ一國ガ表決權ヲ有スル主管廳ノ代表ヲ派遣セザルトキハ該國ノ私企業ノ代表者ハ其ノ全體ノ爲ニ且其ノ數ヲ問ハズ一箇ノ表決權ヲ行使ス
- 三 重大ナル理由ニ因リ會合ニ出席スルコト能ハザル代表部ハ其ノ一箇又ハ數箇ノ投票權ヲ他ノ代表部ニ委任スル權能ヲ有ス

尤モ此ノ場合ニ於テ同一ノ代表部ハ自己ノ投票權ヲ合シ二箇ヲ超ユル代表部ノ投票權ヲ行使スルコトヲ得ズ

- 四 提案ハ爲サレタル投票ノ絕對多數ヲ得タル場合ニ非ザレバ之ヲ採擇セズ贊否同數ノ場合ニ於テハ提案ハ之ヲ棄却ス
- 五 投票ハ舉手ニ依リ又ハ一代表部ノ請求アルトキハ參加國ノ佛蘭西語名ノ「アルファベット」順ニ於ケル指名點呼ニ依リ之ヲ行フ舉手ノ場合ニ於テハ議事録ニハ提案ニ贊成投票ヲ爲シタル代表部ノ數及反對投票ヲ爲シタル代表部ノ數ヲ記載シ指名點呼ノ場合ニ於テハ議事録ニハ提案ニ贊成投票ヲ爲シタル代表部及反對投票ヲ爲シタル代表部ヲ記載ス

(※) 一般無線通信規則ニ加入セザリシ主權國ニシテ二箇ノ全權委員ノ會議又ハ主管廳會議ノ間ニ於テ加入シタルモノハ「カイロ」會議ニ於テ定メタル投票權ニ關スル原則ヲ考慮シ表決權ヲ有スルコトヲ得ベシ

第七條 委員會、小委員會及小小委員會ノ機能

- 一 總會ニ依リ設置セラレタル委員會ハ之ヲ小委員會ニ又小委員會ハ之ヲ小小委員會ニ分ツコトヲ得
- 二 各委員會ノ議長ハ各小委員會及小小委員會ノ議長及一人又ハ數人ノ報告者ノ選任ヲ各自ノ委員會ノ承認ニ付ス
- 三 議長ハ私工業ノ専門家ノ協力ガ有用ナリト認メラルトキハ委員會ノ一定ノ會議ニ其ノ參加ヲ招請スルコトヲ得
- 四 各委員會ノ意見ニハ該意見ガ投票者ノ全部ノ一致ヲ以テ又ハ多數決ヲ以テ採擇セラルルカニ從ヒ「全部ノ一致ヲ以テ」又ハ「多數決ヲ以テ」ナル用語ヲ附スルコトヲ要ス
- 五 第五條及第六條ノ規定ハ委員會、小委員會及小小委員會ノ議事ニ之ヲ適用ス尤モ第六條第二項ニ定ムル條件ニ適合シ且右委員會、小委員會及小小委員會ニ參加ヲ指名セラレタル代表部及代表者ニ限り表決權ヲ有ス

第八條 文書ノ刊行

聯合事務局ハ主管廳ノ用ニ供スル意見及一般的文書ノ集中及刊行ノ爲國際無線通信諮問委員會ノ各種ノ議事ニ參加ス

第九條 閉會ノ總會

- 一 閉會ノ總會ニ於テ議長ハ意見表、未決問題表及右委員會ヨリ提出セラレタル新問題ノ表ヲ報告ス

- 二 議長ハ場合ニ依リ發表セラレタル意見ノ最終的採擇ヲ承認ス表決ヲ爲ストキハ「全部ノ一致ヲ以テ」又ハ「多數決ヲ以テ」ナル用語ヲ該表決ニ適用ス
- 三 總會ハ次デ研究ヲ要スル未決問題及新問題ノ表ヲ作成ス總會ハ二會合ノ間ニ於テ前記問題ヲ研究シ國際無線通信諮問委員會ニ付議スベキ意見ヲ準備スルコトヲ任務トスル「主管廳團」ノ組織ヲ行フ
- 各主管廳團ニ付總會ハ主宰主管廳並ニ協力スベキ主管廳、私企業及國際機關ヲ指定ス
- 四 國際無線通信諮問委員會ハ同總會ニ於テ關係代表部ノ提議ニ依リ又ハ承諾ヲ受ケ次回會合ヲ組織スベキ主管廳及該會合ノ概略ノ期日ヲ指定ス

第十條 費用ノ割當及支拂

國際無線通信諮問委員會ノ會合ニ關スル費用ハ參加シタル主管廳、私企業及國際機關ノ間ニ之ヲ割當ツ費用ノ割當ノ爲參加者ヲ四等ニ區分シ各左ノ一定單位數ノ割合ニ於テ分擔ス

第一等 二十五單位

第二等 二十單位

第三等 十五單位

第四等 十單位

最初ノ三等ハ主管廳ニシテ其ノ政府ガ條約第十七條ニ規定スル最初ノ三等ニ列セラルルモノヲ包含ス

第四等ハ主管廳ニシテ其ノ政府ガ條約第十七條ノ最後ノ三等ニ列セラルルモノ並ニ參加シタル私企業及國際機關ヲ包含ス
分擔額ハ條約第十七條第三項第五節ノ規定ニ從ヒ之ヲ支拂フコトヲ要ス

第十一條 事務ノ分配及審議

一 會合終了後主管廳、私企業及國際機關ガ諮問委員會ニ付議スルコトヲ欲スル一切ノ新問題ハ各問題ノ範圍ヲ明確ナラシム

ベキ説明ヲ添附シ聯合事務局ニ之ヲ提出ス

尤モ新問題ハ請求ガ少クトモ五箇ノ參加主管廳ノ支持アルニ非ザレバ之ヲ研究ニ付セラレザルベシ

二 新問題ガ現存主管廳團ノ權限内ノモノナルトキハ聯合事務局ハ右團ノ主宰主管廳ガ此ノ新問題ヲ研究スルコトヲ受諾スルヤヲ知ル爲該主管廳ニ問合ヲ爲ス拒絕ノ場合ニ於テハ聯合事務局ハ第三項及第四項ノ規定ニ從ヒ處置ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ聯合事務局ハ現存主管廳團ニ對スル新問題ノ割當ニ付又ハ場合ニ依リ右ノ問題ヲ委託スベキ新主管廳團ノ構成ニ付及主宰主管廳タルコトヲ依頼スベキ主管廳ノ選擇ニ付通信ニ依リ一切ノ主管廳團ト協議ス

四 主管廳團ガ新主管廳團ノ構成ニ贊成スル場合ニ於テハ之ニ參加シ得ベキ主管廳及主宰主管廳タルコトヲ依頼シ得ベキ主管廳ヲ指示スルコトヲ要ス聯合事務局ハ右ノ主管廳團ヲ構成スル爲關係主管廳ニ右意見ヲ通知ス

主管廳團ノ意見ガ全部ノ一致ヲ見ザルトキハ聯合事務局ハ多數ノ意見ニ從ヒ處置スベシ

第十二條 會合ノ準備

一 會合ニ關スル一切ノ書類ハ聯合事務局ニ於テ之ヲ印刷シ且配布ス

二 (一) 問題ノ研究ガ主管廳團ニ委託セラレタルトキハ主宰主管廳ハ問題ノ研究ヲ行フニ必要ナル處置ヲ執ルモノトス之ガ爲主宰主管廳ハ事務ノ管理ヲ擔當シ且協力スベキ主管廳、私企業及國際機關ノ會合ヲ招集スル權限ヲ有ス右會合ハ協力スベキ主管廳ノ多數ガ贊成シタルトキニ限り之ヲ行フベシ

(二) 問題ハ能フ限り通信ニ依リ之ヲ解決スルコトヲ要ス主宰主管廳ハ之ガ爲協力スベキ主管廳、私企業及國際機關ト文書ヲ以テ直接通信スルコトヲ得然レドモ此ノ方法ニ依リ問題ノ完全ナル解決ヲ得ザルトキハ主宰主管廳ハ研究問題ヲ口頭ヲ以テ討議スルコトヲ得ル爲適當ナル場所ニ於ケル會合ヲ提議スル權利ヲ有ス

(三) 主管廳團ハ私工業ノ専門家ノ協力ガ有用ナリト認メラルルトキハ其ノ一定ノ研究及討議ニ參加ヲ招請スルコトヲ得
三 主宰主管廳ハ國際無線通信諮問委員會ノ會合ノ期日ヨリ遅クトモ五月前ニ聯合事務局ニ其ノ一般報告ヲ送達スルコトヲ要

四 會合終了後問題ノ研究ニ協力セント欲スル主管廳、私企業及國際機關ハ其ノ請求ヲ當該主宰主管廳ニ發送スルコトヲ要ス
主宰主管廳ハ聯合事務局ノ仲介ニ依リ一切ノ主管廳ニ之ヲ通知ス

第十三條 他ノ國際機關ノ會合ニ於ケル國際無線通信諮問委員會ノ代表

- 一 他ノ國際機關ガ其ノ會合ニ國際無線通信諮問委員會ノ參加ヲ欲スルトキハ其ノ請求ヲ聯合事務局ニ發送スルコトヲ要ス
- 二 聯合事務局ハ招請ニ對スル措置ニ付一切ノ參加主管廳ト通信ニ依リ協議ス代表ノ費用ハ國際無線通信諮問委員會ヲ代表スルコトヲ委託セラレタル専門家ノ屬スル主管廳ノ負擔トス
- 三 一切ノ場合ニ於テ聯合事務局ハ關係國際機關ニ對シ其ノ請求ニ關スル決定ヲ通知シ且之ヲ國際無線通信諮問委員會ノ加入者ニ通知ス

國際電氣通信條約(千九百三十二年)附屬一般無線通信規則(千九百三十八年)最終議定書

國際電氣通信條約附屬一般無線通信規則ノ署名ニ際シ下ニ署名スル代表委員ハ左ノ宣言ヲ承認ス

一 獨逸國ノ代表部ハ獨逸國ガ無線電話ニ依リ爲サル若干ノ特別新聞業務ノ爲一〇五% (二八五七m) 及一一七・五% (二二五三m) ノ電波ノ使用ヲ維持スル權利ヲ留保スルコトヲ正式ニ宣言ス

二 「コロンビア」共和國ハ其ノ地域内ニ於ケル不便ナル狀況ニ鑑ミ熱帶地方ノ無線放送ニ對スル四七七〇乃至四九〇〇% (六一・八九乃至六一・二二m) ノ周波數帯内ニ於テ定メラレタル制限ヲ受諾セズ且在「ベルン」國際電氣通信聯合事務局ニ豫メ登録セラレタル限り現存業務ノ獲得シタル權利ハ之ヲ尊重シ右周波數帯ニ包含セラルル周波數ヲ使用スベシ

三 佛領殖民地ハ固定業務ニ對シ許可セラレタル周波數帯内ニ於テ相當ノ周波數ヲ取得シ得ザル限り九六〇〇乃至九七〇〇% (三一・二五乃至三一・九三m) ノ周波數帯内ニ於テ其ノ現ニ使用スル周波數ノ使用ヲ繼續スル權利ヲ留保ス

四 西班牙國主管廳ハ許可セラレタル周波數帯内ニ於テ相當ノ周波數ヲ取得シ得ル迄固定業務ノ周波數帯内ニ在ル一定ノ周波數(九四九〇% (三一・六一m)、九八六〇% (三〇・四三m)、一〇三六五% (二八・九四m))ヲ短波ニ依ル無線放送ニ對シ使用スルコトヲ繼續スル權利ヲ留保ス

五

「アメリカ」合衆國ハ二一六五〇乃至二一七五〇%（一三・八六乃至一三・七九m）ノ周波數帶ヲ移動業務並ニ無線放送業務ニ對シ使用スル權能ヲ留保ス

六

「フィンランド」國ハ新地域協定ニ依リ別段ノ處置ヲ執リ得ルニ至ラザル限り二八三五乃至二八六〇%（一〇・五・八乃至一〇・四・九m）ノ周波數帶ヲ其ノ海上移動業務ニ對シ使用スルコトヲ繼續スル權利ヲ留保ス

七

佛蘭西國ハ固定業務ニ對シ許可セラレタル周波數帶内ニ於テ相當ノ周波數ヲ取得シ得ザル限り九六〇〇乃至九七〇〇%（三・一・二五乃至三・〇・九三m）ノ周波數帶内ニ於テ其ノ現ニ使用スル周波數ノ使用ヲ繼續スル權利ヲ留保ス

八

「ハンガリー」國政府ハ一般無線通信規則ノ範圍ニ於テ「ハンガリー」國ノ利益ヲ保護スル爲其ノ必要ト認ムル業務ヲ五一五乃至五五〇%（五・八三乃至五・四五m）ノ周波數帶内ニ於テ行フ權利ヲ留保ス

九

「ポーランド」國政府ハ一般無線通信規則ノ範圍ニ於テ「ポーランド」國ノ利益ヲ保護スル爲其ノ必要ト認ムル業務ヲ五一五乃至五五〇%（五・八三乃至五・四五m）ノ周波數帶内ニ於テ行フ權利ヲ留保ス

十

「ポルトガル」國主管廳ハ短波無線放送ニ割當テラレタル周波數帶内ニ於テハ其ノ海外領土ニ對スル無線放送業務ヲ行フコトガ右周波ノ不足ニ依リ不可能ト認メラルル場合ニ於テハ其ノ使用スルコトヲ得ザル一切ノ周波數帶ニ隣接スル周波數ヲ使用スル權利ヲ留保スルコトヲ正式ニ宣言ス右例外ノ場合ニ使用スベキ一周又ハ數箇ノ周波數ハ現存業務ニ混信ヲ及ボサザル様選擇セラルベシ

十一

瑞典國ノ代表委員ハ瑞典國主管廳ガ八五二五%（三・五・一九m）ノ周波數ニ代ルベキ相當ノ周波數ヲ取得シ得ル迄右周波數ヲ其ノ海上業務ニ對シ使用スル權利ヲ留保スルコトヲ正式ニ宣言ス

十二

瑞西國主管廳ハ傳播ノ見地ヨリ他ニ相當ノ周波數ガ次回歐羅巴會議ニ依リ該主管廳ニ割當テラレザル限り四〇一%（七・四八m）ノ周波數ヲ「ジュネーヴ」局ノ無線放送發射ノ爲使用スルコトヲ繼續スル權利ヲ留保ス尙該主管廳ハ自國ノ無線標識業務ト特別ノ協定ヲ爲ス用意ヲ有ス

十三

「ヴェネズエラ」合衆國ノ代表部ハ其ノ政府ガ現ニ左ノ周波數ヲ以テ動作スル無線電話送信機ヲ該政府ガ必要ト認ムル部度無線放送ヲ行フ爲使用スル權利ヲ留保ス

八一七三%及五二二〇%（三・六・七〇及五・七・四七m）送信機「YVA」

七九二〇%及五二一五%（三・七・八八及五・七・五三m）送信機「YVB」

七八四二%及五〇三五%（三・八・二六及五・九・五八m）送信機「YVO」

一三三四五%及六六七二%（一・二・四八及四・九・六m）送信機「YVQ」

一八二九五%及九一四七%（一・六・四〇及三・一・八〇m）送信機「YVR」

右代表部ハ又熱帶地方ノ無線放送ニ留保セラレタル周波數帶「二〇〇〇乃至三五〇〇%（一五・〇乃至八五・七一）ノ周波數及三五〇〇乃至五二〇〇%（八・五・七一乃至五・七・六九m）ノ周波數」ニ於ケル所定ノ制限ヲ受諾セザルコトヲ聲明ス右代表部ハ又所定ノ電力制限ヲモ受諾セズ

從テ「ヴェネズエラ」主管廳ハ一般無線通信規則ノ表ニ依リ分配ヲ履行スル爲可能ナル一切ノ努力ヲ爲スベシ然レドモ其ノ業

務ヲ制限シ又ハ之ヲ害スル事態ニ直面シタルトキハ該主管廳ハ他ノ國ニ設定セラレ且既ニ在「ベルン」國際電氣通信聯合事務局ニ登録セラレタル業務ノ先順位ハ之ヲ尊重シ右ノ業務ヲ保護スル爲必要ナル一切ノ處置ヲ執ルベシ

七

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ代表部ハ其ノ主管廳ガ左ノ周波數帯ヲ其ノ領土ニ使用スル權利ヲ留保スルコトヲ正式ニ宣言ス

一 無線放送用

一五〇乃至 一六〇%

東經四十度ノ子午線以東ニ在ル「ソヴィエト」聯邦ノ領域

二六五乃至 二八五%

三四〇乃至 四一五%

東經四十度ノ子午線以東ニ在ル「ソヴィエト」聯邦ノ領域、「ソヴィエト」聯邦ノ歐羅巴部分ノ領域ニ於テハ現存ノ無線放送局ハ之ヲ維持ス三四〇乃至四一五%ノ周波數帯ノ無線放送ニ對スル使用ニ付テハ「ソヴィエト」聯邦主管廳ハ之ヲ「ソヴィエト」聯邦ノ全領域ノ航空業務ニ對シ一般規則ノ定ムル右周波數帯ノ基本割當ヲ補足スル二次的ノモノト看做ス

五一〇〇乃至五二〇〇%

東經四十度ノ子午線以東ニ在ル「ソヴィエト」聯邦ノ領域

一五三五〇乃至一五四五〇%

「ソヴィエト」聯邦ノ全領域

二 「ソヴィエト」聯邦ノ全領域ニ於ケル航空業務用

六六〇〇乃至 六六七五%

八四三〇乃至 八四八〇%

一一二〇〇乃至一一三〇〇%

一一六三〇乃至一二七七〇%

一七二二〇乃至一七二五〇%

二二一〇〇乃至二二二〇〇%

五

「リスアニア」國ノ代表部ハ其ノ主管廳ガ該國ノ無線放送局ニ對シ適當ナル他ノ周波數ヲ見出シ得ル迄二五〇乃至一六〇%（二〇〇〇乃至一八七五m）ノ周波數帯内ニ於ケル該局ノ通信周波數ヲ維持スル權利ヲ留保スルコトヲ正式ニ宣言ス

六

「グレート、ブリテン」國ノ代表部ハ「リスアニア」國ノ代表部ノ宣言ニ鑑ミ「カウナス」無線放送局ノ電力ノ増加又ハ周波數ノ變更ノ結果該局ガ一五〇乃至一六〇%ノ移動周波數帯内ニ於テ動作スル「グレート、ブリテン」國ノ海上移動業務ニ對シ現ニ與フル妨害ヲ増大スル場合ニ於テハ「グレート、ブリテン」國主管廳ガ送信機ノ電力ノ増加又ハ右周波數帯内ニ於テ右業務ノ使用スル周波數ノ變更ニ依リ其ノ海上業務ヲ保護スル權利ヲ留保スルコトヲ正式ニ宣言ス「グレート、ブリテン」國ノ代表部ハ本留保適用ノ結果一五〇乃至一六〇%ノ周波數帯内ニ於テ動作スル無線放送業務ニ與ヘラルコトアルベキ一切ノ妨害ニ對スル責任ハ「リスアニア」國主管廳ニ屬スベキコトヲ宣言ス

七

「リスアニア」國ノ代表部ノ留保ニ關聯シ「ルーマニア」國ノ代表部ハ「ルーマニア」主管廳ガ右ノ結果生ズルコトアルベキ混信ニ對シ其ノ無線放送業務ヲ保護スル爲必要ナル一切ノ處置ヲ執ルベキコトヲ正式ニ宣言ス

八

前掲ノ宣言ノ何レカニ基ク處置ニ依リ一般無線通信規則ノ當事者タル國ノ無線電氣業務ガ妨害セララルル場合ニ於テハ此等ノ國ハ第三者ヲ害スルコトナク其ノ一切ノ種類ノ業務ノ良好ナル運用ヲ確保シ得ベキ一切ノ處置ヲ執ル權利ヲ留保スルニ此等ノ

國ハ周波數ノ通告ニ付一般無線通信規則第十六條第一項第六節ニ定ムル期間ニ依ラザル權利ヲ留保ス
右證據トシテ下ノ代表委員ハ本議定書ヲ作成シ「エジプト」國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルベキ右議定書ノ一通ニ署名シタリ
其ノ認證謄本一通ハ各條約政府ニ交付セラルベシ

千九百三十八年四月八日「カイロ」ニ於テ之ヲ作成ス

南「アフリカ」聯邦及南西「アフリカ」委任統治領

伊太利領東「アフリカ」

獨逸國

「アルゼンティン」共和國

「オーストラリア」聯邦

白耳義國

「ビルマ」

「ブラジル」國

「ブルガリア」國

「カナダ」

「チリ」國

中華民國

「ヴァティカン」市

「コロンビア」共和國

佛領殖民地

「ポルトガル」領殖民地

瑞西聯邦

白耳義領「コンゴ」及「ルアンダ・ウルンディ」委任統治領

「コスタ・リカ」國

「キューバ」國

「キュラサオ」及「スリナム」

丁抹國

「ダンチッヒ」自由市

「エーダ」海ノ伊太利領諸島

「エジプト」國

「サルヴァドル」共和國

西班牙國

「エストニア」國

「アメリカ」合衆國

「フィンランド」國

佛蘭西國

「グレート・ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國

希臘國

- 「グアテマラ」國
- 「ホンデュラス」共和國
- 「ハンガリー」國
- 英領印度
- 蘭領印度
- 「イラン」國
- 「イラク」國
- 「アイルランド」國
- 「アイスランド」國
- 伊太利國
- 日本國
- 朝鮮、臺灣、樺太、關東州租借地及日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル南洋群島
- 「ラトヴィア」國
- 「レバノン」
- 「リビア」
- 「リスアニア」國
- 「モロッコ」國
- 「ニカラグア」國
- 諾威國

- 「ニュージーランド」
- 「パナマ」共和國
- 「パラグアイ」國
- 和蘭國
- 「ペルー」國
- 「ポーランド」國
- 「ポルトガル」國
- 南「ローデシア」
- 「ルーマニア」國
- 瑞典國
- 「シリア」
- 「チェッコスロヴァキア」國
- 「テュニス」國
- 「トルコ」國
- 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦
- 「ウルグアイ」國
- 「ヴェネズエラ」國
- 「ユーゴスラヴィア」國
- 「モロッコ」保護領西班牙地帶

國際電氣通信條約附屬追加無線通信規則

第七編 國際電氣通信條約附屬追加無線通信規則

目次

第一條 無線通信ニ對スル電信規則及電話規則ノ適用	五五
第二條 料 金	五五
第三條 移動業務ニ於ケル通信ノ先順位ノ順位	五九
第四條 無線電報ノ賴信時刻	五九
第五條 無線電報ノ名宛	五〇
第六條 疑ハシキ受信、重複傳送、長距離無線通信	五〇
第七條 移動業務ノ局ノ中繼	五二
第八條 不交付ノ事務報	五三
第九條 陸上局ニ於ケル無線電報ノ保管期間	五三
第十條 海上無線書信	五五
第十一條 特別無線電報、課金指定	五七
第十二條 同報無線通信	五八
第十三條 航空機ト交換スル無線電報	五九
第十四條 追加規則ノ施行	六〇

◎國際電氣通信條約(一九三二年)附屬追加無線通信規則(一九三八年)
(「マドリッド」)附屬追加無線通信規則(「カイロ」改正) 昭和十三年十二月二十四日 告示第四千十八號

第一條 無線通信ニ對スル電信規則及電話規則ノ適用

- 一 電信規則、電話規則及同附屬議定書ノ規定ハ無線通信規則ニ別段ノ規定ナキ限り無線通信ニ之ヲ適用ス
- 二 (一) 無線電報ハ左ノ各條ニ規定スル例外ヲ除クノ外電信規則ニ於テ電報ニ關シ定メラルル規定ニ從ヒ記載セラレ且取扱ハ
ル

- (二) 國際通信書ノ文字ノ集合ノ使用ハ船舶ト交換スル無線電報ニ之ヲ許可ス

- 三 「RADIO」又ハ「AERADIO」ナル語ハ夫々局名録ニ於テ無線電報ノ名宛中ニ記載セラルル陸上局名ニ常ニ附記セラルルヲ以テ此ノ語ハ無線電報ノ傳送上額表ノ始ニ局用記事トシテ附セザルコトヲ要ス

第二條 料 金

- 一 移動局ヨリ發シ若ハ之ニ著スル無線電報又ハ移動局間ニ交換セラルル無線電報ノ料金ハ場合ニ從ヒ左ノモノヨリ成ル
 - (A) 發信若ハ著信ノ移動局又ハ此ノ兩局ニ屬スル移動局料
 - (B) 傳送ニ關與スル陸上局ニ屬スル陸上局料(第三項第二節參照)
 - (C) 通常ノ規則ニ從ヒ計算スル一般ノ電氣通信線路系上ノ傳送ニ對スル料金
 - (D) 發信人ノ請求ニ依ル特別取扱ニ對スル料金
- 二 (一) 陸上局料及移動局料ハ本規則第十條ニ規定スル場合ヲ除キ最低限料金ヲ徵收スルコトナク單純ナル一語ニ對スル料金ニ從ヒ之ヲ定ム
- (二) 陸上局料ノ最高限ハ一語ニ付六十「サンチム」(「フラン」六〇)トス移動局料ノ最高限ハ一語ニ付四十「サンチム」(「フラン」四〇)トシ航空機(航空船ヲ含マズ)ニ對スル移動局料ハ通則トシテ一語ニ付二十「サンチム」(「フラン」二〇)トシテ之ヲ定ム

ラニ(10)トス

主管廳ハ其ノ徵收スル通常料金ヲ聯合事務局ニ通告スルコトヲ得

(三) 未ダ局名録ニ掲載セラレザル局ニ關スル無線電報ニ對スル陸上局料又ハ移動局料ハ課金スル局ニ於テ職權ヲ以テ之ヲ定ム右料金ハ關係主管廳ガ通常料金トシテ指示シタル料金又ハ斯カル指示ナキトキハ第二節ニ掲グル最高限トス

(四) 尤モ各主管廳ハ設備又ハ經營上例外的ニ多額ノ費用ヲ要スル陸上局又ハ航空機局ノ場合ニ於テハ前記最高限ヲ超過スル陸上局料又ハ移動局料ヲ定メ又ハ之ヲ認可スル權能ヲ留保ス

(五) 電信規則第二十六條第三項ニ規定スル五語ノ料金ニ等シキ徵收最低限料金ハ無線電報ノ無線電信ノ經過ニ之ヲ適用セズ

三 (一) 陸上局ガ移動局間ノ媒介トシテ使用セラルルトキハ一箇ノ陸上局料ノミヲ徵收ス送信ノ移動局トノ交換ニ適用セラルル陸上局料ガ受信ノ移動局トノ交換ニ適用セラルル陸上局料ト異ル場合ニ於テ徵收スベキ料金ハ右二料金中高額ノモノトス尙電氣通信線路上ノ傳送ニ對シ適用セラルルモノトシテ第五項ニ掲グル料金ト同額ノ領土電信料ヲ徵收スルコトヲ得

(二) 發信人ノ請求ニ依リ二箇ノ陸上局ガ二箇ノ移動局間ノ媒介トシテ使用セラルルトキハ各局ノ陸上局料並ニ二局間ノ經過ニ對スル電信料ヲ徵收ス

四 中繼業務及中繼料ハ本規則第七條ニ之ヲ定ム

五 (一) 一國ヨリ發シ又ハ之ニ著スル無線電報ガ直接ニ其ノ國ノ陸上局ト交換セラルル場合ニ於テ其ノ國ノ國內電氣通信線路上ノ傳送ニ適用スベキ電信料ハ原則トシテ最低限料金ヲ徵收スルコトナク單純ナル一語ニ對スル料金ニ從ヒ之ヲ計算ス此ノ料金ハ陸上局ノ屬スル主管廳ヨリ聯合事務局ニ金「フラン」ヲ以テ之ヲ通告ス

(二) 一國ノ國內電氣通信系ガ政府ニ依リ運用セラレザルニ因リ該國ガ徵收最低限料金ノ適用ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ聯合事務局ニ通知スルコトヲ要シ同局ハ局名録中一語料金ノ表示ノ次ニ此ノ最低限料金額ヲ記載ス此ノ記載ナキトキハ適

用スベキ料金ハ最低限料金ノ徵收ナキ單純ナル一語ニ對スル料金トス

六 同文無線電報及航行局ヨリ陸地ヘノ方向ニ於ケル郵便ニ依リ交付スベキ無線電報(本規則第十一條)ニ付移動局ノ徵收スル補足料金ハ電信規則ノ定メタル最高限料金トス

七 移動局及他國間ノ無線電報ノ交換ニ對シ媒介ヲ爲ス陸上局ヲ領域内ニ設置スル國ハ電信料ノ適用上之ヲ該無線電報ノ發信國又ハ著信國ト看做シ中繼國ト看做サズ

八 無線電報ノ總料金ハ左ノモノヲ除クノ外之ヲ發信人ヨリ徵收ス

第一 著信ノ際徵收スベキ別使ノ費用(電信規則第六十二條第五項第二節)

第二 著信局又ハ著信移動局ノ認メタル許可セラレザル語辭ノ聯集又ハ變改ニ適用スベキ料金(電信規則第二十三條第一項)該料金ハ受信人ヨリ之ヲ徵收ス

九 傳送上及國際計算上發信局ノ語數ノ計算ハ移動局著無線電報ニ關シ確定的ノモノトシ發信移動局ノ語數ノ計算ハ移動局發無線電報ニ關シ確定的ノモノトス尤モ無線電報ガ移動局發ノ場合ニ於テ著信國ノ國語ノ一ヲ以テ又移動局著ノ場合ニ於テ移動局ノ屬スル國ノ國語ノ一ヲ以テ全部又ハ一部記載セラレ且該國語ノ用法ニ反スル語辭ノ聯集又ハ變改ヲ包有スルトキハ場合ニ從ヒ著信局又ハ著信移動局ハ未徵收ノ料金額ヲ受信人ヨリ取立ツル權能ヲ有ス支拂拒絕ノ場合ニ於テハ無線電報ハ之ヲ交付セザルコトヲ得

十 (一) (イ) 氣象無線電報トハ公ノ氣象業務又ハ斯ノ如キ業務ト公ノ關係ニ在ル局ヨリ發シ右ノ業務又ハ局ニ宛テ專ラ氣象觀測又ハ氣象豫報ヲ包含スル無線電報ヲ謂フ

(ロ) 右無線電報ハ名宛ノ始ニ必ズ「OBS」ナル課金指定ヲ包有ス

右課金指定ニ限り許可セラル

(二) 發信人ハ請求アルトキハ其ノ無線電報ノ本文ガ前記條件ニ適合スルコトヲ宣言スルコトヲ要ス

- 十二 移動局ハ無線電報ノ課金ニ必要ナル料金ノ知識ヲ有スルコトヲ要ス尤モ該局ハ場合ニ依リ陸上局ニ間合ヲ爲スコトヲ得陸上局ノ指示スル料金額ハ金(フラン)ニ依リ之ヲ表ス
- 十三 (一) 一切ノ新料金、料金ニ關スル全部又ハ細目ノ一切ノ變更ハ聯合事務局ニ依ル共ノ通告ヨリ十五日(發送ノ日ヲ含マズ)後ニ於テノミ之ヲ施行シ且該期間滿了ノ日ニ次グ一日又ハ十六日ヨリノミ之ヲ適用ス
- (二) 尤モ料金ノ變更ハ移動局發無線電報ニ對シテハ第一節ニ定ムル期限ヨリ一月後ニ於テノミ之ヲ施行ス
- (三) 前諸節ノ規定ハ例外ヲ許サズ

料金ノ低減

直接ニ一般ノ利益ニ關スル無線電報

十三 移動業務ニ於ケル無線電氣經過ニ對スル料金ハ直接ニ一般ノ利益ニ關スル無線電報ニシテ左ノ種類ニ屬スルモノニ對シ之ヲ徵收セズ

- (イ) 遭難ノ通報及之ニ對スル返信
- (ロ) 流水、遺棄物及浮流水雷ノ存在又ハ(サイクロン)及暴風ヲ通報スル移動局發通知
- (ハ) 航空ニ危險ナル突發的現象又ハ飛行場ニ於ケル突發的障礙ノ通知
- (ニ) 浮標ノ位置又ハ燈臺若ハ標識等ノ動作ノ突發的變化ヲ通報スル移動局發通知
- (ホ) 移動業務ニ關スル事務報

ODF 浦線電報

- 十四 (一) 歐羅巴外制度ニ屬スル國ノ電氣通信線路ヲ經過スル隱語無線電報ハ之ヲODF無線電報ト稱ス
- (二) ODF無線電報ノ無線電信料ハ該無線電報ノ電信料ト同一ノ割合ヲ以テ之ヲ低減ス
- (三) 直接又ハ歐羅巴外制度ノ國ノ一海岸局ノ媒介ニ依ル船舶局間ノ通信ニ於テハ隱語無線電報ハ之ヲODF無線電報ト

看做シ適用スベキ料金ハ全額料金ノ十分ノ六トス

四 許與セラレタル料金低減ハ常ニ無線電信中繼料ニ之ヲ適用ス

氣象無線電報

- 十五 (一) 氣象無線電報ニ適用スベキ陸上局料及移動局料ハ一切ノ關係ニ於テ少クトモ百分ノ五十ヲ低減ス
- (二) 陸上局ニ對シ右規定ノ施行セラルル期日ハ主管廳及經營會社ト關係ノ公ノ氣象業務トノ間ノ協定ニ依リ之ヲ定ム

新聞無線電報

- 十六 (一) 陸上局料及移動局料ハ航行局發陸地著新聞無線電報ニ對シテハ百分ノ五十ヲ低減ス該無線電報ハ國際電信規則第七十七條及第七十八條ニ規定スル許可條件ニ依ル陸上局所屬國內ニ宛ツル新聞無線電報ニ對シ徵收スベキ電信料ハ通常無線電報ニ適用スベキ電信料ノ半額トス
- (二) 陸上局所屬國以外ノ國ニ宛ツル新聞無線電報ハ陸上局所屬及著信國間ニ施行セラルル新聞料金ノ適用ヲ受ク

第三條 移動業務ニ於ケル通信ノ先順位ノ順位

一般規則第二十六條第六ニ掲グル無線通信ノ先順位ノ順位ハ原則トシテ左ノ如シ

- 第一 無線官報
- 第二 船舶ノ航海、行動及要求、航空業務ノ安全及順調ニ關スル無線電報並ニ公ノ氣象業務宛天候觀測ノ通報
- 第三 無線通信業務ノ運用又ハ先ニ交換シタル無線電報ニ關スル無線事務報
- 第四 公衆通信ノ無線電報

第四條 無線電報ノ賴信時刻

- 一 移動局發無線電報ノ傳送上該局賴信ノ日附及時刻ハ類表中ニ之ヲ表示ス
- 二 右賴信ノ時刻ハ零時乃至二十四時(夜半ヨリ)ノ「グリニッチ」標準時(T.M.G.)ヲ以テ之ヲ表示ス